

規則番号	規 則 名	所 管 名	公 布 年 月 日
規則第15号	さいたま市特定非常勤職員等の公務災害等に 伴う休業補償等に関する規則の一部を改正する規則	職 員 課	令和2年3月5日
規則第16号	さいたま市議会の議員その他非常勤の職員の 公務災害補償等の補償基礎額を定める規則の 一部を改正する規則	職 員 課	令和2年3月10日
規則第17号	さいたま市文化会館条例施行規則の一部を改 正する規則	文 化 振 興 課	令和2年3月11日
規則第18号	さいたま市コミュニティ施設条例施行規則の 一部を改正する規則	コ ミ ュ ニ テ ィ 推 進 課	令和2年3月16日
規則第19号	さいたま市下水道事業財務規則の一部を改正 する規則	下 水 道 財 務 課	令和2年3月18日
規則第20号	さいたま市児童相談所長事務委任規則の一部 を改正する規則	児 童 相 談 所	令和2年3月23日
規則第21号	さいたま市公印規則の一部を改正する規則	総 務 課	令和2年3月23日
規則第22号	さいたま市個人番号の利用に関する条例施行 規則の一部を改正する規則	情 報 政 策 部	令和2年3月23日
規則第23号	さいたま市災害弔慰金の支給等に関する条例 施行規則の一部を改正する規則	福 祉 総 務 課	令和2年3月23日
規則第24号	さいたま市児童福祉法施行細則の一部を改正 する規則	児 童 相 談 所	令和2年3月23日
規則第25号	さいたま市結核児童療育給付規則の一部を改 正する規則	疾 病 予 防 対 策 課	令和2年3月23日
規則第26号	さいたま市医療法施行細則の一部を改正する 規則	保 健 総 務 課	令和2年3月23日
規則第27号	さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例 施行規則の一部を改正する規則	生 活 衛 生 課	令和2年3月23日
規則第28号	さいたま市印鑑条例施行規則の一部を改正す る規則	区 政 推 進 部	令和2年3月23日
規則第29号	さいたま市消費生活センター条例施行規則の 一部を改正する規則	消 費 生 活 セ ン タ ー	令和2年3月23日
規則第30号	さいたま市事務分掌規則の一部を改正する規 則	総 務 課	令和2年3月31日
規則第31号	さいたま市事業所事務分掌規則の一部を改正 する規則	総 務 課	令和2年3月31日
規則第32号	さいたま市内部統制の推進に関する規則	法務・コンプライアンス課	令和2年3月31日
規則第33号	さいたま市保健所長事務委任規則の一部を改 正する規則	保 健 総 務 課	令和2年3月31日
規則第34号	さいたま市職員の職名に関する規則の一部を 改正する規則	人 事 課	令和2年3月31日

規則番号	規 則 名	所 管 名	公 布 年 月 日
規則第35号	さいたま市職員の任免等の手続に関する規則の一部を改正する規則	人 事 課	令和2年3月31日
規則第36号	さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則	人 事 課	令和2年3月31日
規則第37号	さいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	人 事 課	令和2年3月31日
規則第38号	さいたま市職員互助会条例施行規則の一部を改正する規則	職 員 課	令和2年3月31日
規則第39号	さいたま市職員の給与に関する条例及びさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例附則第4項及び第5項の規定による住居手当に関する規則	職 員 課	令和2年3月31日
規則第40号	さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則	職 員 課	令和2年3月31日
規則第41号	さいたま市職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則	職 員 課	令和2年3月31日
規則第42号	さいたま市予算規則の一部を改正する規則	財 政 課	令和2年3月31日
規則第43号	さいたま市会計規則の一部を改正する規則	出 納 課	令和2年3月31日
規則第44号	さいたま市契約規則の一部を改正する規則	契 約 課	令和2年3月31日
規則第45号	さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例施行規則	生 活 福 祉 課	令和2年3月31日
規則第46号	さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例施行規則の一部を改正する規則	保 育 課	令和2年3月31日
規則第47号	さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則	地 域 保 健 支 援 課	令和2年3月31日
規則第48号	さいたま市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則	国 民 健 康 保 険 課	令和2年3月31日
規則第49号	さいたま市環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則	環 境 対 策 課	令和2年3月31日
規則第50号	さいたま市立高等看護学院学則の一部を改正する規則の制定について	高 等 看 護 学 院	令和2年3月31日
規則第51号	さいたま市医療法施行細則の一部を改正する規則	地 域 医 療 課	令和2年3月31日
規則第52号	さいたま市健康増進法施行細則の一部を改正する規則	健 康 増 進 課	令和2年3月31日

規則番号	規 則 名	所 管 名	公 布 年 月 日
規則第53号	さいたま市浄化槽法施行細則の一部を改正する規則	環 境 対 策 課	令和2年3月31日
規則第54号	さいたま市浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則	環 境 対 策 課	令和2年3月31日
規則第55号	さいたま市立病院管理規則の一部を改正する規則	病 院 総 務 課	令和2年3月31日
規則第56号	さいたま市立病院看護師寮管理規則の一部を改正する規則	病 院 総 務 課	令和2年3月31日
規則第57号	さいたま市中高層建築物の建築及び大規模開発行為等に係る紛争の防止及び調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則	開 発 調 整 課	令和2年3月31日
規則第58号	さいたま市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	住 宅 政 策 課	令和2年3月31日
規則第59号	さいたま市市民住宅条例施行規則の一部を改正する規則	住 宅 政 策 課	令和2年3月31日
規則第60号	さいたま市改良住宅附属店舗管理規則の一部を改正する規則	住 宅 政 策 課	令和2年3月31日
規則第61号	さいたま市下水道排水設備指定工事店条例施行規則の一部を改正する規則	下 水 道 維 持 管 理 課	令和2年3月31日
規則第62号	さいたま市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則	消 防 企 画 課	令和2年3月31日
規則第63号	さいたま市消防吏員服制規則の一部を改正する規則	消 防 企 画 課	令和2年3月31日
規則第64号	さいたま市消防吏員被服等の給与及び貸与に関する規則の一部を改正する規則	消 防 企 画 課	令和2年3月31日
規則第65号	さいたま市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則の一部を改正する規則	消 防 団 活 躍 推 進 室	令和2年3月31日
規則第66号	さいたま市消防団員被服等の給与及び貸与に関する規則の一部を改正する規則	消 防 団 活 躍 推 進 室	令和2年3月31日
規則第67号	さいたま市災害救助基金管理規則	防 災 課	令和2年4月1日
規則第68号	さいたま市災害救助法施行細則	防 災 課	令和2年4月1日
規則第69号	さいたま市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則	国 民 健 康 保 険 課	令和2年4月14日
規則第70号	さいたま市優良宅地造成等認定規則の一部を改正する規則	都 市 計 画 課	令和2年5月1日
規則第71号	さいたま市放課後児童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則	青 少 年 育 成 課	令和2年5月21日
規則第72号	さいたま市食肉中央卸売市場業務規程施行規則の一部を改正する規則	食肉中央卸売市場・と畜場	令和2年5月21日

規則番号	規 則 名	所 管 名	公 布 年 月 日
規則第73号	さいたま市事務分掌規則の一部を改正する規則	総 務 課	令和2年5月22日
規則第74号	さいたま市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則	区 政 推 進 部	令和2年5月22日
規則第75号	さいたま市区役所の職員の兼務に関する規則の一部を改正する規則	区 政 推 進 部	令和2年5月22日
規則第76号	さいたま市障害者の利用に係る公の施設使用料等減免条例施行規則の一部を改正する規則	障 害 支 援 課	令和2年5月26日
規則第77号	さいたま市さいたま新都心バスターミナル条例施行規則	交 通 政 策 課	令和2年5月26日
規則第78号	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則	人 事 課	令和2年5月28日
規則第79号	さいたま市岩槻人形博物館条例施行規則の一部を改正する規則	岩 槻 人 形 博 物 館	令和2年5月28日
規則第80号	さいたま市大宮盆栽美術館条例施行規則の一部を改正する規則	大 宮 盆 栽 美 術 館	令和2年5月28日
規則第81号	さいたま市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則	食 品 ・ 医 薬 品 安 全 課	令和2年5月29日
規則第82号	さいたま市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則	食 品 ・ 医 薬 品 安 全 課	令和2年5月29日

さいたま市規則第15号

さいたま市特定非常勤職員等の公務災害等に伴う休業補償等に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市特定非常勤職員等の公務災害等に伴う休業補償等に関する規則（平成22年さいたま市規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
さいたま市 <u>特定非常勤職員</u> の公務災害等に伴う休業補償等に関する規則	さいたま市 <u>特定非常勤職員等</u> の公務災害等に伴う休業補償等に関する規則
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この規則は、 <u>特定非常勤職員</u> の公務上の災害又は通勤による災害に対する休業補償及び援護金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。	第1条 この規則は、 <u>特定非常勤職員等</u> の公務上の災害又は通勤による災害に対する休業補償及び援護金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。
(定義)	(定義)
第2条 この規則において「 <u>特定非常勤職員</u> 」とは、市長が任命する非常勤の職員のうち、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「法」という。）の適用を受けるものをいう。	第2条 この規則において「 <u>特定非常勤職員等</u> 」とは、市長が任命する非常勤の職員 <u>及び臨時の職員</u> のうち、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「法」という。）の適用を受けるものをいう。
2～6 [略]	2～6 [略]
(休業補償)	(休業補償)
第4条 市長は、 <u>特定非常勤職員</u> が公務上の災害又は通勤による災害により、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の収入を得ることができないときは、休業補償として、その収入を得ることができない日の第3日目までに限り、1日につき休業給付基礎日額の100分の60に相当する金額を支給する。ただし、当該療養のため、所定の勤務時間のうちその一部分についてのみ勤務する日に係る休業補償の額は、休業給付基礎日額から当該勤務に対して支払われる給与の額を控除して得た額の1	第4条 市長は、 <u>特定非常勤職員等</u> が公務上の災害又は通勤による災害により、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の収入を得ることができないときは、休業補償として、その収入を得ることができない日の第3日目までに限り、1日につき休業給付基礎日額の100分の60に相当する金額を支給する。ただし、当該療養のため、所定の勤務時間のうちその一部分についてのみ勤務する日に係る休業補償の額は、休業給付基礎日額から当該勤務に対して支払われる給与の額を控除して得た額の1

00分の60に相当する金額とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該特定非常勤職員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該拘置、留置又は収容の期間については、休業補償は行わない。

(1)・(2) [略]

(休業補償の請求)

第5条 休業補償を受けようとする特定非常勤職員は、休業補償請求書（休業補償援護金申請書）（様式第1号）に、市長が必要と認める書類を添付して、公務上の災害又は通勤による災害を受けたときの所属の長を経由して市長に提出しなければならない。

(休業補償の支給の決定)

第6条 市長は、前条の規定による休業補償請求書を受理した場合は、これを審査し、休業補償の可否を決定し、速やかに当該特定非常勤職員に書面で通知をしなければならない。

(援護金)

第7条 市長は、特定非常勤職員及びその遺族の援護を図るために、これらの者の申請に基づき、援護金の支給を行うことができる。

2 [略]

(休業援護金)

第8条 市長は、第4条第1項の規定により休業補償を受ける特定非常勤職員に対し、休業援護金として、休業補償が支給される日に限り、1日につき休業給付基礎日額の100分の20に相当する金額を支給する。ただし、同条第1項ただし書の規定の適用を受ける特定非常勤職員に係る休業援護金の額は、休業給付基礎日額から当該勤務に対して支払われる給与の額を控除して得た額の100分の20に相当する金額とする。

(援護金の申請等)

第11条 援護金の支給を受けようとする特定非常勤職員は、次の各号に掲げる援護金の区分に応じ当該各号に定める書面に、市長が必要と認める書類を添付して、公務上の災害又は通勤による災害を受けたときの所属の長を経由して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

2 [略]

00分の60に相当する金額とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該非常勤職員等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該拘置、留置又は収容の期間については、休業補償は行わない。

(1)・(2) [略]

(休業補償の請求)

第5条 休業補償を受けようとする特定非常勤職員等は、休業補償請求書（休業補償援護金申請書）（様式第1号）に、市長が必要と認める書類を添付して、公務上の災害又は通勤による災害を受けたときの所属の長を経由して市長に提出しなければならない。

(休業補償の支給の決定)

第6条 市長は、前条の規定による休業補償請求書を受理した場合は、これを審査し、休業補償の可否を決定し、速やかに当該特定非常勤職員等に書面で通知をしなければならない。

(援護金)

第7条 市長は、特定非常勤職員等及びその遺族の援護を図るために、これらの者の申請に基づき、援護金の支給を行うことができる。

2 [略]

(休業援護金)

第8条 市長は、第4条第1項の規定により休業補償を受ける特定非常勤職員等に対し、休業援護金として、休業補償が支給される日に限り、1日につき休業給付基礎日額の100分の20に相当する金額を支給する。ただし、同条第1項ただし書の規定の適用を受ける特定非常勤職員等に係る休業援護金の額は、休業給付基礎日額から当該勤務に対して支払われる給与の額を控除して得た額の100分の20に相当する金額とする。

(援護金の申請等)

第11条 援護金の支給を受けようとする特定非常勤職員等は、次の各号に掲げる援護金の区分に応じ当該各号に定める書面に、市長が必要と認める書類を添付して、公務上の災害又は通勤による災害を受けたときの所属の長を経由して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

2 [略]

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

さいたま市規則第16号

さいたま市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等の補償基礎額を定める規則の一部を改正する規則

さいたま市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等の補償基礎額を定める規則（平成13年さいたま市規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(その他の非常勤の職員の補償基礎額)	(その他の非常勤の職員の補償基礎額)
<p>第5条 前3条に規定する職員以外の非常勤の職員のうち、その職員の報酬が日額で定められている職員にあつては、その職員の補償基礎額は、負傷若しくは死亡の原因である事故の発生日又は診断によって疾病が確定した日（以下「被災日」という。）においてその者について定められていた報酬額とする。ただし、その職員の勤務時間が常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間に満たない場合は、その報酬をその職員の勤務時間で除して得た額に常時勤務を要する地方公務員について定められている勤務時間の数を乗じて得た額の100分の60に相当する額とする。</p> <p>2 前項に規定する職員でその報酬が出来高払制によって定められていた場合にあつては、その職員の補償基礎額は、過去3月間にその職員に対して支払われた報酬の総額をその勤務した日数で除して得た額の100分の60に相当する額とする。</p> <p>3 前3条に規定する職員以外の非常勤の職員のうち、その職員の報酬が月額で定められ、かつ、その職員の勤務を要する日が週をもって定められている場合にあつては、その職員の補償基礎額は、報酬月額に12を乗じ、その額を1週間の勤務を要する日の数に52を乗じたもので除して得た額とする。</p> <p>4 前3条に規定する職員以外の非常勤の職員のうち、次に掲げる職員の補償基礎額は、被災日において、その職員が新たにさいたま市職員の給与に</p>	<p>第5条 前3条に規定する職員以外の非常勤の職員のうち、その職員の報酬又は賃金が日額で定められている職員にあつては、その職員の補償基礎額は、負傷若しくは死亡の原因である事故の発生日又は診断によって疾病が確定した日（以下「被災日」という。）においてその者について定められていた報酬又は賃金額とする。ただし、その職員の勤務時間が常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間に満たない場合は、その報酬又は賃金をその職員の勤務時間で除して得た額に常時勤務を要する地方公務員について定められている勤務時間の数を乗じて得た額の100分の60に相当する額とする。</p> <p>2 前項に規定する職員でその報酬又は賃金が出来高払制によって定められていた場合にあつては、その職員の補償基礎額は、過去3月間にその職員に対して支払われた報酬又は賃金の総額をその勤務した日数で除して得た額の100分の60に相当する額とする。</p> <p>3 前3条に規定する職員以外の非常勤の職員のうち、その職員の報酬又は賃金が月額で定められ、かつ、その職員の勤務を要する日が週をもって定められている場合にあつては、その職員の補償基礎額は、報酬月額又は賃金月額に12を乗じ、その額を1週間の勤務を要する日の数に52を乗じたもので除して得た額とする。</p> <p>4 前3条に規定する職員以外の非常勤の職員のうち、次に掲げる職員の補償基礎額は、被災日において、その職員が新たにさいたま市職員の給与に</p>

関する条例（平成13年さいたま市条例第42号）の適用を受ける職員となった者とみなして、同条例第4条第1項の規定により決定される号給に対応する給料月額額の30分の1に相当する額とする。

(1) その報酬が月額で定められている職員（前項に規定する補償基礎額が定められている職員を除く。）

(2) その報酬が年額で定められている職員

(3) その報酬が支給されないこととされている職員

5 [略]

6 当該職員への報酬の支払形態が、第1項から第4項までの規定により難いと市長が認めたときは、市長が別に定める基準による。

7 給料を支給される職員の補償基礎額は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第4項から第8項までの規定の例により計算した額とする。

（年金補償基礎額及び休業補償基礎額の最低及び最高限度額）

第6条 条例第7条第2項及び条例第8条第2項の規定により市長が定める額は、地方公務員災害補償法第2条第11項及び第13項の規定により総務大臣が定める額と同額とする。

関する条例（平成13年さいたま市条例第42号）の適用を受ける職員となった者とみなして、同条例第4条第1項の規定により決定される号給に対応する給料月額額の30分の1に相当する額とする。

(1) その報酬又は賃金が月額で定められている職員（前項に規定する補償基礎額が定められている職員を除く。）

(2) その報酬又は賃金が年額で定められている職員

(3) その報酬又は賃金が支給されないこととされている職員

5 [略]

6 当該職員への報酬又は賃金の支払形態が、第1項から第4項までの規定により難いと市長が認めたときは、市長が別に定める基準による。

（年金補償基礎額及び休業補償基礎額の最低及び最高限度額）

第6条 条例第7条第2項及び条例第8条第2項の規定により市長が定める額は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第11項及び第13項の規定により総務大臣が定める額と同額とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後のさいたま市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等の補償基礎額を定める規則第5条第7項の規定は、この規則の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

さいたま市規則第17号

さいたま市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市文化会館条例施行規則（平成13年さいたま市規則第171号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(利用の申請)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の申請は、利用に係る会館の施設等に応じ、次に掲げる期間に行わなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>削除</u></p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(利用の申請)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の申請は、利用に係る会館の施設等に応じ、次に掲げる期間に行わなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>さいたま市民会館うらわ（以下「市民会館うらわ」という。）</u></p> <p><u>ア ホール及び楽屋 利用日の属する月の12月前（利用者が市外居住者である場合は、11月前）の月に属する日で市長が定める日から利用日の15日前までの期間</u></p> <p><u>イ 結婚式場及び披露宴場 利用日の属する月の12月前（新郎、新婦の両者が市外居住者である場合は、11月前）の月に属する日で市長が定める日から利用日の15日前までの期間</u></p> <p><u>ウ コンサート室及び展示室 利用日の属する月の6月前（利用者が市外居住者である場合は、5月前）の月に属する日で市長が定める日から利用日の15日前までの期間</u></p> <p><u>エ 集会室 利用日の属する月の3月前（利用者が市外居住者である場合は、2月前）の月に属する日で市長が定める日から利用日の3日前までの期間（ア、イ又はウの各施設と併せて利用しようとする場合は、ア、イ又はウの各施設に定める期間）</u></p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>

(利用料金の還付)

第8条 条例第13条第3号の規則で定める期限は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める期限とする。

(1) 第2条第2項第1号ア、ウ及びエ（同号ウ及びエにあっては、同号アの施設と併せて利用するものとして許可を受けた場合に限る。）、同項第3号ア及びイ（同号イにあっては、同号アの施設と併せて利用するものとして許可を受けた場合に限る。）並びに同項第4号アからウまで（同号ウにあっては、同号ア又はイの施設と併せて利用するものとして許可を受けた場合に限る。）に掲げる施設 利用日の3月前まで

(2) 第2条第2項第1号イ及びウ（同号ウにあっては、同号イの施設と併せて利用するものとして許可を受けた場合に限る。）に掲げる施設 利用日の2月前まで

(3) 第2条第2項第1号ウ（同号ア又はイの施設と併せて利用するものとして許可を受けた場合を除く。）、同項第3号イ（同号アの施設と併せて利用するものとして許可を受けた場合を除く。）及び同項第4号ウ（同号ア又はイの施設と併せて利用するものとして許可を受けた場合を除く。）に掲げる施設 利用日の1月前まで

2・3 [略]

別表（第6条関係）

1 [略]

(利用料金の還付)

第8条 条例第13条第3号の規則で定める期限は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める期限とする。

(1) 第2条第2項第1号ア、ウ及びエ（同号ウ及びエにあっては、同号アの施設と併せて利用するものとして許可を受けた場合に限る。）、同項第2号ア、イ及びエ（同号エにあっては、同号ア又はイの施設と併せて利用するものとして許可を受けた場合に限る。）、同項第3号ア及びイ（同号イにあっては、同号アの施設と併せて利用するものとして許可を受けた場合に限る。）並びに同項第4号アからウまで（同号ウにあっては、同号ア又はイの施設と併せて利用するものとして許可を受けた場合に限る。）に掲げる施設 利用日の3月前まで

(2) 第2条第2項第1号イ及びウ（同号ウにあっては、同号イの施設と併せて利用するものとして許可を受けた場合に限る。）並びに同項第2号ウ及びエ（同号エにあっては、同号ウの施設と併せて利用するものとして許可を受けた場合に限る。）に掲げる施設 利用日の2月前まで

(3) 第2条第2項第1号ウ（同号ア又はイの施設と併せて利用するものとして許可を受けた場合を除く。）、同項第2号エ（同号アからウまでの施設と併せて利用するものとして許可を受けた場合を除く。）、同項第3号イ（同号アの施設と併せて利用するものとして許可を受けた場合を除く。）並びに同項第4号ウ（同号ア又はイの施設と併せて利用するものとして許可を受けた場合を除く。）に掲げる施設 利用日の1月前まで

2・3 [略]

別表（第6条関係）

1 [略]

別表中2 市民会館うらわの表を削る。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>別表（第6条関係）</p> <p><u>2</u> 市民会館おおみや</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>備考</p> <p>1 [略]</p> <p>2 この表による利用料金は、<u>条例別表2</u> 市民会館おおみやの利用料金の表に規定する時間区分に従い、同表の午前、午後又は夜間の利用をもって1回、午前～午後又は午後～夜間の利用をもって2回、全日の利用をもって3回の利用として計算する。ただし、映写機の利用料金は上映時間10分を1回の利用として計算する。</p> <p>3 [略]</p> <p><u>3</u> 市民会館いわつき</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>備考 この表による利用料金は、<u>条例別表3</u> 市民会館いわつきの利用料金の表に規定する施設の利用料金の時間区分に従い、同表の午前、午後又は夜間の利用をもって1回、同表の全日の利用をもって3回の利用として計算する。ただし、映写機の利用料金は上映時間10分を1回の利用とし、コインロッカーの利用料金は1回の利用の利用料金として計算する。</p>	<p>別表（第6条関係）</p> <p><u>3</u> 市民会館おおみや</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>備考</p> <p>1 [略]</p> <p>2 この表による利用料金は、<u>条例別表3</u> 市民会館おおみやの利用料金の表に規定する時間区分に従い、同表の午前、午後又は夜間の利用をもって1回、午前～午後又は午後～夜間の利用をもって2回、全日の利用をもって3回の利用として計算する。ただし、映写機の利用料金は上映時間10分を1回の利用として計算する。</p> <p>3 [略]</p> <p><u>4</u> 市民会館いわつき</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>備考 この表による利用料金は、<u>条例別表4</u> 市民会館いわつきの利用料金の表に規定する施設の利用料金の時間区分に従い、同表の午前、午後又は夜間の利用をもって1回、同表の全日の利用をもって3回の利用として計算する。ただし、映写機の利用料金は上映時間10分を1回の利用とし、コインロッカーの利用料金は1回の利用の利用料金として計算する。</p>

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

さいたま市規則第18号

さいたま市コミュニティ施設条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市コミュニティ施設条例施行規則（平成13年さいたま市規則第163号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前					
別表（第6条関係）					別表（第6条関係）					
1～7 [略]					1～7 [略]					
8 与野本町コミュニティセンター					8 与野本町コミュニティセンター					
	名称	単位	使用料（1回につき）	備考		名称	単位	使用料（1回につき）	備考	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
	[略]	[略]	[略]	[略]		ビデオプロジェクト	1式	540円	視聴覚室兼会議室のみ	
	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	
	[略]	[略]	[略]	[略]		レクチャーアン	1式	540円		
	音響装置	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	
	音響・映像装置	1式	1,100円	視聴覚室兼会議室、多目的ルーム（大）及び多目的ルーム（小）のみ						
	拡声装置	1式	100円							
	DLPプロジェ	1式	1,040円	視聴覚						

さいたま市規則第19号

さいたま市下水道事業財務規則の一部を改正する規則

さいたま市下水道事業財務規則（平成17年さいたま市規則第117号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(資金前渡の範囲)	(資金前渡の範囲)
第19条 令第21条の5第1項第15号に規定する資金前渡することができる経費は、次に掲げるものとする。	第19条 令第21条の5第1項第15号に規定する資金前渡することができる経費は、次に掲げるものとする。
(1) [略]	(1) 賃金
(2) [略]	(2) [略]
(3) [略]	(3) [略]
(4) [略]	(4) [略]
(5) [略]	(5) [略]
(6) [略]	(6) [略]
(7) [略]	(7) [略]
(8) [略]	(8) [略]
(9) [略]	(9) [略]
(10) [略]	(10) [略]
(11) [略]	(11) [略]
(12) [略]	(12) [略]
(13) [略]	(13) [略]
(14) [略]	(14) [略]
(15) [略]	(15) [略]
(準用規定)	(準用規定)
第50条 さいたま市予算規則（平成13年さいたま市規則第60号）第2章、第10条から第15条まで、第17条（別表第3第3号及び同表第5号を除く。）から第29条までの規定は、予算の編成、執行及び繰越しについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	第50条 さいたま市予算規則（平成13年さいたま市規則第60号）第2章、第10条から第15条まで、第17条（別表第3第3号及び同表第5号を除く。）から第29条までの規定は、予算の編成、執行及び繰越しについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
[略]	[略]
第13条第3 [略]	第13条第3 [略]

項		
第14条	財政課長	下水道財務課長
[略]		

項		
[略]		

別表（第17条関係）

費目等	様式の区分
[略]	
手当等	[略]
[略]	

備考 [略]

別表（第17条関係）

費目等	様式の区分
[略]	
手当等	[略]
賃金	◎
[略]	

備考 [略]

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

さいたま市規則第20号

さいたま市児童相談所長事務委任規則の一部を改正する規則

さいたま市児童相談所長事務委任規則（平成15年さいたま市規則第90号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(委任事務) 第2条 児童相談所長に委任する事務は、次のとおりとする。 (1)～(28) [略] (29) 児童虐待防止法第11条第4項の規定による勧告に関する事。 (30) 児童虐待防止法第11条第5項の規定による措置に関する事。	(委任事務) 第2条 児童相談所長に委任する事務は、次のとおりとする。 (1)～(28) [略] (29) 児童虐待防止法第11条第3項の規定による勧告に関する事。 (30) 児童虐待防止法第11条第4項の規定による措置に関する事。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

さいたま市規則第21号

さいたま市公印規則の一部を改正する規則

さいたま市公印規則（平成13年さいたま市規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後							改正前						
別表第1（第5条、第8条関係）							別表第1（第5条、第8条関係）						
(1) [略]							(1) [略]						
(2) 職印							(2) 職印						
ア～オ [略]							ア～オ [略]						
カ その他の印							カ その他の印						
公印の名称	ひな形番号	書体	寸法（ミリメートル）	個数	使用区分	保管者	公印の名称	ひな形番号	書体	寸法（ミリメートル）	個数	使用区分	保管者
[略]							[略]						
さいたま市消費生活総合センター 所長印	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	さいたま市消費生活総合センター 所長印	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
さいたま市岩槻人形博物館副館長印	85	てん書	方24	1	岩槻人形博物館副館長印で発する文書	スポーツ文化局文化部岩槻人形博物館副館長							
[略]							[略]						
さいたま市北部児童相談所 所長印	86	てん書	方24	1	北部児童相談所長名で発する文書	子ども未来局子ども家庭総合セン	さいたま市児童相談所 所長印	23	てん書	方24	1	児童相談所長名で発する文書	子ども未来局子ども家庭総合セン

						ター北 部児童 相談所 長
さいたま市南部児童相談所長印	86	てん書	方24	1	南部児童相談所長名で発する文書	子ども未来局子ども家庭総合センター南部児童相談所長

[略]

キ・ク [略]

ケ 出納員領収印

公印の名称	ひな形番号	書体	寸法（ミリメートル）	個数	使用区分	保管者
さいたま市出納員領収印	[略]	[略]	[略]	<u>1</u> <u>4</u> <u>7</u>	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

コ 現金取扱員領収印

公印の名称	ひな形番号	書体	寸法（ミリメートル）	個数	使用区分	保管者
さいたま市現金取扱員領収印	[略]	[略]	[略]	<u>2</u> <u>2</u> <u>2</u>	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

別表第2（第5条関係）

(1) [略]

(2) 職印

ア～オ [略]

カ その他の印

						ター児 童相談 所長
--	--	--	--	--	--	------------------

[略]

キ・ク [略]

ケ 出納員領収印

公印の名称	ひな形番号	書体	寸法（ミリメートル）	個数	使用区分	保管者
さいたま市出納員領収印	[略]	[略]	[略]	<u>1</u> <u>4</u> <u>9</u>	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

コ 現金取扱員領収印

公印の名称	ひな形番号	書体	寸法（ミリメートル）	個数	使用区分	保管者
さいたま市現金取扱員領収印	[略]	[略]	[略]	<u>2</u> <u>2</u> <u>1</u>	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

別表第2（第5条関係）

(1) [略]

(2) 職印

ア～オ [略]

カ その他の印

さいたま市規則第22号

さいたま市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市個人番号の利用に関する条例施行規則（平成27年さいたま市規則第113号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（条例別表第2の規則で定める事務及び情報）</p> <p>第3条 条例別表第2第1項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）第15条第1項又は第2項の規定による徴収猶予に関する事務 次に掲げる情報</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 納税義務者又は特別徴収義務者に係る生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の規定による保護の実施、同法第24条第1項の規定による保護の開始若しくは同条第9項の規定による保護の変更、同法第25条第1項の規定による職権による保護の開始若しくは同条第2項の規定による職権による保護の変更、<u>同法第26条の規定による保護の停止若しくは廃止、同法第55条の4第1項の規定による就労自立給付金の支給又は同法第55条の5第1項の規定による進学準備給付金の支給に関する情報</u>（以下「生活保護事務関係情報」という。）</p> <p>ウ 納税義務者又は特別徴収義務者に係る生活保護法第19条第1項、第24条第1項若しくは第9項、<u>第25条第1項若しくは第2項、第26条、第55条の4第1項又は第55条の5第1項</u>を準用した外国人に対する保護の措置に関する情報（以下「生活保護準用事務関係情報」という。）</p> <p>エ [略]</p> <p>オ 納税義務者又は特別徴収義務者に係る介護</p>	<p>（条例別表第2の規則で定める事務及び情報）</p> <p>第3条 条例別表第2第1項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）第15条第1項又は第2項の規定による徴収猶予に関する事務 次に掲げる情報</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 納税義務者又は特別徴収義務者に係る生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の規定による保護の実施、同法第24条第1項の規定による保護の開始若しくは同条第9項の規定による保護の変更、同法第25条第1項の規定による職権による保護の開始若しくは同条第2項の規定による職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護事務関係情報」という。）</p> <p>ウ 納税義務者又は特別徴収義務者に係る生活保護法第19条第1項、第24条第1項若しくは第9項又は第25条第1項若しくは第2項を準用した外国人に対する保護の措置に関する情報（以下「生活保護準用事務関係情報」という。）</p> <p>エ [略]</p> <p>オ 納税義務者又は特別徴収義務者に係る介護</p>

保険法第18条の保険給付又は同法第115条の45の地域支援事業の実施に関する情報（以下「介護保険給付関係情報」という。）

カ～セ [略]

(2)～(12) [略]

(13) 地方税法第331条、第334条、第373条、第463条の27、第485条の3、第613条、第701条の18、第701条の65又は第702条の8の規定による滞納処分に関する事務 次に掲げる情報

ア 納税義務者又は特別徴収義務者に係る中国残留邦人等支援法第14条第4項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第24条第9項の規定による保護の変更、同法第25条第2項の規定による職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止による過誤払金、同法第63条の保護に要する費用の返還及び同法第77条第1項、第77条の2第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。イ及びウにおいて同じ。）に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等費用返還等情報」という。）

イ 納税義務者又は特別徴収義務者に係る生活保護法第24条第9項の規定による保護の変更、同法第25条第2項の規定による職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止による過誤払金、同法第63条の保護に要する費用の返還及び同法第77条第1項、第77条の2第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収に関する情報（以下「生活保護事務費用返還等情報」という。）

ウ 納税義務者又は特別徴収義務者に係る生活保護法を準用した外国人に対する生活保護法第24条第9項の規定による保護の変更、同法第25条第2項の規定による職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止による過誤払金、同法第63条の保護に要する費用の返還及び同法第77条第1項、第77条の2第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収に関する情報

保険法第18条の保険給付に関する情報（以下「介護保険給付関係情報」という。）

カ～セ [略]

(2)～(12) [略]

(13) 地方税法第331条、第334条、第373条、第463条の27、第485条の3、第613条、第701条の18、第701条の65又は第702条の8の規定による滞納処分に関する事務 次に掲げる情報

ア 納税義務者又は特別徴収義務者に係る中国残留邦人等支援法第14条第4項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第24条第9項の規定による保護の変更、同法第25条第2項の規定による職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止による過誤払金、同法第63条の保護に要する費用の返還及び同法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。イ及びウにおいて同じ。）に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等費用返還等情報」という。）

イ 納税義務者又は特別徴収義務者に係る生活保護法第24条第9項の規定による保護の変更、同法第25条第2項の規定による職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止による過誤払金、同法第63条の保護に要する費用の返還及び同法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収に関する情報（以下「生活保護事務費用返還等情報」という。）

ウ 納税義務者又は特別徴収義務者に係る生活保護法を準用した外国人に対する生活保護法第24条第9項の規定による保護の変更、同法第25条第2項の規定による職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止による過誤払金、同法第63条の保護に要する費用の返還及び同法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収に関する情報（以下「生活保護準用

(以下「生活保護準用事務費用返還等情報」という。)

エ～ク [略]

ケ 納税義務者又は特別徴収義務者に係る児童福祉法第56条第2項の規定による保育所の利用者負担額の徴収に関する情報(以下「保育所費用徴収情報」という。)

第4条 条例別表第2第2項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 生活保護法第19条第1項の規定による保護の実施に関する事務 次に掲げる情報

ア 生活保護法第6条第2項の要保護者又は同条第1項の被保護者であった者及び同法第63条の費用の返還に係る返還金又は同法第77条第1項、第77条の2第1項若しくは第78条第1項から第3項までの規定による徴収金(同法第78条の2第1項又は第2項の規定による徴収金を含む。)の相続人(以下この条において「要保護者等」という。)に係る中国残留邦人等支援給付等費用返還等情報

イ～ノ [略]

(2)～(5) [略]

(6) 生活保護法第77条第1項、第77条の2第1項又は第78条第1項から第3項までの規定による徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の規定による徴収金の徴収を含む。)に関する事務 前号に掲げる情報

(7) 生活保護法第77条の2第2項(同法第78条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による国税徴収の例による徴収猶予に関する事務 第5号に掲げる情報

(8) 生活保護法第77条の2第2項の規定による国税徴収の例による滞納処分に関する事務 第5号に掲げる情報

(9) 生活保護法第77条の2第2項の規定による国税徴収の例による徴収停止に関する事務 第5号に掲げる情報

(10) 生活保護法第77条の2第2項の規定による国税徴収の例による換価の猶予に関する事務 第5号に掲げる情報

第6条 条例別表第2第4項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

事務費用返還等情報」という。)

エ～ク [略]

ケ 納税義務者又は特別徴収義務者に係る児童福祉法第56条第3項の規定による保育所の利用者負担額の徴収に関する情報(以下「保育所費用徴収情報」という。)

第4条 条例別表第2第2項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 生活保護法第19条第1項の規定による保護の実施に関する事務 次に掲げる情報

ア 生活保護法第6条第2項の要保護者又は同条第1項の被保護者であった者及び同法第63条の費用の返還に係る返還金又は同法第77条第1項若しくは第78条第1項から第3項までの規定による徴収金(同法第78条の2第1項又は第2項の規定による徴収金を含む。)の相続人(以下この条において「要保護者等」という。)に係る中国残留邦人等支援給付等費用返還等情報

イ～ノ [略]

(2)～(5) [略]

(6) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定による徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の規定による徴収金の徴収を含む。)に関する事務 前号に掲げる情報

(7) 生活保護法第78条第4項の規定による国税徴収の例による徴収猶予に関する事務 第5号に掲げる情報

(8) 生活保護法第78条第4項の規定による国税徴収の例による滞納処分に関する事務 第5号に掲げる情報

(9) 生活保護法第78条第4項の規定による国税徴収の例による徴収停止に関する事務 第5号に掲げる情報

(10) 生活保護法第78条第4項の規定による国税徴収の例による換価の猶予に関する事務 第5号に掲げる情報

第6条 条例別表第2第4項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1)・(2) [略]

(3) 介護保険法第49条の2の規定による第1号被保険者（同法第9条第1号の第1号被保険者をいう。以下この条において同じ。）に係る居宅介護サービス費等の額の適用に係る事実についての審査に関する事務 第1号被保険者の要介護被保険者に係る生活保護準用事務関係情報

(4) 介護保険法第50条に規定する居宅介護サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る生活保護準用事務関係情報

(5) 介護保険法第51条第1項に規定する高額介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る生活保護準用事務関係情報

(6) [略]

(7) 介護保険法第59条の2に規定する第1号被保険者に係る介護予防サービス費等の額の適用に係る事実についての審査に関する事務 第1号被保険者の要支援被保険者に係る生活保護準用事務関係情報

(8) 介護保険法第60条に規定する介護予防サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る生活保護準用事務関係情報

(9) 介護保険法第61条第1項の高額介護予防サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る生活保護準用事務関係情報

(10) [略]

(11) 介護保険法第66条第1項又は第2項の保険料滞納者に係る支払方法の変更を行う際の特別の事情の確認に関する事務 当該保険料滞納者に係る生活保護準用事務関係情報

(1)・(2) [略]

(3) 介護保険法第49条の2の規定による第1号被保険者（同法第9条第1号の第1号被保険者をいう。以下この条において同じ。）に係る居宅介護サービス費等の額の適用に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 第1号被保険者の要介護被保険者に係る中国残留邦人等支援給付等実施関係情報

イ 第1号被保険者の要介護被保険者に係る生活保護準用事務関係情報

(4) 介護保険法第50条に規定する居宅介護サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付等実施関係情報

イ 当該申請を行う者に係る生活保護準用事務関係情報

(5) 介護保険法第51条第1項に規定する高額介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

(6) [略]

(7) 介護保険法第59条の2に規定する第1号被保険者に係る介護予防サービス費等の額の適用に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 第1号被保険者の要支援被保険者に係る中国残留邦人等支援給付等実施関係情報

イ 第1号被保険者の要支援被保険者に係る生活保護準用事務関係情報

(8) 介護保険法第60条に規定する介護予防サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務 第4号に掲げる情報

(9) 介護保険法第61条第1項の高額介護予防サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 第4号に掲げる情報

(10) [略]

(11) 介護保険法第66条第1項又は第2項の保険料滞納者に係る支払方法の変更を行う際の特別の事情の確認に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該保険料滞納者に係る中国残留邦人等支援給付等実施関係情報

イ 当該保険料滞納者に係る生活保護準用事務

- (12) 介護保険法第66条第3項の規定による保険料滞納者に係る支払方法変更の記載の消除に関する事務 当該保険料滞納者に係る生活保護準用事務関係情報
- (13) 介護保険法第67条第1項又は第2項の保険給付の支払の一時差止めを行う際の特別の事情の確認に関する事務 当該保険料滞納者に係る生活保護準用事務関係情報
- (14) 介護保険法第68条第1項の第2号被保険者（同法第9条第2号の第2号被保険者をいう。次号において同じ。）の保険給付の一時差止めを行う際の特別の事情の確認に関する事務 当該保険料滞納者に係る生活保護準用事務関係情報
- (15) 介護保険法第68条第2項の第2号被保険者の保険給付の一時差止めの記載の消除を行う場合の特別の事情があることの確認に関する事務 当該保険料滞納者に係る生活保護準用事務関係情報
- (16) 介護保険法第69条第1項ただし書の保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の減額を行う際の特別の事情の確認に関する事務 当該保険料の徴収する権利が消滅した者に係る生活保護準用事務関係情報
- (17) 介護保険法第69条第1項又は第2項の保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等の記載の消除を行う場合の特別の事情があることの確認に関する事務 当該保険料の徴収する権利が消滅した者に係る生活保護準用事務関係情報
- (18) 介護保険法第115条の45の地域支援事業の実施の要件に該当するかどうかの確認に関する事務 当該確認に係る被保険者（同法第9条に規定する被保険者をいう。以下この条において同じ。）、要介護被保険者（同法第41条第1項に規定する要介護被保険者をいう。以下この条において同じ。）を現に介護する者その他個々の事業の対象者として市が認める者に係る生活保護準用事務関係情報

関係情報

- (12) 介護保険法第66条第3項の規定による保険料滞納者に係る支払方法変更の記載の消除に関する事務 前号に掲げる情報
- (13) 介護保険法第67条第1項又は第2項の保険給付の支払の一時差止めを行う際の特別の事情の確認に関する事務 第11号に掲げる情報
- (14) 介護保険法第68条第1項の第2号被保険者（同法第9条第2号の第2号被保険者をいう。次号において同じ。）の保険給付の一時差止めを行う際の特別の事情の確認に関する事務 第11号に掲げる情報
- (15) 介護保険法第68条第2項の第2号被保険者の保険給付の一時差止めの記載の消除を行う場合の特別の事情があることの確認に関する事務 第11号に掲げる情報
- (16) 介護保険法第69条第1項ただし書の保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の減額を行う際の特別の事情の確認に関する事務 当該保険料の徴収する権利が消滅した者に係る第11号に掲げる情報
- (17) 介護保険法第69条第1項又は第2項の保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等の記載の消除を行う場合の特別の事情があることの確認に関する事務 当該保険料の徴収する権利が消滅した者に係る第11号に掲げる情報
- (18) 介護保険法第115条の45の地域支援事業の実施の要件に該当するかどうかの確認に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該確認に係る被保険者（介護保険法第9条に規定する被保険者をいう。以下この条において同じ。）、要介護被保険者を現に介護する者その他個々の事業の対象者として市が認める者に係る中国残留邦人等支援給付等実施関係情報

イ 当該確認に係る被保険者、要介護被保険者を現に介護する者その他個々の事業の対象者として市が認める者に係る生活保護準用事務関係情報

(19) 介護保険法第115条の45第1項の介護予防・日常生活支援総合事業の負担割合の判定に関する事務 当該判定に係る居宅要支援被保険者等（介護保険法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。以下この条において同じ。）に係る生活保護準用事務関係情報

(20) 介護保険法第115条の45第1項の介護予防・日常生活支援総合事業に係る高額介護予防サービス費相当事業の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア [略]

イ [略]

(21) 介護保険法第115条の45第1項の介護予防・日常生活支援総合事業に係る高額医療合算介護予防サービス費相当事業の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア [略]

イ [略]

ウ [略]

エ [略]

オ [略]

(22) 介護保険法第115条の45第5項及び第115条の47第8項に規定する利用料の請求に係る事務 当該請求に係る利用者に係る生活保護準用事務関係情報

(23) [略]

(24) 介護保険法第129条第2項の規定による保険料の賦課に関する事務 当該保険料を課せら

(19) 介護保険法第115条の45第1項の介護予防・日常生活支援総合事業の負担割合の判定に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該判定に係る居宅要支援被保険者等（介護保険法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。以下この条において同じ。）に係る中国残留邦人等支援給付等実施関係情報

イ 当該判定に係る居宅要支援被保険者等に係る生活保護準用事務関係情報

(20) 介護保険法第115条の45第1項の介護予防・日常生活支援総合事業に係る高額介護予防サービス費相当事業の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る居宅要支援被保険者等に係る中国残留邦人等支援給付等実施関係情報

イ 当該申請に係る居宅要支援被保険者等に係る生活保護事務関係情報

ウ [略]

エ [略]

(21) 介護保険法第115条の45第1項の介護予防・日常生活支援総合事業に係る高額医療合算介護予防サービス費相当事業の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請に係る居宅要支援被保険者等に係る中国残留邦人等支援給付等実施関係情報

イ 当該申請に係る居宅要支援被保険者等に係る生活保護事務関係情報

ウ [略]

エ [略]

オ [略]

カ [略]

キ [略]

(22) 介護保険法第115条の45第5項及び第115条の47第8項に規定する利用料の請求に係る事務 次に掲げる情報

ア 当該請求に係る利用者に係る中国残留邦人等支援給付等実施関係情報

イ 当該請求に係る利用者に係る生活保護準用事務関係情報

(23) [略]

(24) 介護保険法第129条第2項の規定による保険料の賦課に関する事務 当該保険料を課せら

れる被保険者に係る生活保護準用事務関係情報

(25) 介護保険法第142条の規定による保険料の減免又は徴収の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

- ア [略]
- イ [略]
- ウ [略]
- エ [略]
- オ [略]
- カ [略]
- キ [略]
- ク [略]
- ケ [略]
- コ [略]
- サ [略]
- シ [略]
- ス [略]
- セ [略]
- ソ [略]
- タ [略]

(26)・(27) [略]

(28) 介護保険法施行法第13条第3項の施設介護サービス費又は同条第5項の特定入所者介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る生活保護準用事務関係情報

(29) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第27条第1項に規定する被保険者証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る生活保護準用事務関係情報

(30) 介護保険法施行規則第32条の規定による被保険者の資格の喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該資格喪失者に係る生活保護準用事務関係情報

(31) [略]

(32) 介護保険法施行規則第83条の6（同令第97条の4において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る生活保護準用事務関係情報

れる被保険者に係る第4号に掲げる情報

(25) 介護保険法第142条の規定による保険料の減免又は徴収の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該保険料の減免又は徴収の猶予を申請する者に係る中国残留邦人等支援給付等実施関係情報

- イ [略]
- ウ [略]
- エ [略]
- オ [略]
- カ [略]
- キ [略]
- ク [略]
- ケ [略]
- コ [略]
- サ [略]
- シ [略]
- ス [略]
- セ [略]
- ソ [略]
- タ [略]
- チ [略]

(26)・(27) [略]

(28) 介護保険法施行法第13条第3項の施設介護サービス費又は同条第5項の特定入所者介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 第4号に掲げる情報

(29) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第27条第1項に規定する被保険者証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 第4号に掲げる情報

(30) 介護保険法施行規則第32条の規定による被保険者の資格の喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該資格喪失者に係る第4号に掲げる情報

(31) [略]

(32) 介護保険法施行規則第83条の6第1項（同令第97条の4において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付等実施関係情報

イ 当該申請を行う者に係る生活保護準用事務関係情報

務者と同一の世帯に属する者に係る知的障害者福祉措置等実施関係情報

ウ 当該費用の徴収に係る身体障害者又は当該身体障害者の扶養義務者若しくは当該扶養義務者と同一の世帯に属する者に係る児童福祉措置等実施関係情報

エ 当該費用の徴収に係る身体障害者又は当該身体障害者の扶養義務者若しくは当該扶養義務者と同一の世帯に属する者に係る老人福祉措置等実施関係情報

オ 当該費用の徴収に係る身体障害者又は当該身体障害者の扶養義務者若しくは当該扶養義務者と同一の世帯に属する者に係る自立支援給付支給情報

カ 当該費用の徴収に係る身体障害者又は当該身体障害者と同一の世帯に属する者に係る個人市民税賦課徴収情報

キ 当該費用の徴収に係る身体障害者又は当該身体障害者の扶養義務者若しくは当該扶養義務者と同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第21条の5の3第1項の障害児通所給付費、同法第21条の5の4第1項の特例障害児通所給付費又は同法第21条の5の12第1項の高額障害児通所給付費の支給に関する情報（以下「障害児通所給付費等支給情報」という。）

ク 当該費用の徴収に係る身体障害者又は当該身体障害者の扶養義務者若しくは当該扶養義務者と同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第24条の2第1項の障害児入所給付費、同法第24条の6第1項の高額障害児入所給付費又は同法第24条の7第1項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報（以下「障害児入所給付費等支給情報」という。）

(3) 当該費用の徴収に係る身体障害者又は当該身体障害者の扶養義務者若しくは当該扶養義務者と同一の世帯に属する者に係る児童福祉措置等実施関係情報

(4) 当該費用の徴収に係る身体障害者又は当該身体障害者の扶養義務者若しくは当該扶養義務者と同一の世帯に属する者に係る老人福祉措置等実施関係情報

(5) 当該費用の徴収に係る身体障害者又は当該身体障害者の扶養義務者若しくは当該扶養義務者と同一の世帯に属する者に係る自立支援給付支給情報

(6) 当該費用の徴収に係る身体障害者又は当該身体障害者の扶養義務者若しくは当該扶養義務者

と同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第21条の5の3第1項の障害児通所給付費、同法第21条の5の4第1項の特例障害児通所給付費又は同法第21条の5の12第1項の高額障害児通所給付費の支給に関する情報（以下「障害児通所給付費等支給情報」という。）

(7) 当該費用の徴収に係る身体障害者又は当該身体障害者の扶養義務者若しくは当該扶養義務者と同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第24条の2第1項の障害児入所給付費、同法第24条の6第1項の高額障害児入所給付費又は同法第24条の7第1項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報（以下「障害児入所給付費等支給情報」という。）

第9条 条例別表第2第7項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1)・(2) [略]

(3) 知的障害者福祉法第27条に規定する費用の徴収に関する事務 次に掲げる情報
ア～キ [略]

ク [略]

ケ [略]

第12条 条例別表第2第10項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 障害者総合支援法第6条の自立支援給付の支給に関する事務 次に掲げる情報
ア～カ [略]

キ 当該申請に係る障害者等又は当該障害者等と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険税賦課徴収情報

ク [略]

ケ [略]

コ 当該申請に係る障害者等又は当該障害者等と同一の世帯に属する者に係る個人市民税賦課徴収情報

サ [略]

シ [略]

ス [略]

(2)～(4) [略]

第9条 条例別表第2第7項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1)・(2) [略]

(3) 知的障害者福祉法第27条に規定する費用の徴収に関する事務 次に掲げる情報
ア～キ [略]

ク 当該費用の徴収に係る知的障害者又は当該知的障害者と同一の世帯に属する者に係る個人市民税賦課徴収情報

ケ [略]

コ [略]

第12条 条例別表第2第10項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 障害者総合支援法第6条の自立支援給付の支給に関する事務 次に掲げる情報
ア～カ [略]

キ [略]

ク [略]

ケ [略]

コ [略]

サ [略]

(2)～(4) [略]

第14条 条例別表第2第12項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1)～(10) [略]

(11) 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第2条第1項若しくは第3条（これらの規定を同省令第20条において読み替えて準用する場合を含む。）の被保険者の資格取得の届出又は同省令第11条、第12条若しくは第13条第1項（これらの規定を同省令第20条において読み替えて準用する場合を含む。）の被保険者の資格喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る国民年金法による年金の被保険者の資格に関する情報

(12) 国民健康保険法施行規則第5条の4の規定による届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る介護保険適用除外関係情報

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

第21条 条例別表第2第19項の規則で定める事務は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第31条の規定による費用の徴収に関する事務とし、同項の規則で定める情報は次に掲げる情報とする。

(1) 当該精神障害者又はその配偶者若しくは当該精神障害者と生計を一にする民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に規定する扶養義務者（以下この条において「扶養義務者」という。）に関する生活保護準用事務関係情報

(2) 当該精神障害者又はその配偶者若しくは当該精神障害者と生計を一にする扶養義務者に関する個人市民税賦課徴収情報

第32条 条例別表第2第30項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 中国残留邦人等支援法第14条第1項若しくは第3項の支援給付の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下この号において「平成19年改正法」という。）附則第4条

第14条 条例別表第2第12項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1)～(10) [略]

(11) 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第5条の4の規定による届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る介護保険適用除外関係情報

(12) 国民健康保険法施行規則第5条の4の規定による届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る介護保険適用除外関係情報

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

第21条 条例別表第2第19項の規則で定める事務は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第31条の規定による費用の徴収に関する事務とし、同項の規則で定める情報は次に掲げる情報とする。

(1) 当該精神障害者又はその配偶者若しくは当該精神障害者と生計を一にする絶対的扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条第1項の直系血族及び兄弟姉妹をいう。）に関する生活保護準用事務関係情報

(2) 当該精神障害者又はその配偶者若しくは当該精神障害者と生計を一にする3親等以内の親族に関する個人市民税賦課徴収情報

第32条 条例別表第2第30項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 中国残留邦人等支援法第14条第1項若しくは第3項の支援給付の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下この号において「平成19年改正法」という。）附則第4条

第1項の支援給付の支給の実施に関する事務次に掲げる情報

ア 中国残留邦人等支援法第14条第1項若しくは第3項の支援給付若しくは平成19年改正法附則第4条第1項の支援給付の支給を必要とする状態にある者又は当該支給を受けていた者及び生活保護法第63条の費用の返還に係る返還金又は同法第77条第1項、第77条の2第1項若しくは第78条第1項から第3項までの規定による徴収金（同法第78条の2第1項又は第2項の規定による徴収金を含む。）の相続人（以下この条において「要支援者等」という。）に係る生活保護事務関係情報

イ～ハ [略]

(2) [略]

(3) 中国残留邦人等支援法第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定により従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第77条第1項、第77条の2第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収に関する事務 前号に掲げる情報

(4) 中国残留邦人等支援法第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定により従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第77条の2第2項の規定による国税徴収の例による徴収猶予に関する事務 第2号に掲げる情報

(5) 中国残留邦人等支援法第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定により従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第77条の2第2項の規定による国税徴収の例による滞納処分に関する事務 第2号に掲げる情報

(6) 中国残留邦人等支援法第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定により従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第77条の2第2項の規定による国税徴収の例による執行停止に関する事務 第2号に掲げる情報

(7) 中国残留邦人等支援法第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定により従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第77条の2第2項の規定

第1項の支援給付の支給の実施に関する事務次に掲げる情報

ア 中国残留邦人等支援法第14条第1項若しくは第3項の支援給付若しくは平成19年改正法附則第4条第1項の支援給付の支給を必要とする状態にある者又は当該支給を受けていた者及び生活保護法第63条の費用の返還に係る返還金又は同法第77条第1項若しくは第78条第1項から第3項までの規定による徴収金（同法第78条の2第1項又は第2項の規定による徴収金を含む。）の相続人（以下この条において「要支援者等」という。）に係る生活保護事務関係情報

イ～ハ [略]

(2) [略]

(3) 中国残留邦人等支援法第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定により従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収に関する事務 前号に掲げる情報

(4) 中国残留邦人等支援法第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定により従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第78条第4項の規定による国税徴収の例による徴収猶予に関する事務 第2号に掲げる情報

(5) 中国残留邦人等支援法第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定により従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第78条第4項の規定による国税徴収の例による滞納処分に関する事務 第2号に掲げる情報

(6) 中国残留邦人等支援法第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定により従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第78条第4項の規定による国税徴収の例による執行停止に関する事務 第2号に掲げる情報

(7) 中国残留邦人等支援法第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定により従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第78条第4項の規定によ

による国税徴収の例による換価の猶予に関する事務 第2号に掲げる情報

る国税徴収の例による換価の猶予に関する事務 第2号に掲げる情報

第34条 条例別表第2第32項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

第34条 条例別表第2第32項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) [略]
- (2) 予防接種法第28条の実費の徴収の決定に関する事務 次に掲げる情報

- (1) [略]
- (2) 予防接種法第28条の実費の徴収の決定に関する事務 次に掲げる情報

ア 予防接種の対象者に係る中国残留邦人等支援給付等実施関係情報

イ 予防接種の対象者に係る生活保護事務関係情報

ア [略]

ウ [略]

イ [略]

エ [略]

別表第1 (第2条関係)

規定	事務
条例別表第1第1項	生活保護法第19条第1項、第24条第1項若しくは第9項、 <u>第25条第1項若しくは第2項、第26条、第55条の4第1項又は第55条の5第1項</u> を準用した外国人に対する保護の措置に関する事務
[略]	

別表第1 (第2条関係)

規定	事務
条例別表第1第1項	生活保護法第19条第1項、第24条第1項若しくは第9項又は <u>第25条第1項若しくは第2項</u> を準用した外国人に対する保護の措置に関する事務
[略]	

別表第2 (第26条関係)

事務	情報
1 生活保護法第19条第1項、第24条第1項若しくは第9項、 <u>第25条第1項若しくは第2項、第26条、第55条の4第1項又は第55条の5第1項</u> を準用した外国人に対する保護の措置に関する事務	保護を必要とする状態にある外国人又は保護を受けていた外国人及び生活保護法第63条を準用した費用の返還に係る返還金又は同法第77条第1項、 <u>第77条の2第1項</u> 若しくは第78条第1項から第3項までの規定を準用した外国人に対する徴収金(同法第78条の2第1項又は第2項の規定を準用した外国人に対する徴収金を含む。)の相続人(以下

別表第2 (第26条関係)

事務	情報
1 生活保護法第19条第1項、第24条第1項若しくは第9項又は <u>第25条第1項若しくは第2項</u> を準用した外国人に対する保護の措置に関する事務	保護を必要とする状態にある外国人又は保護を受けていた外国人及び生活保護法第63条を準用した費用の返還に係る返還金又は同法第77条第1項若しくは第78条第1項から第3項までの規定を準用した外国人に対する徴収金(同法第78条の2第1項又は第2項の規定を準用した外国人に対する徴収金を含む。)の相続人(以下この表において「要保

	この表において「要保護者等」という。)に係る中国残留邦人等支援給付等実施関係情報
	[略]
	要保護者等に係る生活保護事務関係情報
	[略]
	要保護者等に係る保育所費用徴収情報
	要保護者等に係る難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項の特定医療費の支給に関する情報
	[略]
3	生活保護法第7条第1項、第7条の2第1項又は第78条第1項から第3項までの規定による徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の規定による徴収金の徴収を含む。)を準用した外国人に対する費用徴収事務
4	生活保護法第7条の2第2項の規定による国税徴収の例による徴収猶予に関する事務
5	生活保護法第7条の2第2項の規定による国税徴収の例による滞納処分に関する事務
6	生活保護法第7条の2第2項の規定による国税徴収の例による執行停止に関する事務
7	生活保護法第7条の2第2項の

	護者等」という。)に係る中国残留邦人等支援給付等実施関係情報
	[略]
	要保護者等に係る生活保護事務関係情報又は生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に関する情報
	[略]
	要保護者等に係る保育所費用徴収情報
	[略]
3	生活保護法第7条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定による徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の規定による徴収金の徴収を含む。)を準用した外国人に対する費用徴収事務
4	生活保護法第78条第4項の規定による国税徴収の例による徴収猶予に関する事務
5	生活保護法第78条第4項の規定による国税徴収の例による滞納処分に関する事務
6	生活保護法第78条第4項の規定による国税徴収の例による執行停止に関する事務
7	生活保護法第78条第4項の規定

規定による国税徴収の例による換価の猶予に関する事務

による国税徴収の例による換価の猶予に関する事務

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第23号

さいたま市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（平成13年さいたま市規則第77号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条・第2条）</u></p> <p><u>第2章 災害弔慰金の支給（第3条・第4条）</u></p> <p><u>第3章 災害障害見舞金の支給（第5条・第6条）</u></p> <p><u>第4章 災害援護資金の貸付け（第7条—第18条）</u></p> <p><u>第5章 さいたま市災害弔慰金等支給審査委員会（第19条—第23条）</u></p> <p><u>第6章 補則（第24条）</u></p> <p><u>附則</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>第1章 総則</u></p> <p>第2条 [略]</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>第2章 災害弔慰金の支給</u></p> <p>第4条 [略]</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>第3章 災害障害見舞金の支給</u></p> <p>第6条 [略]</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>第4章 災害援護資金の貸付け</u></p> <p style="padding-left: 40px;">（償還免除）</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 前項の申請書には、<u>次の各号のいずれかの書類</u>を添えなければならない。</p>	<p>第2条 [略]</p> <p>第4条 [略]</p> <p>第6条 [略]</p> <p style="padding-left: 40px;">（償還免除）</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 前項の申請書には、<u>次に掲げるいずれかの書類</u>を添えなければならない。</p>

(1)・(2) [略]

(3) 借受人が破産手続開始又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3・4 [略]

5 前各項の規定にかかわらず、償還免除の申請をすべき者がいないときは、市長は、職権によりこれを行うことができる。

第18条 [略]

第5章 さいたま市災害弔慰金等支給審査委員会

(委員長及び副委員長)

第19条 さいたま市災害弔慰金等支給審査委員会(以下「委員会」という。)に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長とともに事故があるとき、又は委員長及び副委員長がともに欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第20条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会の会議は、公開しない。

(意見の聴取等)

第21条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第22条 委員会の庶務は、保健福祉局において処理する。

(運営事項)

第23条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮っ

(1)・(2) [略]

3・4 [略]

第18条 [略]

て定める。

第6章 補則

第24条 [略]

第19条 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第24号

さいたま市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市児童福祉法施行細則（平成15年さいたま市規則第106号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前												
<p>様式第11号（第8条関係）（表） （障害児入所給付費 特定入所障害児食費等給付費）支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書 （宛先）さいたま市 児童相談所長 [略] [略]</p>	<p>様式第11号（第8条関係）（表） （障害児入所給付費 特定入所障害児食費等給付費）支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書 （宛先）さいたま市児童相談所長 [略] [略]</p>												
<p>様式第12号（第9条関係） （障害児入所給付費 特定入所障害児食費等給付費）給付決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書 [略] さいたま市 児童相談所長 [印] [略] [略]</p>	<p>様式第12号（第9条関係） （障害児入所給付費 特定入所障害児食費等給付費）給付決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書 [略] さいたま市児童相談所長 [印] [略] [略]</p>												
<p>様式第13号（第9条関係）（表）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">(一)</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支給都道府県 又は市の名称 及び印</td> <td style="text-align: center;">さいたま市 児童相 談所長 [印]</td> </tr> </table>	(一)	[略]	[略]		支給都道府県 又は市の名称 及び印	さいたま市 児童相 談所長 [印]	<p>様式第13号（第9条関係）（表）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">(一)</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支給都道府県 又は市の名称 及び印</td> <td style="text-align: center;">さいたま市 児童相談所 長 [印]</td> </tr> </table>	(一)	[略]	[略]		支給都道府県 又は市の名称 及び印	さいたま市 児童相談所 長 [印]
(一)	[略]												
[略]													
支給都道府県 又は市の名称 及び印	さいたま市 児童相 談所長 [印]												
(一)	[略]												
[略]													
支給都道府県 又は市の名称 及び印	さいたま市 児童相談所 長 [印]												
<p>様式第13号の2（第9条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">障害児入所医療受給者証 [略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	障害児入所医療受給者証 [略]	[略]	<p>様式第13号の2（第9条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">障害児入所医療受給者証 [略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	障害児入所医療受給者証 [略]	[略]								
障害児入所医療受給者証 [略]	[略]												
障害児入所医療受給者証 [略]	[略]												

支給都道府県 又は市の名称 及び印	さいたま市 児童相 談所長 印
-------------------------	-----------------------

様式第14号（第9条関係）

障害児入所給付費等支給申請却下決定通知書
[略]

さいたま市 児童相談所長 印

[略]

様式第15号（第10条関係）

入所給付決定取消通知書

[略]

さいたま市 児童相談所長 印

[略]

[略]

受給者証をさいたま市 児童相談所に返還して
ください。ただし、既に受給者証を提出されている
方は不要です。

返還先 さいたま市 児童相談所

[略]

様式第16号（第11条関係）

障害児入所支援利用者負担額減免申請書

[略]

(宛先) さいたま市 児童相談所長

[略]

[略]

様式第17号（第11条関係）

障害児入所支援利用者負担額減免可否決定通知書

[略]

さいたま市 児童相談所長 印

[略]

[略]

[略]

様式第20号（第13条関係）

措置決定通知書

[略]

さいたま市 児童相談所長 印

[略]

[略]

[略]

支給都道府県 又は市の名称 及び印	さいたま市 児童相談所 長 印
-------------------------	-----------------------

様式第14号（第9条関係）

障害児入所給付費等支給申請却下決定通知書
[略]

さいたま市児童相談所長 印

[略]

様式第15号（第10条関係）

入所給付決定取消通知書

[略]

さいたま市児童相談所長 印

[略]

[略]

受給者証をさいたま市児童相談所に返還してくだ
さい。ただし、既に受給者証を提出されている方は
不要です。

返還先 さいたま市児童相談所

[略]

様式第16号（第11条関係）

障害児入所支援利用者負担額減免申請書

[略]

(宛先) さいたま市児童相談所長

[略]

[略]

様式第17号（第11条関係）

障害児入所支援利用者負担額減免可否決定通知書

[略]

さいたま市児童相談所長 印

[略]

[略]

[略]

様式第20号（第13条関係）

措置決定通知書

[略]

さいたま市児童相談所長 印

[略]

[略]

[略]

様式第21号（第13条関係）

措置（委託）通知書

[略]

さいたま市 児童相談所長 印

[略]

[略]

様式第21号（第13条関係）

措置（委託）通知書

[略]

さいたま市児童相談所長 印

[略]

[略]

様式第24号（第13条関係）

一時保護通知書

[略]

さいたま市 児童相談所長 印

[略]

[略]

[略]

様式第24号（第13条関係）

一時保護通知書

[略]

さいたま市児童相談所長 印

[略]

[略]

[略]

様式第25号（第14条関係）

入所児童死亡届書

[略]

（宛先）さいたま市 児童相談所長

[略]

[略]

様式第25号（第14条関係）

入所児童死亡届書

[略]

（あて先）さいたま市児童相談所長

[略]

[略]

様式第26号（第14条関係）

入所児童の措置に関する意見書

[略]

（宛先）さいたま市 児童相談所長

[略]

[略]

様式第26号（第14条関係）

入所児童の措置に関する意見書

[略]

（あて先）さいたま市児童相談所長

[略]

[略]

様式第27号（第15条関係）

措置解除（停止・変更・延長）決定通知書

[略]

さいたま市 児童相談所長 印

[略]

[略]

[略]

様式第27号（第15条関係）

措置解除（停止・変更・延長）決定通知書

[略]

さいたま市児童相談所長 印

[略]

[略]

[略]

様式第28号（第15条関係）

措置解除（停止・変更・延長）通知書

[略]

さいたま市 児童相談所長 印

[略]

[略]

様式第28号（第15条関係）

措置解除（停止・変更・延長）通知書

[略]

さいたま市児童相談所長 印

[略]

[略]

様式第31号（第15条関係）

様式第31号（第15条関係）

一時保護解除通知書

[略]

さいたま市 児童相談所長 印

[略]

[略]

[略]

様式第32号の2 (第19条の2関係)
児童自立生活援助事業所入居申込書

[略]

(宛先) さいたま市 児童相談所長

[略]

[略]

様式第32号の3 (第19条の3関係)
児童自立生活援助事業所入居承諾書

[略]

さいたま市 児童相談所長 印

[略]

[略]

[略]

様式第32号の4 (第19条の3関係)
児童自立生活援助実施委託書

[略]

さいたま市 児童相談所長 印

[略]

[略]

様式第32号の5 (第19条の3関係)
児童自立生活援助事業所入居不承諾通知書

[略]

さいたま市 児童相談所長 印

[略]

様式第32号の6 (第19条の4関係)
児童自立生活援助解除通知書

さいたま市 児童相談所長 印

[略]

様式第32号の7 (第19条の4関係)
児童自立生活援助実施委託解除通知書

[略]

さいたま市 児童相談所長 印

[略]

[略]

一時保護解除通知書

[略]

さいたま市児童相談所長 印

[略]

[略]

[略]

様式第32号の2 (第19条の2関係)
児童自立生活援助事業所入居申込書

[略]

(宛先) さいたま市児童相談所長

[略]

[略]

様式第32号の3 (第19条の3関係)
児童自立生活援助事業所入居承諾書

[略]

さいたま市児童相談所長 印

[略]

[略]

[略]

様式第32号の4 (第19条の3関係)
児童自立生活援助実施委託書

[略]

さいたま市児童相談所長 印

[略]

[略]

様式第32号の5 (第19条の3関係)
児童自立生活援助事業所入居不承諾通知書

[略]

さいたま市児童相談所長 印

[略]

様式第32号の6 (第19条の4関係)
児童自立生活援助解除通知書

さいたま市児童相談所長 印

[略]

様式第32号の7 (第19条の4関係)
児童自立生活援助実施委託解除通知書

[略]

さいたま市児童相談所長 印

[略]

[略]

様式第38号（第22条関係）
徴収金決定（変更）通知書

[略]

さいたま市 児童相談所長 印

[略]

[略]

[略]

様式第38号（第22条関係）
徴収金決定（変更）通知書

[略]

さいたま市児童相談所長 印

[略]

[略]

[略]

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市児童福祉法施行細則の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

さいたま市規則第25号

さいたま市結核児童療育給付規則の一部を改正する規則

さいたま市結核児童療育給付規則（平成15年さいたま市規則第117号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(療育給付の申請書等)</p> <p>第2条 省令第10条第1項の規定により療育の給付を受けようとする親権を行う者又は未成年後見人は、療育給付申請書（様式第1号）に法第20条第4項に規定する指定療育機関の専門医師の作成した療育意見書（様式第2号）及び世帯調書（様式第3号）を添付して、さいたま市保健所条例（平成13年さいたま市条例第309号）の規定により設置された保健所の長（以下「保健所長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p style="text-align: center;">(療育給付の申請書等)</p> <p>第2条 省令第10条第1項の規定による療育の給付を受けようとする者は、療育給付申請書（様式第1号）に法第20条第4項に規定する指定療育機関の専門医師の作成した療育意見書（様式第2号）及び世帯調書（様式第3号）を添付して、さいたま市保健所条例（平成13年さいたま市条例第309号）の規定により設置された保健所の長（以下「保健所長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p>
<p style="text-align: center;">(療育給付の変更等)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 療育の給付を受けている者に係る療育券の有効期間を延長しようとするときは、<u>親権を行う者又は未成年後見人は、療育給付継続申請書（様式第6号）</u>により保健所長の承認を受けなければならない。</p> <p>3 [略]</p>	<p style="text-align: center;">(療育給付の変更等)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 療育の給付を受けている者に係る療育券の有効期間を延長しようとするときは、<u>指定療育機関の長は、療育給付継続申請書（様式第6号）</u>により保健所長の承認を受けなければならない。</p> <p>3 [略]</p>
<p style="text-align: center;">(療育給付に要する費用の徴収)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前項の規定により徴収する費用の額は、<u>未熟児養育医療費等の国庫負担について（平成26年厚生労働省発雇児0526第3号厚生労働事務次官通知）別紙未熟児養育医療費等国庫負担金交付要綱第6項</u>により算定した額とする。</p>	<p style="text-align: center;">(療育給付に要する費用の徴収)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前項の規定により徴収する費用の額は、<u>別表</u>により算定した額とする。</p> <p>3 <u>月の中途において入院し、又は退院したときにおけるその月の費用の徴収額は、日割計算により算定した額とする。</u></p>

	<p style="text-align: center;">(指定療育機関の告示)</p> <p><u>第10条</u> 市長は、<u>第8条第1項の規定により療育を担当させる医療機関を指定したときは、次に掲げる事項を告示するものとする。当該事項に変更があったときも同様とする。</u></p> <p>(1) <u>病院又は診療所の名称及び所在地</u> (2) <u>開設者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）</u> (3) <u>診療を担当する結核の種別</u> (4) <u>指定年月日</u></p> <p><u>2</u> 市長は、<u>前条の規定により指定療育医療機関の開設者からその指定の辞退の届出又はその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。</u></p>
--	---

別表を削る。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>様式第1号（第2条関係） 療育給付申請書</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">氏名 ㊟</p> <p style="text-align: center;"><u>（自署の場合は押印不要）</u></p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <p>注</p>	<p>様式第1号（第2条関係） 療育給付申請書</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">氏名 ㊟</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <p>注</p>
<p>様式第5号（第4条関係） 療育給付変更届</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">氏名 ㊟</p> <p style="text-align: center;"><u>（自署の場合は押印不要）</u></p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div>	<p>様式第5号（第4条関係） 療育給付変更届</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">氏名 ㊟</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div>
<p>様式第6号（第4条関係） 療育給付継続申請書</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">氏名 ㊟</p>	<p>様式第6号（第4条関係） 療育給付継続申請書</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">氏名 ㊟</p>

(自署の場合は押印不要)

[略]

[略]

様式第 8 号 (第 5 条関係)

療育券再交付申請書

[略]

氏 名 ㊟

(自署の場合は押印不要)

[略]

[略]

[略]

[略]

様式第 8 号 (第 5 条関係)

療育券再交付申請書

[略]

氏 名 ㊟

[略]

[略]

様式第 9 号を次のように改める。

様式第9号（第7条関係）

（表）

指定療育機関指定申請書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

病院開設者 住 所
氏 名

（印）
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

児童福祉法第20条第5項の規定による指定療育機関の指定を受けたく、別紙図面を添付し、次のとおり申請します。

病院の名称					
病 院 の 所 在 地					
標ぼうしている 診 療 科 名					
結核にかかっている 児童のみを収容する 病室（※1）	収 容 定 員			計	（人）
	現 員				（人）
診療を担当している 医師（※2）	氏 名		氏 名		
	略歴		略歴		
	（注）常勤、非常勤の別及び非常勤 の場合は月間勤務日数		（注）常勤、非常勤の別及び非常勤 の場合は月間勤務日数		
療養生活の指導を 担当する職員（※3）	保育士、看 護師、児童 指導員別の 氏名		保育士、看 護師、児童 指導員別の 氏名		
	略歴		略歴		
診療に必要な設備					
児童の療育生活に 必要な設備	図 書		遊 具		その他（※4）
	種類	冊数	種目	数量	種目 数量
児 童 の 教 育 に 必 要 な 設 備	学 校 の 名 称		学校の種類別 （※5）	特別支援学校・特別支援学 級・教員派遣	
	設置又は開始年月日		学級数	教員数	在籍児童数
	小学部		学級	人	人
	中学部		学級	人	人

(裏)

記載上の注意

- 1 (※1) の病室の収容人員及び現員は、結核にかかっている児童のみを収容する病室ごとに記入すること。
- 2 (※2) の略歴は、結核の診療及び児童の療養生活の指導に関する事項を主とすること。
- 3 (※3) の担当職員は、保育士・看護師・児童指導員の別を明らかにし、特に看護師については、小児看護についての再教育の点を明らかにすること。
- 4 (※4) は、ラジオ、テレビ、映画機、オルガン等をいう。
- 5 (※5) の学校の種別は、該当する方を残して他を抹消すること。

備考

添付する図面は、病院の建物の配置図及び平面図であるが、配置図には特別支援学校、特別支援学級又は教員派遣により教育の行われる場所及び結核にかかっている児童のみを収容する病室の位置を明示し、平面図には結核にかかっている児童のみを収容する病室の位置及びその各室ごとの収容定員を明示すること。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

さいたま市規則第26号

さいたま市医療法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市医療法施行細則（平成14年さいたま市規則第57号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前				
様式第16号（第2条関係） 2箇所以上管理許可申請書 [略]	様式第16号（第2条関係） 2箇所以上管理許可申請書 [略]				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 医師の確保を特に図るべき区域（医療法第30条の4第6項に規定する区域その他厚生労働省令で定める区域をいう。）内に開設する診療所を管理しようとする場合 <input type="checkbox"/> 介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム又は社会福祉施設に開設する診療所を管理しようとする場合 <input type="checkbox"/> 事業所等に従業員等を対象として開設される診療所を管理しようとする場合 <input type="checkbox"/> 地域における休日又は夜間の医療法第30条の3第1項に規定する医療提供体制の確保のために開設される診療所を管理しようとする場合 <input type="checkbox"/> 病院又は診療所を管理する医師が、<u>医師の確保を特に図るべき区域</u>に準ずる地域内に開設する診療所を管理しようとする場合であって、保健所長が適当と認めた場合 <input type="checkbox"/> その他保健所長が適当と認めた場合 </td> </tr> </table>	[略]	<input type="checkbox"/> 医師の確保を特に図るべき区域（医療法第30条の4第6項に規定する区域その他厚生労働省令で定める区域をいう。）内に開設する診療所を管理しようとする場合 <input type="checkbox"/> 介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム又は社会福祉施設に開設する診療所を管理しようとする場合 <input type="checkbox"/> 事業所等に従業員等を対象として開設される診療所を管理しようとする場合 <input type="checkbox"/> 地域における休日又は夜間の医療法第30条の3第1項に規定する医療提供体制の確保のために開設される診療所を管理しようとする場合 <input type="checkbox"/> 病院又は診療所を管理する医師が、 <u>医師の確保を特に図るべき区域</u> に準ずる地域内に開設する診療所を管理しようとする場合であって、保健所長が適当と認めた場合 <input type="checkbox"/> その他保健所長が適当と認めた場合	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 医師の確保を特に図るべき区域（医療法第30条の4第6項に規定する区域その他厚生労働省令で定める区域をいう。）内に開設する診療所を管理しようとする場合 <input type="checkbox"/> 介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム又は社会福祉施設に開設する診療所を管理しようとする場合 <input type="checkbox"/> 事業所等に従業員等を対象として開設される診療所を管理しようとする場合 <input type="checkbox"/> 地域における休日又は夜間の医療法第30条の3第1項に規定する医療提供体制の確保のために開設される診療所を管理しようとする場合 <input type="checkbox"/> 病院又は診療所を管理する医師が、<u>医師が不足している地域</u>に準ずる地域内に開設する診療所を管理しようとする場合であって、保健所長が適当と認めた場合 <input type="checkbox"/> その他保健所長が適当と認めた場合 </td> </tr> </table>	[略]	<input type="checkbox"/> 医師の確保を特に図るべき区域（医療法第30条の4第6項に規定する区域その他厚生労働省令で定める区域をいう。）内に開設する診療所を管理しようとする場合 <input type="checkbox"/> 介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム又は社会福祉施設に開設する診療所を管理しようとする場合 <input type="checkbox"/> 事業所等に従業員等を対象として開設される診療所を管理しようとする場合 <input type="checkbox"/> 地域における休日又は夜間の医療法第30条の3第1項に規定する医療提供体制の確保のために開設される診療所を管理しようとする場合 <input type="checkbox"/> 病院又は診療所を管理する医師が、 <u>医師が不足している地域</u> に準ずる地域内に開設する診療所を管理しようとする場合であって、保健所長が適当と認めた場合 <input type="checkbox"/> その他保健所長が適当と認めた場合
[略]					
<input type="checkbox"/> 医師の確保を特に図るべき区域（医療法第30条の4第6項に規定する区域その他厚生労働省令で定める区域をいう。）内に開設する診療所を管理しようとする場合 <input type="checkbox"/> 介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム又は社会福祉施設に開設する診療所を管理しようとする場合 <input type="checkbox"/> 事業所等に従業員等を対象として開設される診療所を管理しようとする場合 <input type="checkbox"/> 地域における休日又は夜間の医療法第30条の3第1項に規定する医療提供体制の確保のために開設される診療所を管理しようとする場合 <input type="checkbox"/> 病院又は診療所を管理する医師が、 <u>医師の確保を特に図るべき区域</u> に準ずる地域内に開設する診療所を管理しようとする場合であって、保健所長が適当と認めた場合 <input type="checkbox"/> その他保健所長が適当と認めた場合					
[略]					
<input type="checkbox"/> 医師の確保を特に図るべき区域（医療法第30条の4第6項に規定する区域その他厚生労働省令で定める区域をいう。）内に開設する診療所を管理しようとする場合 <input type="checkbox"/> 介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム又は社会福祉施設に開設する診療所を管理しようとする場合 <input type="checkbox"/> 事業所等に従業員等を対象として開設される診療所を管理しようとする場合 <input type="checkbox"/> 地域における休日又は夜間の医療法第30条の3第1項に規定する医療提供体制の確保のために開設される診療所を管理しようとする場合 <input type="checkbox"/> 病院又は診療所を管理する医師が、 <u>医師が不足している地域</u> に準ずる地域内に開設する診療所を管理しようとする場合であって、保健所長が適当と認めた場合 <input type="checkbox"/> その他保健所長が適当と認めた場合					

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

さいたま市規則第27号

さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成18年さいたま市規則第149号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
	(動物愛護指導員)
	<u>第8条 条例第22条第1項に規定する動物愛護指導員は、同条第2項に規定する事務を行うに際し、身分を明らかにするため、さいたま市動物愛護指導員証(様式第4号)を所持しなければならない。</u>
<u>第8条 条例第23条第1項の動物愛護推進員は、同条第2項に規定する活動を行うに際し、身分を明らかにするため、さいたま市動物愛護推進員証(様式第4号)を所持しなければならない。</u>	<u>第9条 条例第23条第1項の動物愛護推進員は、同条第2項に規定する活動を行うに際し、身分を明らかにするため、さいたま市動物愛護推進員証(様式第5号)を所持しなければならない。</u>
2 [略]	2 [略]
<u>第9条 [略]</u>	<u>第10条 [略]</u>
<u>第10条 条例の規定に基づく次の各号に掲げる標識等は、当該各号に定める様式とする。</u>	<u>第11条 条例の規定に基づく次の各号に掲げる標識等は、当該各号に定める様式とする。</u>
(1) 犬を飼養していることを明らかにするための標識 犬標識 (様式第5号)	(1) 犬を飼養していることを明らかにするための標識 犬標識 (様式第6号)
(2) 立入検査等をする職員の身分を示す証明書 身分証明書 (様式第6号)	(2) 立入検査等をする職員の身分を示す証明書 身分証明書 (様式第7号)
(3) 動物の返還の申出 動物返還申請書 (様式第7号)	(3) 動物の返還の申出 動物返還申請書 (様式第8号)
(4) 動物の譲渡の申出 動物譲渡申請書 (様式第8号)	(4) 動物の譲渡の申出 動物譲渡申請書 (様式第9号)
(5) 犬の咬傷事故の届出 犬の事故届出書 (様式第9号)	(5) 犬の咬傷事故の届出 犬の事故届出書 (様式第10号)
(6) 特定動物による事故の届出 特定動物の事故届出書 (様式第10号)	(6) 特定動物による事故の届出 特定動物の事故届出書 (様式第11号)
<u>第11条 [略]</u>	<u>第12条 [略]</u>

様式第4号を削る。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>様式第4号</u> （ <u>第8条</u> 関係） [略]	<u>様式第5号</u> （ <u>第9条</u> 関係） [略]
<u>様式第5号</u> （ <u>第10条</u> 関係） [略]	<u>様式第6号</u> （ <u>第11条</u> 関係） [略]
<u>様式第6号</u> （ <u>第10条</u> 関係） [略]	<u>様式第7号</u> （ <u>第11条</u> 関係） [略]
<u>様式第7号</u> （ <u>第10条</u> 関係） [略]	<u>様式第8号</u> （ <u>第11条</u> 関係） [略]
<u>様式第8号</u> （ <u>第10条</u> 関係） [略]	<u>様式第9号</u> （ <u>第11条</u> 関係） [略]
<u>様式第9号</u> （ <u>第10条</u> 関係） [略]	<u>様式第10号</u> （ <u>第11条</u> 関係） [略]
<u>様式第10号</u> （ <u>第10条</u> 関係） [略]	<u>様式第11号</u> （ <u>第11条</u> 関係） [略]

附 則

この規則は、令和2年6月1日から施行する。

さいたま市規則第28号

さいたま市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市印鑑条例施行規則（平成13年さいたま市規則第149号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(登録の申請)</p> <p>第2条 条例第3条の規定による印鑑の登録申請（以下「<u>印鑑登録申請</u>」という。）は、区役所又は区役所区民生活部に置かれる支所（以下「支所」という。）において行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">(申請書等の受理)</p> <p>第3条 市長は、印鑑登録申請があったときは、別に定めるところにより申請者（代理人による申請の場合にあっては、代理人）の本人確認を行い、かつ、申請者の住所、氏名及び生年月日を住民基本台帳と照合し、相違ないことを確認して受理するものとする。</p> <p>2 市長は、<u>成年被後見人から印鑑登録申請があったときは、別に定めるところにより、登録資格（条例第2条第2号に係るものに限る。）について確認するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(登録申請の確認)</p> <p>第4条 条例第5条に規定する期限は、<u>印鑑登録申請を受理した日から31日以内とする。</u></p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">(印鑑登録証の再交付)</p>	<p style="text-align: center;">(登録の申請)</p> <p>第2条 条例第3条の規定による印鑑の登録申請は、区役所又は区役所区民生活部に置かれる支所（以下「支所」という。）において行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">(申請書等の受理)</p> <p>第3条 市長は、<u>条例第3条に規定する印鑑の登録申請があったときは、申請者の住所、氏名及び生年月日を住民基本台帳と照合し、相違ないことを確認して受理するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(登録申請の確認)</p> <p>第4条 <u>印鑑の登録を受けようとする者は、条例第5条第1項に規定する照会書の送付を受けたときは、条例第3条の規定による申請を受理した日から31日以内に自ら回答書を市長に提出するとともに、市長が適当と認める書類を提示しなければならない。ただし、病気その他やむを得ない理由により、自ら出頭することができないときは、委任の旨を証する書面を添えて代理人により提出することができる。</u></p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">(印鑑登録証の再交付)</p>

第6条 [略]

2 第3条第1項の規定は、前項の場合について準用する。

第6条 [略]

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第10条関係）

登録印鑑	廃止印鑑
□	

即日	照会
----	----

- 印鑑登録申請書
- 印鑑登録廃止届書
- 印鑑登録証再交付申請書

(宛先)さいたま市長

年 月 日

申請者	住所			
	フリガナ			
	氏名	生年月日	年	月 日
	電話番号	()		

年 月 日

代理人・保証人	<input type="checkbox"/> (代理人申請) 委任の旨を証する書面を添えて代理申請を行います。 <input type="checkbox"/> (保証人方式) 申請者が本人に相違ないことを保証します。 <input type="checkbox"/> (法定代理人) 登記事項証明書を添えて申請者の法定代理人であることを証します。		
	住所		保証人登録印鑑
	フリガナ	保証人登録番号	
	氏名	<input type="checkbox"/> 保証人印鑑登録証提示 <input type="checkbox"/> 保証人印鑑登録証明書添付 (3月以内のもの)	
	電話番号	()	

印鑑	廃止	登録印鑑	紛失・盗難・焼失・改印・その他 ()			
		登録証	紛失・盗難・焼失・その他 ()			
	再交付	破損・汚損・磁気不良・旧印鑑登録証から引換・保護申請・保護廃止・その他 ()				
	刻印種類		回答日	照会番号	旧登録番号	登録番号
	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 旧氏 <input type="checkbox"/> 氏 <input type="checkbox"/> 旧氏と名 <input type="checkbox"/> 名 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 氏頭と名頭 []	年 月 日	回収	有・無		

受領印・署名
本人・代理人

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
様式第2号（ <u>第10条</u> 関係）	様式第2号（ <u>第12条</u> 関係）
様式第3号（ <u>第10条</u> 関係）	様式第3号（ <u>第12条</u> 関係）
様式第4号（ <u>第10条</u> 関係）	様式第4号（ <u>第12条</u> 関係）
様式第5号（ <u>第10条</u> 関係）	様式第5号（ <u>第12条</u> 関係）
様式第7号（ <u>第10条</u> 関係）	様式第7号（ <u>第12条</u> 関係）
様式第8号（ <u>第10条</u> 関係）	様式第8号（ <u>第12条</u> 関係）
様式第9号（ <u>第10条</u> 関係）	様式第9号（ <u>第12条</u> 関係）
様式第14号（ <u>第10条</u> 関係）（表）	様式第14号（ <u>第12条</u> 関係）（表）
様式第14号（ <u>第10条</u> 関係）（裏）	様式第14号（ <u>第12条</u> 関係）（裏）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第29号

さいたま市消費生活センター条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市消費生活センター条例施行規則（平成28年さいたま市規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(消費生活相談員) 第3条 条例第5条第1項に規定する消費生活相談員は、 <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員</u> とする。	(消費生活相談員) 第3条 条例第5条第1項に規定する消費生活相談員は、 <u>非常勤の特別職</u> とする。 <u>2 前項の消費生活相談員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。</u>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

さいたま市規則第30号

さいたま市事務分掌規則の一部を改正する規則

さいたま市事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第86号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(内部組織)</p> <p>第1条 <u>さいたま市事務分掌条例</u>（平成14年さいたま市条例第74号）第1条に規定する局等の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>経済局</p> <p>商工観光部</p> <p>[略]</p> <p>産業展開推進課</p> <p>新産業育成係</p> <p>産業立地係</p> <p><u>産業拠点整備係</u></p> <p>[略]</p> <p>都市局</p> <p>都市計画部</p> <p>[略]</p> <p>都市計画課</p> <p>都市計画係</p> <p>まちなみ・景観係</p> <p>都市施設係</p> <p><u>開発調整係</u></p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>第3条 都市戦略本部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p>	<p>(内部組織)</p> <p>第1条 <u>さいたま市事務分掌条例</u>（平成14年さいたま市条例第74号）第1条に規定する局等の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>経済局</p> <p>商工観光部</p> <p>[略]</p> <p>産業展開推進課</p> <p>新産業育成係</p> <p>産業立地係</p> <p>[略]</p> <p>都市局</p> <p>都市計画部</p> <p>[略]</p> <p>都市計画課</p> <p>都市計画係</p> <p>まちなみ・景観係</p> <p>都市施設係</p> <p>[略]</p> <p><u>開発調整課</u></p> <p><u>管理係</u></p> <p><u>開発係</u></p> <p>[略]</p> <p>第3条 都市戦略本部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p>

都市戦略本部

[略]

未来都市推進部

(1)～(4) [略]

(5) 次世代自動車の普及促進に係る企画及び調整
に関すること。

第4条 総務局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

総務局

総務部

[略]

法務・コンプライアンス課

(1)～(6) [略]

(7) 内部統制推進委員会に関すること。

(8)～(10) [略]

[略]

第5条 財政局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

財政局

[略]

税務部

税制課

(1)・(2) [略]

(3) 地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、地方道路譲与税、森林環境譲与税及び石油ガス譲与税並びに利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、法
人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、環境性能割交付金及び軽油引取税交付金に関すること。

(4)～(10) [略]

市民税課

(1) 個人の市民税及び県民税並びに軽自動車税の種別割の賦課に係る事務の指導及び調整に関すること。

(2)～(4) [略]

[略]

第6条 市民局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

市民局

市民生活部

市民生活安全課

(1) [略]

(2) ホテル南郷、新治ファミリーランド、見沼へ

都市戦略本部

[略]

未来都市推進部

(1)～(4) [略]

(5) 次世代自動車の普及促進に関すること。

第4条 総務局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

総務局

総務部

[略]

法務・コンプライアンス課

(1)～(6) [略]

(7) コンプライアンス委員会に関すること。

(8)～(10) [略]

[略]

第5条 財政局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

財政局

[略]

税務部

税制課

(1)・(2) [略]

(3) 地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、地方道路譲与税、森林環境譲与税及び石油ガス譲与税並びに利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、環境性能割交付金及び軽油引取税交付金に関すること。

(4)～(10) [略]

市民税課

(1) 個人の市民税及び県民税並びに軽自動車税の賦課に係る事務の指導及び調整に関すること。

(2)～(4) [略]

[略]

第6条 市民局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

市民局

市民生活部

市民生活安全課

(1) [略]

(2) ホテル南郷、六日町山の家、新治ファミリー

ルシーランド及び大宮ソニック市民ホールの管理に関すること。

(3)～(17) [略]
[略]

第7条 保健福祉局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

保健福祉局
[略]

福祉部
[略]

生活福祉課

(1)～(6) [略]

(7) 被保護者等住居・生活サービス提供事業者の指導及び監督に関すること。

(8) [略]
[略]

障害支援課

(1)～(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

[略]

長寿応援部

高齢福祉課

(1)～(4) [略]

(5) 高齢・障害者権利擁護センターに関すること。

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

[略]

第8条 環境局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

環境局

環境共生部

環境創造政策課

(1)～(9) [略]

ランド、見沼ヘルシーランド及び大宮ソニック市民ホールの管理に関すること。

(3)～(17) [略]
[略]

第7条 保健福祉局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

保健福祉局
[略]

福祉部
[略]

生活福祉課

(1)～(6) [略]

(7) 被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業者の指導及び監督に関すること。

(8) [略]
[略]

障害支援課

(1)～(9) [略]

(10) 高齢・障害者権利擁護センターに関すること。

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

[略]

長寿応援部

高齢福祉課

(1)～(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

[略]

第8条 環境局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

環境局

環境共生部

環境創造政策課

(1)～(9) [略]

(10) 次世代自動車の普及及び啓発に関すること。

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

[略]

資源循環推進部

[略]

廃棄物対策課

(1)・(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

産業廃棄物指導課

(1)～(3) [略]

(4) 産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設の許可及び届出に関すること。

(5)～(14) [略]

[略]

第9条 経済局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

経済局

商工観光部

経済政策課

(1)～(9) [略]

(10) にぎわい交流館いわつきの管理に関すること。

(11) (仮称) 農業及び食の流通・観光産業拠点の整備に関すること。

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

[略]

資源循環推進部

[略]

廃棄物対策課

(1)・(2) [略]

(3) 一般廃棄物処理施設の許可及び届出に関すること。

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

産業廃棄物指導課

(1)～(3) [略]

(4) 産業廃棄物処理施設の許可及び届出に関すること。

(5)～(14) [略]

[略]

第9条 経済局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

経済局

商工観光部

経済政策課

(1)～(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(18) [略]
[略]

第10条 都市局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

都市局

都市計画部

[略]

都市計画課

(1)~(12) [略]

(13) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為及び建築行為の許可基準に関すること。

(14) さいたま市中高層建築物の建築及び大規模開発行為等に係る紛争の防止及び調整に関する条例（平成13年さいたま市条例第266号）の規定による大規模開発行為等に係る紛争の防止、あっせん及び調停に関すること。

(15) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく土地売買等の届出に係る審査等に関すること。

(16) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に関すること。

(17) 被災宅地危険度判定制度に関すること。

(18) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に基づく優良宅地の認定、特定住宅用地譲渡の認定及び譲渡予定価格申出に係る審査等に関すること。

(19) 開発審査会に関すること。

(20) 土地利用審査会に関すること。

(21) 建築開発紛争調停委員会（大規模開発行為等に係る紛争に限る。）に関すること。

(22) 北部都市・公園管理事務所管理課及び開発指導課並びに南部都市・公園管理事務所管理課及び開発指導課との連絡調整（他の所管に属するものを除く。）に関すること。

[略]

(16) [略]
[略]

第10条 都市局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

都市局

都市計画部

[略]

都市計画課

(1)~(12) [略]

(13) 北部都市・公園管理事務所管理課及び南部都市・公園管理事務所管理課との連絡調整（他の所管に属するものを除く。）に関すること。

[略]

開発調整課

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為及び建築行為の許可基準に関すること。

(2) さいたま市中高層建築物の建築及び大規模開発行為等に係る紛争の防止及び調整に関する条例（平成13年さいたま市条例第266号）の規定による大規模開発行為等に係る紛争の防止、あっせん及び調停に関すること。

(3) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく土地売買等の届出に係る審査等に関すること。

<p>[略]</p> <p>第11条 建設局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>建設局</p> <p>[略]</p> <p>下水道部</p> <p>[略]</p> <p>下水道財務課</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>下水道事業会計に係る一時借入金に関すること。</u></p> <p>(5) <u>下水道事業会計に係る企業債に関すること。</u></p> <p>(6) [略]</p> <p>[略]</p> <p>(職務)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 広報監は、上司の命を受け、<u>広報、広聴及びシティセールス</u>に係る事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。</p> <p>4～13 [略]</p>	<p><u>ること。</u></p> <p>(4) <u>宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に関すること。</u></p> <p>(5) <u>被災宅地危険度判定制度に関すること。</u></p> <p>(6) <u>租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に基づく優良宅地の認定、特定住宅用地譲渡の認定及び譲渡予定価格申出に係る審査等に関すること。</u></p> <p>(7) <u>開発審査会に関すること。</u></p> <p>(8) <u>土地利用審査会に関すること。</u></p> <p>(9) <u>建築開発紛争調停委員会（大規模開発行為等に係る紛争に限る。）に関すること。</u></p> <p>(10) <u>北部都市・公園管理事務所開発指導課及び南部都市・公園管理事務所開発指導課との連絡調整に関すること。</u></p> <p>[略]</p> <p>第11条 建設局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>建設局</p> <p>[略]</p> <p>下水道部</p> <p>[略]</p> <p>下水道財務課</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>[略]</p> <p>(職務)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 広報監は、上司の命を受け、<u>広報及び広聴</u>に係る事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。</p> <p>4～13 [略]</p>
---	---

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

さいたま市規則第31号

さいたま市事業所事務分掌規則の一部を改正する規則

さいたま市事業所事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第87号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(内部組織)</p> <p>第3条 事業所の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>子ども未来局</p> <p>子ども家庭総合センター</p> <p>[略]</p> <p><u>北部児童相談所</u></p> <p><u>企画調整係</u></p> <p><u>心理相談係</u></p> <p><u>家庭支援第1係</u></p> <p><u>家庭支援第2係</u></p> <p><u>家庭支援第3係</u></p> <p><u>南部児童相談所</u></p> <p>管理係</p> <p>企画調整係</p> <p>心理相談係</p> <p>家庭支援第1係</p> <p>家庭支援第2係</p> <p>里親推進係</p> <p>児童保護第1係</p> <p>児童保護第2係</p> <p>[略]</p> <p>都市局</p> <p>まちづくり推進部</p> <p>日進・指扇周辺まちづくり事務所</p> <p>管理係</p>	<p>(内部組織)</p> <p>第3条 事業所の内部組織は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>子ども未来局</p> <p>子ども家庭総合センター</p> <p>[略]</p> <p><u>児童相談所</u></p> <p>管理係</p> <p>企画調整係</p> <p>心理相談係</p> <p>家庭支援第1係</p> <p>家庭支援第2係</p> <p><u>家庭支援第3係</u></p> <p><u>家庭支援第4係</u></p> <p><u>家庭支援第5係</u></p> <p>里親推進係</p> <p>児童保護第1係</p> <p>児童保護第2係</p> <p>[略]</p> <p>都市局</p> <p>まちづくり推進部</p> <p>日進・指扇周辺まちづくり事務所</p> <p>管理係</p>

区画整理係

[略]

(分掌事務)

第4条 事業所の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

[略]

財政局

北部市税事務所

個人課税課

(1) [略]

(2) 軽自動車税の種別割の調査及び賦課に関する
こと。

(3)～(7) [略]

[略]

南部市税事務所

個人課税課

(1) [略]

(2) 軽自動車税の種別割の調査及び賦課に関する
こと。

(3)～(7) [略]

[略]

子ども未来局

子ども家庭総合センター

[略]

北部児童相談所

(1) 児童の福祉に係る相談及び調査並びに判定及
び指導に関すること。

(2) 児童虐待への対応に関すること。

(3) 児童の里親、児童福祉施設等への措置に関す
ること。

(4) 家族支援及び家族再統合に関すること。

(5) 児童の一時保護に関すること。

(6) 措置費の支払及び徴収並びに給付費の支払に
関すること。

南部児童相談所

(1)・(2) [略]

(3) 児童の里親、児童福祉施設等への措置に関す
ること。

(4) [略]

(5) 里親の登録、指導及び支援に関すること。

(6)・(7) [略]

(8) 北部児童相談所との連絡調整に関すること。

[略]

都市局

施設係

区画整理係

[略]

(分掌事務)

第4条 事業所の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

[略]

財政局

北部市税事務所

個人課税課

(1) [略]

(2) 軽自動車税の調査及び賦課に関すること。

(3)～(7) [略]

[略]

南部市税事務所

個人課税課

(1) [略]

(2) 軽自動車税の調査及び賦課に関すること。

(3)～(7) [略]

[略]

子ども未来局

子ども家庭総合センター

[略]

児童相談所

(1)・(2) [略]

(3) 児童の児童福祉施設等への措置に関すること。

(4) [略]

(5) 里親の委託及び指導に関すること。

(6)・(7) [略]

[略]

都市局

[略]

まちづくり推進部

[略]

岩槻まちづくり事務所

(1)・(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

都心整備部

[略]

大宮駅東口まちづくり事務所

(1)・(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

[略]

別表第3 (第7条関係)

事業所	事業所に置かれる長
東京事務所 北部市税事務所 南部市税事務所 消費生活総合センター 男女共同参画推進センター 市民活動サポートセンター 浦和消費生活センター 岩槻消費生活センター 健康科学研究センター 思い出の里市営霊園事務所 大宮聖苑管理事務所 食肉衛生検査所 ころの健康センター 動物愛護ふれあいセンター 障害者更生相談センター 障害者総合支援センター 子ども家庭総合センター 総合療育センターひまわり学園 北部児童相談所 南部児童相談所 療育センターさくら草 西清掃事務所 東清掃事務所 大崎清掃事務所 西部環境センター 東部環境センター クリーンセンター大崎 大宮南部浄化センター クリーンセンター西堀 計量検査所 農業者トレーニングセンター 見沼グリーンセンター 北部都市・公園管理事務所 南部都市・公園管理事務所 車両対策事務所 日進・指扇周辺まちづくり事務所 浦和東部まちづくり事務所 東浦和まちづくり事務所 浦和西部	[略]

[略]

まちづくり推進部

[略]

岩槻まちづくり事務所

(1)・(2) [略]

(3) 南平野地区の土地区画整理事業に関すること。

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

都心整備部

[略]

大宮駅東口まちづくり事務所

(1)・(2) [略]

(3) 大宮駅東口周辺地区の土地区画整理事業（他の所管に属するものを除く。）に関すること。

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

[略]

別表第3 (第7条関係)

事業所	事業所に置かれる長
東京事務所 北部市税事務所 南部市税事務所 消費生活総合センター 男女共同参画推進センター 市民活動サポートセンター 浦和消費生活センター 岩槻消費生活センター 健康科学研究センター 思い出の里市営霊園事務所 大宮聖苑管理事務所 食肉衛生検査所 ころの健康センター 動物愛護ふれあいセンター 障害者更生相談センター 障害者総合支援センター 子ども家庭総合センター 総合療育センターひまわり学園 児童相談所 療育センターさくら草 西清掃事務所 東清掃事務所 大崎清掃事務所 西部環境センター 東部環境センター クリーンセンター大崎 大宮南部浄化センター クリーンセンター西堀 計量検査所 農業者トレーニングセンター 見沼グリーンセンター 北部都市・公園管理事務所 南部都市・公園管理事務所 車両対策事務所 日進・指扇周辺まちづくり事務所 浦和東部まちづくり事務所 東浦和まちづくり事務所 浦和西部まちづくり事務所 与	[略]

まちづくり事務所 与野まちづくり事務所 岩槻まちづくり事務所 浦和駅周辺まちづくり事務所 大宮駅東口まちづくり事務所 大宮駅西口まちづくり事務所 北部建設事務所 南部建設事務所

[略]

野まちづくり事務所 岩槻まちづくり事務所 浦和駅周辺まちづくり事務所 大宮駅東口まちづくり事務所 大宮駅西口まちづくり事務所 北部建設事務所 南部建設事務所

[略]

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

さいたま市規則第32号

さいたま市内部統制の推進に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、内部統制の推進に関し必要な事項を定めることにより、本市の事務の管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するとともに、公正な職務の執行等（職員の法令の遵守及び倫理の保持による公正な職務の執行及び適正な行政運営をいう。以下同じ。）を確保し、市民に信頼される誠実な行政運営の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 内部統制 組織運営を阻害する要因をリスクとして捉え、対応策を講じて適正な事務執行を確保する仕組みをいう。
- (2) 局区 さいたま市事務分掌条例（平成14年さいたま市条例第74号）第1条に掲げる局等、区役所、消防局、出納室、水道局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局及び議会局をいう。
- (3) 課所等 次に掲げるものをいう。
 - ア さいたま市事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第86号）第1条に規定する課及び室（市長公室を除き、アーカイブズセンターを含む。）並びに都市経営戦略部、行財政改革推進部、情報政策部、未来都市推進部、区政推進部及びオリンピック・パラリンピック部
 - イ さいたま市事業所事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第87号）第3条に規定する課並びに同規則別表第1都市戦略本部の項に掲げる東京事務所及び同表第2類事業所の欄に掲げる事業所
 - ウ さいたま市保健所組織規則（平成14年さいたま市規則第56号）第2条に規定する課
 - エ さいたま市立病院管理規則（平成13年さいたま市規則第145号）第2条第1号に規定する課及び室

- オ さいたま市区役所等事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第88号）第2条に規定する室、課及び保健センター並びに同規則第13条に規定する支所
- カ さいたま市消防局の組織に関する規則（平成15年さいたま市規則第138号）第2条に規定する課及び室並びにさいたま市消防署の組織に関する規程（平成13年さいたま市消防本部告示第1号）第2条第1項に規定する課及び同規程第10条第1項に規定する出張所
- キ さいたま市会計管理者補助組織設置規則（平成19年さいたま市規則第29号）第2条に規定する課
- ク さいたま市水道局事務分掌規程（平成15年さいたま市水道部企業管理規程第5号）第2条に規定する課及び所
- ケ さいたま市教育委員会事務局組織規則（平成15年さいたま市教育委員会規則第1号）第2条に規定する課及び室、同規則第4条第2項に規定する第1類の施設又は機関（中央図書館にあっては、さいたま市図書館条例施行規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第28号）第5条第1項に規定する課）並びにさいたま市教育委員会事務局組織規則第4条第3項に規定する第2類の施設又は機関
- コ さいたま市選挙管理委員会規程（平成15年さいたま市選挙管理委員会告示第27号）第18条第2項に規定する課
- サ さいたま市人事委員会事務局の組織等に関する規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第2号）第2条に規定する課
- シ さいたま市監査事務局規程（平成13年さいたま市監査委員告示第1号）第2条に規定する課
- ス さいたま市農業委員会事務局規程（平成15年さいたま市農業委員会訓令第1号）第2条第2項に規定する課
- セ さいたま市議会議会局処務規程（平成20年さいたま市議会告示第1号）第2条に規定する課

(4) 課所長等 課所等の長（都市経営戦略部、行財政改革推進部、情報政策部、未来都市推進部、区政推進部及びオリンピック・パラリンピック部にあっては参事又は副参事の職にある者で当該部の長が指定するもの、大宮盆栽美術館及び岩槻

人形博物館並びに生涯学習総合センター及びうらわ美術館にあっては副館長、くらし応援室にあっては参事又は副参事の職にある者で当該室の長が指定するもの。以下同じ。)をいう。

(5) 職員 本市の職員であって、次に掲げるものをいう。

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員（さいたま市教職員定数条例（平成29年さいたま市条例第16号）第2条に規定する教職員を除く。）

イ 地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職の職員

(6) 職員等 次に掲げる者をいう。

ア 職員

イ 市から事務事業の委託を受け、又は当該事務事業に従事している者

ウ 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）及び当該指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事している者

エ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第26条第1項に規定する労働者派遣契約に基づき市に派遣され、市の事務事業に従事している者

(7) 内部通報対象行為 次に掲げる行為で、職員等が職務上又は市の事務事業の遂行上知ることができたものをいう。

ア 法令（条例及び規則（地方自治法第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。）を含む。以下同じ。）に違反する行為又はそのおそれのある行為

イ 市民の生命、身体、財産その他の利益に重大な損害を与える行為又はそのおそれのある行為

ウ ア又はイに掲げるもののほか、市の事務事業に係る不当な行為で、市民の利益を失わせ、若しくは市に著しい損害を与えるもの又はそのおそれがあるもの

(8) 内部通報 職員等が、関与し、又は関与していた内部通報対象行為が現に行われ、又は行われるおそれがあると認められるときに、その旨を通報することをいう。

(9) 特定要望 職員以外のものが職員に対して面談、電話その他の口頭による手段により行う市政の運営に関する要望、提言、相談、苦情等の行為（以下「要望等」という。）のうち、次のいずれかに該当するものとして第7条第1項に規定する局区責任者が認定したものをいう。

ア 職務の遂行に対し、次に掲げることを求める行為

- (ア) 正当な理由なく特定のものに対して有利な又は不利な取扱いをすること。
- (イ) 正当な理由なく特定のものに対して義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨げること。
- (ウ) 職務上知ることのできた秘密を漏らすこと。
- (エ) 執行すべき職務を執行せず、又は定められた期限までに執行しないこと。
- (オ) (ア)から(エ)までに掲げるもののほか、法令に違反すること又は職員の職務に係る倫理に反することを行うこと。

イ 職員の公正な職務の執行を妨げる行為

ウ 行政対象暴力に相当する行為

エ アからウまでに掲げるもののほか、公正な職務の執行等の確保のため、組織的に情報を共有して対応することが必要である行為

(10) 行政対象暴力 次に掲げる行為により、市又は職員に対して要求することをいう。

ア 暴力行為

イ 脅迫行為

ウ 正当な理由なく職員に面会を強要する行為

エ 著しく粗野若しくは乱暴な行為又は嫌悪の念を抱かせる行為

オ 書面、街宣活動等により市の業務を妨害する行為

カ アからオまでに掲げるもののほか、庁舎等の保全及び秩序の維持その他市の事務事業の遂行に支障を生じさせる行為

(11) 事務点検 公正な職務の執行等の確保を目的として、各局区においてその所掌事務について行う点検及び改善をいう。

(内部統制体制の整備)

第3条 市長は、本市の事務の管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われる

ことを確保するため、内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備するものとする。

(内部統制最高責任者)

第4条 本市における全庁的な内部統制体制の整備及び運用を推進するため、内部統制最高責任者（以下「最高責任者」という。）を置き、市長をもって充てる。

2 最高責任者は、毎年度、本市における内部統制の整備及び運用の状況について評価を行い、その結果についての報告書を作成するものとする。

(総括内部統制推進責任者)

第5条 本市における内部統制の円滑な実施を図るため、総括内部統制推進責任者（以下「総括責任者」という。）を置き、総務局に関する事務を担当する副市長をもって充てる。

2 総括責任者は、内部統制の推進及び実施に関する事務を総括し、公正な職務の執行等の確保を総合的かつ継続的に推進するものとする。

3 総括責任者に事故があるとき、又は総括責任者が欠けたときは、総務局長がその職務を行う。

(内部統制推進委員会)

第6条 本市における内部統制及び公正な職務の執行等の確保に関する制度の企画立案、実施状況の点検、評価及び総合調整を行うため、さいたま市内部統制推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、総括責任者をもって充て、会議の座長を務める。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、総務局長がその職務を行う。

5 委員は、都市戦略本部長、総務局長、財政局長、水道局長、副教育長、危機管理監、行政管理監その他総括責任者が指定する職員をもって充てる。

6 委員会の会議は、委員長が招集する。

7 委員会は、次の事項について協議を行う。

(1) 内部統制の整備及び運用に係る事業計画に関すること。

(2) 内部統制の整備及び運用の状況の点検、評価及び総合調整に関すること。

- (3) 公正な職務の執行等の確保に関する制度及び体制の整備に関すること。
 - (4) 公正な職務の執行等の確保に関する制度の実施状況の把握、点検、評価及び総合調整に関すること。
 - (5) 次条第1項に規定する局区責任者に対する指導及び助言に関すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項
- 8 委員会は、前項の協議の結果に基づき、次条第1項に規定する局区責任者に対して指導及び助言を行うことができる。
- 9 委員会の協議事項について、調査、検討等を行うため、委員会に幹事会を置くことができる。
- 10 委員会の庶務は、総務局において処理する。
- 11 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(局区内部統制推進責任者等)

- 第7条 局区における内部統制の取組を推進し、及び公正な職務の執行等を確保するため、局区に局区内部統制推進責任者（以下「局区責任者」という。）を置く。
- 2 局区責任者は、局区の長をもって充てる。ただし、教育委員会事務局にあっては、副教育長をもって充てる。
- 3 局区責任者は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 局区における内部統制の推進及び実施に関すること。
 - (2) 局区における内部統制の整備及び運用に関する点検及び評価に関すること。
 - (3) 事務点検の実施及び報告に関すること。
 - (4) 局区における不祥事防止に係る職員の指導監督等に関すること。
 - (5) 局区における不祥事防止研修の実施に関すること。
 - (6) 局区の所掌事務に係る内部通報の調査に関すること。
 - (7) 局区の所掌事務に係る内部通報の調査の結果に対する必要な措置に関すること。
 - (8) 局区における特定要望の認定及び対応の総括に関すること。
 - (9) 局区における特定要望を受けた職員に対する適切な指導監督等に関すること。
 - (10) 局区における行政対象暴力に対する職員への適切な指導監督、体制の整備等に関すること。

(11) 局区における職員の服務規律の維持及び倫理の保持に係る指導監督及び助言に関すること。

(12) 前各号に掲げるもののほか、総括責任者が必要と認める事項

4 局区責任者の職務を補佐するため、局区に局区内部統制推進副責任者（以下「局区副責任者」という。）を置き、別に定める危機管理補助者をもって充てる。

（局区内部統制推進員）

第8条 局区における内部統制に関する事務を処理し、及び公正な職務の執行等を確保するため、局区に局区内部統制推進員（以下「局区推進員」という。）を置く。

2 局区推進員は、別表に掲げる者その他局区責任者が指定する者をもって充てる。

3 局区推進員は、次に掲げる職務を行う。

(1) 局区における内部統制の推進及び実施に関すること。

(2) 局区における内部統制の整備及び運用に関する点検及び評価に関すること。

(3) 事務点検の事務に関すること。

(4) 局区における不祥事対策に係る職員の相談、指導監督等に関すること。

(5) 局区における不祥事防止研修の事務に関すること。

(6) 局区の所掌事務に係る内部通報の調査及びその結果に対する必要な措置の総合調整に関すること。

(7) 局区における特定要望の認定及び対応の総合調整に関すること。

(8) 局区における特定要望を受けた職員へ必要な措置を講じること。

(9) 局区における行政対象暴力に対する局区内の総合調整及び関係機関との連絡調整に関すること。

(10) 局区における職員の服務規律の維持及び倫理の保持に係る相談等に関すること。

(11) 前各号に掲げるもののほか、局区責任者が必要と認める事項

（内部統制推進リーダー）

第9条 局区における内部統制に関する事務を処理するため、課所等に内部統制推進リーダー（以下「推進リーダー」という。）を置く。

2 推進リーダーは、課所長等の職にある者をもって充てる。

3 推進リーダーは、次に掲げる職務を行う。

(1) 課所等における内部統制の推進及び実施に関すること。

- (2) 課所等における内部統制の整備及び運用に関する点検及び評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、局区責任者が必要と認める事項
(内部統制推進プロジェクトチーム)

第10条 内部統制の全庁的な取組を推進するため、内部統制推進プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

- 2 プロジェクトチームは、法務・コンプライアンス課長その他総括責任者が指定する職員をもって組織する。
- 3 プロジェクトチームは、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 組織横断的な事務に係る内部統制の推進及び実施に関すること。
 - (2) 局区における内部統制の取組に係る情報共有及び連絡調整に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、総括責任者が必要と認める事項
- 4 プロジェクトチームの庶務は、法務・コンプライアンス課において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、別に定める。

(局区コンプライアンス・リーダー)

第11条 局区における公正な職務の執行等を確保するため、課所等に局区コンプライアンス・リーダー（以下「局区リーダー」という。）を置く。

- 2 局区リーダーは、課所等の課長補佐（室長補佐、所長補佐、場長補佐、館長補佐及び主幹を含む。以下この項において同じ。）の職にある者をもって充てる。ただし、課長補佐が置かれない場合又は課長補佐が2人以上置かれている場合は、局区責任者が指定する者をもって充てる。
- 3 局区リーダーは、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 課所等の事務点検に関すること。
 - (2) 課所等の不祥事防止に係る啓発に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、局区責任者が必要と認める事項
(不当要求防止責任者)

第12条 特定要望に対して、局区責任者の指示を受け、局区推進員と協力し、適切な対策を講じるため、課所等に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第14条第1項に規定する責任者（以下「不当要求防止責

任者」という。)を置く。

2 不当要求防止責任者は、課所長等とする。

(内部通報の方法)

第13条 職員等は、公正な職務の執行等を確保するため、総務局に設置する通報窓口に対し、内部通報を行うことができる。

2 職員等は、内部通報を行う場合には、自己の氏名及び所属の名称（職員以外の者にあつては、本市との関係）、内部通報対象行為の内容、日時及び場所並びに内部通報対象行為が現に行われ、又は行われるおそれのあることを示す証拠の状況等を示さなければならない。ただし、違反行為等がなされていることが客観的に証明することができる資料がある場合は、匿名により内部通報を行うことができる。

(内部通報の処理)

第14条 内部通報があつた場合における調査、再発防止のための措置の実施その他の内部通報の適正な処理について必要な事項は、総務局長が定める。

(不利益な取扱いの禁止等)

第15条 市長及び内部通報を行った職員等（以下「通報者」という。）を雇用している者は、当該内部通報を行ったことを理由として、当該通報者に対し、免職、降任、減給その他の不利益な取扱いをしてはならない。

2 市長は、通報者が内部通報対象行為に関与している場合において、当該通報者に対して当該関与を理由として懲戒処分を行うときは、内部通報を行った事情を斟酌して懲戒処分の種類及び程度を決定するものとする。

(関係者の名誉の回復)

第16条 市長は、内部通報に誤りがあつたことその他の理由により関係者の名誉が不当に害されたと認めるときは、当該関係者の名誉の回復のために必要な措置を講じるものとする。

(運営状況の公表)

第17条 市長は、内部通報の件数、主な内容等について、毎年度公表しなければならない。

(要望等の記録及び報告)

第18条 職員は、要望等を受けた場合において、その内容が特定要望に該当するお

それがあるときは、当該要望等の日時及び内容、当該要望等を行った個人又は団体（以下「要望者」という。）の氏名又は名称その他必要な事項を記録するものとする。

- 2 前項の規定により要望等の記録を行った職員は、その内容を当該職員が所属する課所等の長（以下「所属課長」という。）に報告しなければならない。ただし、要望等を受けた職員が課所長等以上の職員である場合は、この限りでない。
- 3 前項本文の報告を受けた所属課長又は要望等の記録を行った課所長等以上の職員は、その内容を当該要望等に関する業務を所管する課所等の長（以下「所管課長」という。）に連絡しなければならない。
- 4 前項の連絡を受けた所管課長は、その内容を局区推進員に連絡しなければならない。
- 5 局区推進員は、前項の連絡を受けたときは、局区責任者に報告しなければならない。

（要望等に関する対応）

第19条 局区推進員は、前条第4項の連絡を受けたときは、所属課長及び所管課長と連携を図り、要望等を受けた職員を孤立させることがないように必要な措置を講じるものとする。

- 2 局区責任者は、前条第5項の報告を受けたときは、当該報告に係る要望等が特定要望に該当するか否か判断するものとする。
- 3 前項の判断の結果、局区責任者が特定要望として認定した場合、局区責任者は、所管課長に対し、当該特定要望に関する対応について指示するとともに、当該特定要望の内容、これに関する対応等について市長及び総括責任者に報告するものとする。
- 4 所管課長は、前項の指示に従い、必要な対応をとるとともに、所属課長と必要な調整を行うものとする。この場合において、所管課長は、要望者に対し、特定要望と認定された旨及び当該対応の方針を通知するものとする。

（特定要望の取下げの申出）

第20条 要望者は、当該特定要望に関する対応が終了するまでの間においては、当該特定要望を取り下げる旨を申し出ることができる。

(行政対象暴力に対する対応)

第21条 職員は、職務の遂行に当たり全体の奉仕者として公共の利益のために法令遵守の姿勢を堅持し、行政対象暴力に対しては、毅然たる態度で臨むものとする。

2 職員は、行政対象暴力を受け、又は受けるおそれがあると認めるときは、速やかに、その旨を所属課長に報告しなければならない。ただし、行政対象暴力を受け、又は受けるおそれがあると認める職員が課所長等以上の職員である場合は、この限りでない。

3 前項本文の報告を受けた所属課長は、当該行政対象暴力に対応する職員を孤立させることがないように、職員に対し具体的な指示を行うとともに、行政対象暴力による被害の防止に努めなければならない。

4 第2項本文の報告を受けた所属課長又は行政対象暴力を受け、若しくは受けるおそれがあると認める課所長等以上の職員は、その旨を局区推進員に連絡するとともに、局区責任者に報告しなければならない。

5 局区責任者は、前項の報告を受けたときは、局区推進員に対し、当該行政対象暴力に対する対応について指示するとともに、当該行政対象暴力の内容、これに関する対応等について行政管理監に連絡するものとする。

6 局区推進員は、前項の指示に従い関係機関との連携を図るとともに、必要な対応をとるものとする。

7 行政管理監は、第5項の連絡を受けたときは、当該局区責任者と必要な連絡調整を行うとともに、当該行政対象暴力が重大な事件であると認める場合にあっては、市長及び総括責任者に報告するものとする。

8 総括責任者は、前項の報告を受けたときは、必要に応じて、委員長として委員会を招集し、当該行政対象暴力に対する対応について協議するとともに、行政管理監及び局区責任者に対し、当該行政対象暴力に対する対応について指示するものとする。

(事務点検の実施)

第22条 総括責任者は、必要があると認めるときは、局区責任者に対し、事務点検を実施するよう指示することができる。

2 局区責任者は、前項の指示があったとき、又は必要があると認めるときは、事務

点検を実施するものとする。

(事務点検の報告等)

第23条 局区責任者は、事務点検を実施したときは、その結果及びこれに対する措置について、総括責任者に報告するものとする。

2 総括責任者は、前項の報告を受けたときは、必要に応じて、委員長として委員会を招集し、当該事務点検及び措置の内容について協議するとともに、局区責任者に対し、事務点検の実施方法、措置の内容等について指示するものとする。

(その他)

第24条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(さいたま市職員の公正な職務の執行及び適正な行政運営の確保に関する規則の廃止)

2 さいたま市職員の公正な職務の執行及び適正な行政運営の確保に関する規則（平成24年さいたま市規則第80号）は、廃止する。

(手続等の効力に関する経過措置)

3 この規則の施行前にこの規則による廃止前のさいたま市職員の公正な職務の執行及び適正な行政運営の確保に関する規則の規定によってした手続その他の行為であって、この規則の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした手続その他の行為とみなす。

別表（第8条関係）

議会局総務部総務課長
市長公室秘書課長
都市戦略本部都市経営戦略部副参事（総合政策担当）
総務局総務部総務課長
財政局財政部財政課長
市民局市民生活部市民生活安全課長
スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課長
保健福祉局保健部健康増進課長
子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課長
環境局環境共生部環境創造政策課長
経済局商工観光部経済政策課長
都市局都市計画部都市総務課長
建設局土木部土木総務課長
区役所区民生活部総務課長（10人）
消防局総務部消防総務課長
出納室出納課長
水道局業務部水道総務課長
教育委員会事務局管理部教育総務課長
選挙管理委員会事務局選挙課長
人事委員会事務局任用調査課長
監査事務局監査課長
農業委員会事務局農業振興課長

さいたま市規則第33号

さいたま市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則

さいたま市保健所長事務委任規則（平成14年さいたま市規則第50号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（毒物及び劇物取締法等に関する委任事務）</p> <p>第17条 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下この条において「法」という。）及び毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号。以下この条において「令」という。）に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>法第18条第1項</u>（法第22条第4項及び第5項において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収、立入検査及び収去に関すること。</p> <p>(8)～(21) [略]</p> <p>(22) <u>令第36条の3</u>の規定による登録簿又は特定毒物研究者名簿の整備に関すること。</p> <p>（健康増進法に関する委任事務）</p> <p>第33条 健康増進法（平成14年法律第103号。以下この条において「法」という。）に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) <u>法第61条第1項</u>に規定する立入検査及び収去に関すること。</p>	<p>（毒物及び劇物取締法等に関する委任事務）</p> <p>第17条 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下この条において「法」という。）及び毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号。以下この条において「令」という。）に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>法第17条第2項</u>（法第22条第4項及び第5項において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収、立入検査及び収去に関すること。</p> <p>(8)～(21) [略]</p> <p>(22) <u>令第36条の3第1項</u>の規定による登録簿又は特定毒物研究者名簿の整備に関すること。</p> <p>（健康増進法に関する委任事務）</p> <p>第33条 健康増進法（平成14年法律第103号。以下この条において「法」という。）に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) <u>法第27条第1項</u>に規定する立入検査及び収去に関すること。</p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

さいたま市規則第34号

さいたま市職員の職名に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の職名に関する規則（平成13年さいたま市規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前												
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員（さいたま市職員定数条例（平成13年さいたま市条例第23号）第2条第1項第1号に規定する市長の事務部局の職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員又は臨時的に任用された職員であって市長の事務部局のものに限る。以下同じ。）の職名に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別表（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職種名</th> <th style="width: 85%;">職務名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技術職員</td> <td>局長、理事、医務監、副理事、区長、副区長、院長、部長、次長、参事、所長、副院長、院長補佐、副看護部長、課長、室長、工事検査員、副参事、室長補佐、所長補佐、課長補佐、副館長、学院長、場長、場長補佐、科長、技師長、看護師長、主幹、参与、副科長、副技師長、副看護師長、医長、園長、教務主任、係長、臨床指導員、主査、主任、技師、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、マッサージ指圧師、専任教員、保健師、助産師、看護師</td> </tr> </tbody> </table>	職種名	職務名	[略]		技術職員	局長、理事、医務監、副理事、区長、副区長、院長、部長、次長、参事、所長、副院長、院長補佐、副看護部長、課長、室長、工事検査員、副参事、室長補佐、所長補佐、課長補佐、副館長、学院長、場長、場長補佐、科長、技師長、看護師長、主幹、参与、副科長、副技師長、副看護師長、医長、園長、教務主任、係長、臨床指導員、主査、主任、技師、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、マッサージ指圧師、専任教員、保健師、助産師、看護師	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員（さいたま市職員定数条例（平成13年さいたま市条例第23号）第2条第1項第1号に規定する市長の事務部局の職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員であって市長の事務部局のものに限る。以下同じ。）の職名に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別表（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職種名</th> <th style="width: 85%;">職務名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技術職員</td> <td>局長、理事、医務監、副理事、区長、副区長、院長、部長、次長、参事、所長、副院長、院長補佐、副看護部長、課長、室長、工事検査員、副参事、室長補佐、所長補佐、課長補佐、副館長、学院長、場長、場長補佐、科長、技師長、<u>理学療法士長</u>、看護師長、<u>理学療法副士長</u>、副看護師長、医長、園長、教務主任、係長、臨床指導員、主査、主任、技師、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、マッサージ指圧師、専任教員、保健師、助産師、看護師</td> </tr> </tbody> </table>	職種名	職務名	[略]		技術職員	局長、理事、医務監、副理事、区長、副区長、院長、部長、次長、参事、所長、副院長、院長補佐、副看護部長、課長、室長、工事検査員、副参事、室長補佐、所長補佐、課長補佐、副館長、学院長、場長、場長補佐、科長、技師長、 <u>理学療法士長</u> 、看護師長、 <u>理学療法副士長</u> 、副看護師長、医長、園長、教務主任、係長、臨床指導員、主査、主任、技師、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、マッサージ指圧師、専任教員、保健師、助産師、看護師
職種名	職務名												
[略]													
技術職員	局長、理事、医務監、副理事、区長、副区長、院長、部長、次長、参事、所長、副院長、院長補佐、副看護部長、課長、室長、工事検査員、副参事、室長補佐、所長補佐、課長補佐、副館長、学院長、場長、場長補佐、科長、技師長、看護師長、主幹、参与、副科長、副技師長、副看護師長、医長、園長、教務主任、係長、臨床指導員、主査、主任、技師、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、マッサージ指圧師、専任教員、保健師、助産師、看護師												
職種名	職務名												
[略]													
技術職員	局長、理事、医務監、副理事、区長、副区長、院長、部長、次長、参事、所長、副院長、院長補佐、副看護部長、課長、室長、工事検査員、副参事、室長補佐、所長補佐、課長補佐、副館長、学院長、場長、場長補佐、科長、技師長、 <u>理学療法士長</u> 、看護師長、 <u>理学療法副士長</u> 、副看護師長、医長、園長、教務主任、係長、臨床指導員、主査、主任、技師、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、マッサージ指圧師、専任教員、保健師、助産師、看護師												

[略]

[略]

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

さいたま市規則第35号

さいたま市職員の任免等の手続に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の任免等の手続に関する規則（平成14年さいたま市規則第115号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(人事異動通知書)</p> <p>第3条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に人事異動通知書（以下「通知書」という。）を交付しなければならない。ただし、第12号、第17号、第21号又は第23号に該当する場合において、通知書の交付によらないことを適当と認めるときは、通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって通知書の交付に代えることができる。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) <u>法第22条</u>の規定による条件付採用期間を延長した場合</p> <p>(11)～(14) [略]</p>	<p>(人事異動通知書)</p> <p>第3条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に人事異動通知書（以下「通知書」という。）を交付しなければならない。ただし、第12号、第17号、第21号又は第23号に該当する場合において、通知書の交付によらないことを適当と認めるときは、通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって通知書の交付に代えることができる。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) <u>法第22条第1項</u>の規定による条件付採用期間を延長した場合</p> <p>(11)～(14) [略]</p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

さいたま市規則第36号

さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（平成13年さいたま市規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第21条 条例第15条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) <u>配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は職員と性別が同一であって当該職員と婚姻関係と異なる程度の実質を備える社会生活を営む関係として任命権者が定める関係にある者をいう。以下同じ。）</u>、父母及び子の祭日の場合それぞれ1日。ただし、遠隔の地に赴く必要がある場合は、別に定める日数を加算した期間</p> <p>(11)・(12) [略]</p> <p>(13) <u>結婚の場合（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情になる場合を含む。）又は職員が当該職員と性別が同一である者と婚姻関係と異なる程度の実質を備える社会生活を営む関係として任命権者が定める関係を有することとなる場合</u> 8日の範囲内において必要と認める期間</p> <p>(14) 職員が<u>配偶者等</u>の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 5日の範囲内においてその都度必要と認める期間</p> <p>(15) 職員の<u>配偶者等</u>が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第21条 条例第15条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) <u>配偶者</u>、父母及び子の祭日の場合 それぞれ1日。ただし、遠隔の地に赴く必要がある場合は、別に定める日数を加算した期間</p> <p>(11)・(12) [略]</p> <p>(13) 結婚の場合 8日の範囲内において必要と認める期間</p> <p>(14) 職員が<u>妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）</u>の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 5日の範囲内においてその都度必要と認める期間</p> <p>(15) 職員の<u>妻</u>が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経</p>

間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者等の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間

(16)～(20) [略]

(21) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者等の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内でその都度必要と認める期間

(22)・(23) [略]

2・3 [略]

（介護休暇）

第22条 条例第16条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1)～(8) [略]

(9) 職員と性別が同一であって当該職員と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係として任命権者が定める関係にある者並びにその者の父母、祖父母、父母の配偶者及び子

2～10 [略]

別表第2（第21条関係）

死亡した者	日数
配偶者等	[略]
[略]	

過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間

(16)～(20) [略]

(21) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内でその都度必要と認める期間

(22)・(23) [略]

2・3 [略]

（介護休暇）

第22条 条例第16条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1)～(8) [略]

2～10 [略]

別表第2（第21条関係）

死亡した者	日数
配偶者	[略]
[略]	

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

さいたま市規則第37号

さいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則（令和元年さいたま市規則第51号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（会計年度任用職員の特別休暇）</p> <p>第11条 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>結婚の場合（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情になる場合を含む。）又は会計年度任用職員が当該会計年度任用職員と性別が同一である者と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係として任命権者が定める関係を有することとなる場合</u> 連続する8日の範囲内において必要と認める期間</p> <p>(6)～(9) [略]</p> <p>2 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員（第8号及び第9号に掲げる場合にあっては、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上継続勤務しているものに限る。）に対して当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) <u>小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は会計年度任用職員と性別が同一であって当該会計年度任用職員と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係として任命権者が定める</u></p>	<p style="text-align: center;">（会計年度任用職員の特別休暇）</p> <p>第11条 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 結婚の場合 連続する8日の範囲内において必要と認める期間</p> <p>(6)～(9) [略]</p> <p>2 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員（第8号及び第9号に掲げる場合にあっては、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上継続勤務しているものに限る。）に対して当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、その子の看護（規則第21条第1項第21号に規定する看護をいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（その養</p>

関係にある者をいう。以下同じ。)の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する会計年度任用職員が、その子の看護(規則第21条第1項第21号に規定する看護をいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合一の年度において5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、勤務日1日当たりの勤務時間に5(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10)を乗じて得た数の時間)の範囲内でその都度必要と認める期間

(9)・(10) [略]

3・4 [略]

別表第4(第11条関係)

死亡した者	日数
配偶者等	[略]
[略]	

備考 [略]

育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、勤務日1日当たりの勤務時間に5(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10)を乗じて得た数の時間)の範囲内でその都度必要と認める期間

(9)・(10) [略]

3・4 [略]

別表第4(第11条関係)

死亡した者	日数
配偶者	[略]
[略]	

備考 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第38号

さいたま市職員互助会条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市職員互助会条例施行規則（平成13年さいたま市規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（会員の資格）</p> <p>第3条 条例第2条に規定する会員は、<u>次に掲げる会員の区分に応じ、当該各号に定める日から会員の資格を取得する。</u></p> <p>(1) <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員である会員 埼玉県市町村職員共済組合の組合員となった日</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる者を除く会員 さいたま市の職員となった日</u></p> <p>2・3 [略]</p>	<p style="text-align: center;">（会員の資格）</p> <p>第3条 条例第2条に規定する会員は、<u>さいたま市の職員となった日から会員の資格を取得する。</u></p> <p>2・3 [略]</p>
<p style="text-align: center;">（結婚祝金）</p> <p>第21条 会員が結婚したとき（届出をしていないが<u>事実上婚姻関係と同様の事情にある関係になったとき又は会員が当該会員と性別が同一である者と婚姻関係と異なる程度の実質を備える社会生活を営む関係として任命権者が定める関係を有することとなったときを含む。</u>）は、結婚祝金として5万円を給付する。ただし、復縁の場合は、給付しない。</p>	<p style="text-align: center;">（結婚祝金）</p> <p>第21条 会員が結婚したとき（届出をしていないが、<u>事実上婚姻関係と同様の事情にある関係になったときを含む。</u>）は、結婚祝金として5万円を給付する。ただし、復縁の場合は、給付しない。</p>
<p style="text-align: center;">（退会金）</p> <p>第25条 [略]</p> <p>2 前項の会員期間には、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員としての会員の期間を含まないものとする。</p>	<p style="text-align: center;">（退会金）</p> <p>第25条 [略]</p> <p>2 前項の会員期間には、地方公務員法<u>（昭和25年法律第261号）</u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員としての会員の期間を含まないものとする。</p>

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

さいたま市規則第39号

さいたま市職員の給与に関する条例及びさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例附則第4項及び第5項の規定による住居手当に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市職員の給与に関する条例及びさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和元年さいたま市条例第33号。以下「改正条例」という。）附則第4項及び第5項の規定に基づき、これらの規定による住居手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用除外職員)

第2条 改正条例附則第4項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 令和2年3月31日において改正条例第1条の規定による改正前のさいたま市職員の給与に関する条例（以下「改正前給与条例」という。）第14条第1項第1号に該当していた職員であって、次に掲げる職員のいずれかに該当するもの

ア さいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号）第14条の規定を適用するとしたならば新たに同条第1項第2号に該当することとなる職員

イ 改正前給与条例第14条の規定を適用するとしたならば同条第1項第1号に該当しないこととなる職員

(2) 令和2年3月31日において改正前給与条例第14条第1項各号のいずれにも該当していた職員であって、同条の規定を適用するとしたならば同条第1項各号のいずれか又は全てに該当しないこととなるもの

(3) 改正条例附則第4項に規定する旧手当額が2,000円以下となる職員

(4) 前3号に掲げる職員に準じる職員として市長が定める職員

(家賃の月額に変更があった場合の旧手当額)

第3条 改正条例附則第4項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を基礎として改正前給与条例第14条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額とする。

- (1) 変更後の家賃の月額が当該変更前に支給されていた改正条例附則第4項及び第5項の規定による住居手当の月額の算出の基礎となった家賃の月額（以下この号及び次号において「旧家賃月額」という。）より高い場合（第3号に掲げる場合を除く。） 旧家賃月額
- (2) 変更後の家賃の月額が旧家賃月額より低い場合（次号に掲げる場合を除く。）
変更後の家賃の月額
- (3) 令和2年3月31日において改正前給与条例第14条第1項各号のいずれにも該当していた場合 市長が定める額
(確認及び決定)

第4条 任命権者は、令和2年3月31日に改正前給与条例第14条の規定により支給されていた住居手当に係る事実（同月2日から同年4月1日までの間における当該住居手当に係る家賃の月額の変更を含む。）を当該住居手当に係るさいたま市職員の住居手当に関する規則（平成13年さいたま市規則第45号。以下「住居手当規則」という。）第5条第1項の規定による届出その他の資料により確認し、当該住居手当を受けていた職員が改正条例附則第4項の職員たる要件を具備する場合は、同年4月1日において支給すべき同項及び改正条例附則第5項の規定による住居手当の月額を決定しなければならない。

（支給の始期及び終期）

第5条 改正条例附則第4項及び第5項の規定による住居手当の支給は、令和2年4月から開始し、職員が改正条例附則第4項の職員たる要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）又は令和3年3月のいずれか早い月をもって終わる。

（住居手当規則の準用）

第6条 住居手当規則第5条から第9条まで（第8条第1項を除く。）の規定は、改正条例附則第4項及び第5項の規定による住居手当の支給について準用する。この場合において、住居手当規則第5条第1項中「新たに条例第14条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していること」とあるのは「さいたま市職員の給与に関する条例及びさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和元年さいたま市条例第33号。

以下「改正条例」という。) 附則第4項及び第5項の規定による住居手当を受けている職員は、その居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合には、当該変更に係る事実」と、「ならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があった場合についても、同様とする」とあるのは「ならない」と、住居手当規則第6条第1項中「条例第14条第1項」とあるのは「改正条例附則第4項」と、「住居手当」とあるのは「同項及び改正条例附則第5項の規定による住居手当」と、「決定し、又は改定」とあるのは「改定」と、同条第2項中「前項」とあるのは「さいたま市職員の給与に関する条例及びさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例附則第4項及び第5項の規定による住居手当に関する規則（令和2年さいたま市規則第 号）第4条又は前項」と、「届出に係る事項」とあるのは「令和2年3月31日に支給されていた住居手当に係る事実又は届出に係る事実」と、住居手当規則第8条第2項中「住居手当を受けている職員」とあるのは「改正条例附則第4項及び第5項の規定による住居手当を受けている職員」と、「改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する」とあるのは「改定する」と、住居手当規則第9条中「住居手当の支給を受けている職員」とあるのは「改正条例附則第4項及び第5項の規定による住居手当の支給を受けている職員」と、「条例第14条第1項」とあるのは「改正条例附則第4項」と、「住居手当の月額」とあるのは「同項及び改正条例附則第5項の規定による住居手当の月額」と読み替えるものとする。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、改正条例附則第4項及び第5項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

さいたま市規則第40号

さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部
を改正する規則

さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和元年
さいたま市規則第55号）の一部を次のように改正する。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第2条関係）

会計年度任用職員教育職給料表

ア 会計年度任用職員教育職給料表(1)

号給	給料月額	報酬時間額	
		地域手当支給地域に在勤する場合	地域手当支給地域外に在勤する場合
	円	円	円
1	204,000	1,441	1,253
2	205,700	1,453	1,263
3	207,300	1,464	1,273
4	209,000	1,476	1,284
5	210,800	1,489	1,295
6	212,400	1,500	1,305
7	214,100	1,512	1,315
8	215,700	1,524	1,325
9	217,500	1,536	1,336
10	219,400	1,550	1,348
11	221,300	1,563	1,359
12	223,200	1,577	1,371
13	224,700	1,587	1,380
14	226,700	1,601	1,392
15	228,700	1,616	1,405
16	230,700	1,630	1,417
17	232,500	1,642	1,428
18	235,200	1,661	1,445
19	237,900	1,681	1,461
20	240,600	1,700	1,478
21	243,200	1,718	1,494
22	246,000	1,738	1,511
23	248,600	1,756	1,527
24	251,300	1,775	1,544
25	253,800	1,793	1,559
26	256,200	1,810	1,574
27	258,700	1,827	1,589
28	261,000	1,844	1,603
29	263,600	1,862	1,619
30	266,000	1,879	1,634
31	268,200	1,895	1,647
32	270,400	1,910	1,661
33	272,500	1,925	1,674
34	274,700	1,941	1,687
35	276,900	1,956	1,701
36	278,800	1,970	1,713
37	281,100	1,986	1,727
38	283,000	1,999	1,738
39	284,900	2,013	1,750
40	286,900	2,027	1,762
41	288,600	2,039	1,773
42	290,900	2,055	1,787
43	293,200	2,071	1,801
44	295,700	2,089	1,816
45	297,700	2,103	1,829
46	300,100	2,120	1,843
47	302,300	2,136	1,857
48	304,900	2,154	1,873
49	307,200	2,170	1,887
50	309,600	2,187	1,902
51	311,900	2,203	1,916
52	314,100	2,219	1,929

53	316,300	2,234	1,943
54	318,300	2,249	1,955
55	320,300	2,263	1,968
56	322,300	2,277	1,980
57	324,200	2,290	1,992
58	326,300	2,305	2,004
59	328,400	2,320	2,017
60	330,400	2,334	2,030
61	332,500	2,349	2,043
62	334,600	2,364	2,055
63	336,800	2,379	2,069
64	339,000	2,395	2,082
65	340,700	2,407	2,093
66	342,900	2,422	2,106
67	344,900	2,437	2,119
68	347,100	2,452	2,132
69	348,900	2,465	2,143
70	350,800	2,478	2,155
71	352,800	2,492	2,167
72	354,800	2,507	2,180
73	356,400	2,518	2,189
74	358,300	2,531	2,201
75	360,100	2,544	2,212
76	362,000	2,557	2,224
77	363,800	2,570	2,235
78	365,500	2,582	2,245
79	367,200	2,594	2,256
80	368,800	2,605	2,266
81	370,300	2,616	2,275
82	371,800	2,627	2,284
83	373,300	2,637	2,293
84	374,700	2,647	2,302
85	375,800	2,655	2,309
86	377,200	2,665	2,317
87	378,600	2,675	2,326
88	379,900	2,684	2,334
89	381,200	2,693	2,342
90	382,500	2,702	2,350
91	383,700	2,711	2,357
92	385,000	2,720	2,365
93	386,300	2,729	2,373
94	387,400	2,737	2,380
95	388,700	2,746	2,388
96	389,900	2,755	2,395
97	391,300	2,764	2,404
98	392,300	2,772	2,410
99	393,400	2,779	2,417
100	394,400	2,786	2,423
101	395,300	2,793	2,428
102	396,300	2,800	2,435
103	397,400	2,808	2,441
104	398,500	2,815	2,448
105	399,200	2,820	2,452
106	400,100	2,827	2,458
107	401,000	2,833	2,463
108	401,900	2,839	2,469
109	402,700	2,845	2,474
110	403,600	2,851	2,479
111	404,400	2,857	2,484

112	405,200	2,863	2,489
113	405,800	2,867	2,493
114	406,500	2,872	2,497
115	407,200	2,877	2,501
116	407,900	2,882	2,506
117	408,500	2,886	2,509
118	409,000	2,890	2,513
119	409,400	2,892	2,515
120	409,800	2,895	2,517
121	410,200	2,898	2,520
122	410,500	2,900	2,522
123	410,800	2,902	2,524
124	411,000	2,904	2,525
125	411,200	2,905	2,526
126	411,500	2,907	2,528
127	411,800	2,909	2,530
128	412,000	2,911	2,531
129	412,200	2,912	2,532
130	412,500	2,914	2,534
131	412,800	2,916	2,536
132	413,000	2,918	2,537
133	413,200	2,919	2,538
134	413,500	2,921	2,540
135	413,800	2,923	2,542
136	414,000	2,925	2,543
137	414,200	2,926	2,545
138	414,500	2,928	2,546
139	414,800	2,930	2,548
140	415,000	2,932	2,549
141	415,200	2,933	2,551
142	415,500	2,935	2,552
143	415,800	2,938	2,554
144	416,000	2,939	2,556
145	416,200	2,940	2,557
146	416,500	2,943	2,559
147	416,800	2,945	2,560
148	417,000	2,946	2,562
149	417,200	2,947	2,563

備考

- 1 フルタイム会計年度任用職員には給料月額欄を、パートタイム会計年度任用職員には報酬時間額欄を適用する。
- 2 語学指導等を行う外国青年招致事業により招致する外国青年には、地域手当支給地域外に在勤する場合の報酬時間額を適用する。

イ 会計年度任用職員教育職給料表(2)

号給	給料月額	報酬時間額	
		地域手当支給地域に在勤する場合	地域手当支給地域外に在勤する場合
	円	円	円
1	175,800	1,242	1,080
2	177,900	1,257	1,093
3	180,000	1,271	1,105
4	182,200	1,287	1,119
5	184,200	1,301	1,131
6	186,400	1,317	1,145
7	188,600	1,332	1,158
8	190,800	1,348	1,172
9	193,000	1,363	1,185
10	195,800	1,383	1,203
11	198,500	1,402	1,219
12	201,200	1,421	1,236
13	204,000	1,441	1,253
14	205,700	1,453	1,263
15	207,300	1,464	1,273
16	209,000	1,476	1,284
17	210,800	1,489	1,295
18	212,400	1,500	1,305
19	214,100	1,512	1,315
20	215,700	1,524	1,325
21	217,500	1,536	1,336
22	219,400	1,550	1,348
23	221,300	1,563	1,359
24	223,200	1,577	1,371
25	224,700	1,587	1,380
26	226,700	1,601	1,392
27	228,700	1,616	1,405
28	230,700	1,630	1,417
29	232,500	1,642	1,428
30	235,200	1,661	1,445
31	237,900	1,681	1,461
32	240,600	1,700	1,478
33	243,200	1,718	1,494
34	246,000	1,738	1,511
35	248,600	1,756	1,527
36	251,300	1,775	1,544
37	253,800	1,793	1,559
38	256,200	1,810	1,574
39	258,700	1,827	1,589
40	261,000	1,844	1,603
41	263,600	1,862	1,619
42	266,000	1,879	1,634
43	268,200	1,895	1,647
44	270,400	1,910	1,661
45	272,500	1,925	1,674
46	274,700	1,941	1,687
47	276,900	1,956	1,701
48	278,800	1,970	1,713
49	281,100	1,986	1,727
50	283,000	1,999	1,738
51	284,900	2,013	1,750
52	286,900	2,027	1,762
53	288,600	2,039	1,773
54	290,900	2,055	1,787

55	293, 200	2, 071	1, 801
56	295, 700	2, 089	1, 816
57	297, 700	2, 103	1, 829
58	300, 100	2, 120	1, 843
59	302, 300	2, 136	1, 857
60	304, 900	2, 154	1, 873
61	307, 200	2, 170	1, 887
62	309, 600	2, 187	1, 902
63	311, 900	2, 203	1, 916
64	314, 100	2, 219	1, 929
65	316, 300	2, 234	1, 943
66	318, 300	2, 249	1, 955
67	320, 300	2, 263	1, 968
68	322, 300	2, 277	1, 980
69	324, 200	2, 290	1, 992
70	326, 300	2, 305	2, 004
71	328, 400	2, 320	2, 017
72	330, 400	2, 334	2, 030
73	332, 500	2, 349	2, 043
74	334, 600	2, 364	2, 055
75	336, 800	2, 379	2, 069
76	339, 000	2, 395	2, 082
77	340, 700	2, 407	2, 093
78	342, 600	2, 420	2, 105
79	344, 300	2, 432	2, 115
80	346, 100	2, 445	2, 126
81	347, 900	2, 458	2, 137
82	349, 700	2, 470	2, 148
83	351, 100	2, 480	2, 157
84	352, 900	2, 493	2, 168
85	354, 100	2, 502	2, 175
86	355, 700	2, 513	2, 185
87	357, 200	2, 523	2, 194
88	358, 700	2, 534	2, 203
89	360, 000	2, 543	2, 211
90	361, 300	2, 552	2, 219
91	362, 700	2, 562	2, 228
92	364, 100	2, 572	2, 237
93	365, 600	2, 583	2, 246
94	366, 900	2, 592	2, 254
95	368, 200	2, 601	2, 262
96	369, 400	2, 610	2, 269
97	370, 400	2, 617	2, 275
98	371, 400	2, 624	2, 282
99	372, 400	2, 631	2, 288
100	373, 400	2, 638	2, 294
101	374, 300	2, 644	2, 299
102	375, 300	2, 651	2, 305
103	376, 300	2, 658	2, 312
104	377, 300	2, 666	2, 318
105	378, 100	2, 671	2, 323
106	379, 000	2, 678	2, 328
107	379, 900	2, 684	2, 334
108	380, 900	2, 691	2, 340
109	381, 700	2, 697	2, 345
110	382, 700	2, 704	2, 351
111	383, 700	2, 711	2, 357
112	384, 700	2, 718	2, 363
113	385, 300	2, 722	2, 367

114	386,200	2,728	2,372
115	387,100	2,735	2,378
116	388,000	2,741	2,384
117	388,800	2,747	2,388
118	389,500	2,752	2,393
119	390,300	2,757	2,398
120	391,100	2,763	2,403
121	391,700	2,767	2,406
122	392,500	2,773	2,411
123	393,200	2,778	2,415
124	393,900	2,783	2,420
125	394,500	2,787	2,423
126	395,200	2,792	2,428
127	395,700	2,796	2,431
128	396,300	2,800	2,435
129	397,000	2,805	2,439
130	397,600	2,809	2,443
131	398,100	2,812	2,446
132	398,600	2,816	2,449
133	398,900	2,818	2,450
134	399,200	2,820	2,452
135	399,500	2,822	2,454
136	399,800	2,825	2,456
137	400,100	2,827	2,458
138	400,400	2,829	2,460
139	400,700	2,831	2,462
140	401,000	2,833	2,463
141	401,300	2,835	2,465
142	401,600	2,837	2,467
143	401,900	2,839	2,469
144	402,200	2,841	2,471
145	402,400	2,843	2,472
146	402,700	2,845	2,474
147	403,000	2,847	2,476
148	403,200	2,849	2,477
149	403,400	2,850	2,478
150	403,700	2,852	2,480
151	404,000	2,854	2,482
152	404,200	2,856	2,483
153	404,400	2,857	2,484
154	404,700	2,859	2,486
155	405,000	2,861	2,488
156	405,200	2,863	2,489
157	405,400	2,864	2,490
158	405,700	2,866	2,492
159	406,000	2,868	2,494
160	406,200	2,870	2,495
161	406,400	2,871	2,497

備考 フルタイム会計年度任用職員には給料月額欄を、パートタイム会計年度任用職員には報酬時間額欄を適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第41号

さいたま市職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の住居手当に関する規則（平成13年さいたま市規則第45号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>（令和3年4月1日における届出の特例）</u></p> <p><u>第11条 令和3年3月31日においてさいたま市職員の給与に関する条例及びさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和元年さいたま市条例第33号）附則第4項及び第5項の規定による住居手当を支給されている職員であって、同年4月1日においても引き続き当該住居手当に係る住宅を借り受け、家賃を支払っているもののうち、同日に条例第14条第1項各号に該当することとなるものについては、令和2年3月31日において支給されていた住居手当に係る第5条第1項の規定により行われた届出（さいたま市職員の給与に関する条例及びさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例附則第4項及び第5項の規定による住居手当に関する規則（令和2年さいたま市規則第 号）第6条において準用する第5条第1項の規定による届出が行われた場合には、当該届出）を令和3年4月1日において支給されることとなる住居手当に係る同項の規定により行われた届出とみなす。</u></p> <p>第12条 [略]</p>	<p>第11条 [略]</p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

さいたま市規則第42号

さいたま市予算規則の一部を改正する規則

さいたま市予算規則（平成13年さいたま市規則第60号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第1（第16条関係）				別表第1（第16条関係）			
費目等	様式の区分			費目等	様式の区分		
[略]				[略]			
恩給及び退職年金	[略]			恩給及び退職年金	[略]		
[略]				賃金	◎		
[略]				[略]			
備考	[略]			備考	[略]		
別表第2（第17条関係）				別表第2（第17条関係）			
区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な主な書類	区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な主な書類
1～5	[略]			1～5	[略]		
6	[略]	[略]		6	[略]	[略]	
7	[略]	[略]		7	賃金	支出決定のとき。	支出しようとする額
8	[略]	[略]		8	[略]	[略]	支給調書
9	[略]	[略]		9	[略]	[略]	
10	[略]	[略]		10	[略]	[略]	
11	[略]	[略]		11	[略]	[略]	
12	[略]	[略]		12	[略]	[略]	
13	[略]	[略]		13	[略]	[略]	
14	[略]	[略]		14	[略]	[略]	
15	[略]	[略]		15	[略]	[略]	
16	[略]	[略]		16	[略]	[略]	
17	[略]	[略]		17	[略]	[略]	
18	[略]	[略]		18	[略]	[略]	

<u>18</u>	[略]	[略]
<u>19</u>	[略]	[略]
<u>20</u>	[略]	[略]
<u>21</u>	[略]	[略]
<u>22</u>	[略]	[略]
<u>23</u>	[略]	[略]
<u>24</u>	[略]	[略]
<u>25</u>	[略]	[略]
<u>26</u>	[略]	[略]
<u>27</u>	[略]	[略]

<u>19</u>	[略]	[略]
<u>20</u>	[略]	[略]
<u>21</u>	[略]	[略]
<u>22</u>	[略]	[略]
<u>23</u>	[略]	[略]
<u>24</u>	[略]	[略]
<u>25</u>	[略]	[略]
<u>26</u>	[略]	[略]
<u>27</u>	[略]	[略]
<u>28</u>	[略]	[略]

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市予算規則別表第1及び別表第2の規定は、令和2年度以後の予算に係る支出負担行為について適用し、令和元年度までの予算に係る支出負担行為については、なお従前の例による。

さいたま市規則第43号

さいたま市会計規則の一部を改正する規則

さいたま市会計規則（平成13年さいたま市規則第61号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(添付関係書類)	(添付関係書類)
第46条 第43条第2項の規定により添付する関係書類は、債権者からの請求書（第44条第5項の規定により支出命令を発する場合を除く。）及び次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。	第46条 第43条第2項の規定により添付する関係書類は、債権者からの請求書（第44条第5項の規定により支出命令を発する場合を除く。）及び次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。
(1)・(2) [略]	(1)・(2) [略]
<u>(3)</u> [略]	<u>(3)</u> <u>貸金 用務、就労場所、年月日、日数、日額等を記載した書類</u>
<u>(4)</u> [略]	<u>(4)</u> [略]
<u>(5)</u> [略]	<u>(5)</u> [略]
<u>(6)</u> [略]	<u>(6)</u> [略]
<u>(7)</u> [略]	<u>(7)</u> [略]
<u>(8)</u> [略]	<u>(8)</u> [略]
<u>(9)</u> [略]	<u>(9)</u> [略]
<u>(10)</u> [略]	<u>(10)</u> [略]
<u>(11)</u> [略]	<u>(11)</u> [略]
<u>(12)</u> [略]	<u>(12)</u> [略]
<u>(13)</u> [略]	<u>(13)</u> [略]
<u>(14)</u> [略]	<u>(14)</u> [略]
<u>(15)</u> [略]	<u>(15)</u> [略]
2 [略]	2 [略]
(資金前渡)	(資金前渡)
第73条 令第161条第1項第17号による規則で定める経費は、次に掲げるとおりとする。	第73条 令第161条第1項第17号による規則で定める経費は、次に掲げるとおりとする。
(1) [略]	<u>(1)</u> <u>貸金</u>
	<u>(2)</u> [略]

- (2) [略]
- (3) [略]
- (4) [略]
- (5) [略]
- (6) [略]
- (7) [略]
- (8) [略]
- (9) [略]
- (10) [略]
- (11) [略]
- (12) [略]
- (13) [略]
- (14) [略]
- (15) [略]
- (16) [略]
- (17) [略]
- (18) [略]
- (19) [略]
- (20) [略]
- (21) [略]
- (22) [略]

(前渡金の精算)

第78条 [略]

2・3 [略]

4 第1項の規定による精算において、過不足を生じたときは、直ちに返納又は請求をしなければならない。ただし、令第161条第1項第1号から第12号まで及び第16号並びに第73条第16号に該当する前渡金にあっては、翌月に繰り越すことができる。

(資金前渡の特例)

第79条の2 第75条から第78条までの規定にかかわらず、令第161条第1項第13号及び第14号並びに第73条第22号に規定する経費の取扱いに関しては、別に定めるところによるものとする。

(繰替払)

第84条 令第164条第5号の規定により繰替払をすることができる経費は、指定代理納付者に納付させる歳入の納付手数料とし、その支払については、当該歳入に係る収入金を繰り替えて使用させることができる。

2 [略]

3 [略]

- (3) [略]
- (4) [略]
- (5) [略]
- (6) [略]
- (7) [略]
- (8) [略]
- (9) [略]
- (10) [略]
- (11) [略]
- (12) [略]
- (13) [略]
- (14) [略]
- (15) [略]
- (16) [略]
- (17) [略]
- (18) [略]
- (19) [略]
- (20) [略]
- (21) [略]
- (22) [略]
- (23) [略]

(前渡金の精算)

第78条 [略]

2・3 [略]

4 第1項の規定による精算において、過不足を生じたときは、直ちに返納又は請求をしなければならない。ただし、令第161条第1項第1号から第12号まで及び第16号並びに第73条第17号に該当する前渡金にあっては、翌月に繰り越すことができる。

(資金前渡の特例)

第79条の2 第75条から第78条までの規定にかかわらず、令第161条第1項第13号及び第14号並びに第73条第23号に規定する経費の取扱いに関しては、別に定めるところによるものとする。

(繰替払)

第84条

[略]

2 [略]

4 [略]

5 [略]

6 [略]

別表第1 (第6条、第9条関係)

設置箇所	出納員となる者	委任事務
[略]		[略]
総務局総務部 アーカイブズ センター	室長の職にある 者	
[略]		
保健福祉局保 健部健康増進 課	[略]	
[略]		
保健福祉局福 祉部福祉総務 課	課長の職にある 者	
[略]		
保健福祉局福 祉部年金医療 課		
保健福祉局福 祉部障害者総 合支援センタ ー	所長の職にある 者	
保健福祉局長 寿応援部高齢 福祉課	課長の職にある 者	
[略]		
[略]		
子ども未来局 子ども家庭総 合センター北 部児童相談所	[略]	
子ども未来局 子ども家庭総 合センター南 部児童相談所		
[略]		
[略]	[略]	
都市局都市計 画部みどり推		

3 [略]

4 [略]

5 [略]

別表第1 (第6条、第9条関係)

設置箇所	出納員となる者	委任事務
[略]		[略]
総務局総務部 アーカイブズ センター	課内室長の職に ある者	
[略]		
保健福祉局保 健部健康増進 課	[略]	
保健福祉局保 健部生活衛生 課		
[略]		
保健福祉局福 祉部福祉総務 課	課長の職にある 者	
[略]		
保健福祉局福 祉部年金医療 課		
保健福祉局長 寿応援部高齢 福祉課		
[略]		
障害者総合支 援センター	所長の職にある 者	
[略]		
子ども未来局 子ども家庭総 合センター児 童相談所	[略]	
[略]		
[略]	[略]	
都市局都市計 画部みどり推		

進課		
[略]		
[略]		

進課		
都市局都市計画部開発調整課		
[略]		
[略]		

別表第3（第7条関係）

設置箇所	現金取扱者となる者	委任事務
[略]		[略]
[略]	[略]	
スポーツ文化局文化部文化振興課漫画会館		
[略]		
[略]		
子ども未来局子ども家庭総合センター北部児童相談所	[略]	
子ども未来局子ども家庭総合センター南部児童相談所		
[略]		
[略]		

別表第3（第7条関係）

設置箇所	現金取扱者となる者	委任事務
[略]		[略]
[略]	[略]	
スポーツ文化局文化部文化振興課漫画会館		
保健福祉局保健部生活衛生課		
[略]		
[略]		
子ども未来局子ども家庭総合センター児童相談所	[略]	
[略]		
[略]		

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- この規則による改正後のさいたま市会計規則の規定は、令和2年度以後の予算及び決算の歳出について適用し、令和元年度までの予算及び決算の歳出については、なお従前の例による。

さいたま市規則第44号

さいたま市契約規則の一部を改正する規則

さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次 第1章～第4章 [略] 第5章 契約の解除（ <u>第39条—第40条</u> ） 第6章・第7章 [略] 附則 (契約書の作成) 第26条 [略] 2 契約書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。 (1)～(9) [略] (10) <u>契約不適合責任</u> (11)・(12) [略] (履行遅滞の場合における損害金) 第35条 市長は、契約の相手方（前条の規定により履行期限の延長を認められた者を除く。）が、契約の履行を遅延したときは、契約金額から請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分に相応する契約金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、 <u>契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて得た額を損害金として徴収する。ただし、契約の相手方の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。</u> <u>(催告による契約の解除)</u>	目次 第1章～第4章 [略] 第5章 契約の解除（ <u>第39条・第40条</u> ） 第6章・第7章 [略] 附則 (契約書の作成) 第26条 [略] 2 契約書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。 (1)～(9) [略] (10) <u>かし担保責任</u> (11)・(12) [略] (履行遅延の場合における損害金) 第35条 市長は、契約の相手方（前条の規定により履行期限の延長を認められた者を除く。）が、 <u>正当な理由がないのに契約の履行を遅延したときは、契約金額から請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分に相応する契約金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額を損害金として徴収する。</u> <u>(契約の解除)</u>

第39条 市長は、契約の相手方がその契約を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における契約の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 [略]

(催告によらない契約の解除)

第39条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは前条第1項の催告をすることなく、直ちに契約を解除することができる。

- (1) 契約の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 契約の相手方がその契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の一部の履行が不能である場合又は契約の相手方がその契約の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、契約の相手方が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 契約の締結に関し不正な行為があったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、契約の相手方がその契約の履行をせず、催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

2 前項の規定により契約を解除する場合においては、前条第2項の規定を準用する。

(契約解除の場合の権利の所属等)

第40条 前2条の規定により契約を解除した場合において、物件の既納部分又は製造、修繕若しくは工事の既成部分で地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第234条の2

第39条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

- (1) 契約の相手方が正当な理由なく契約の履行期限を過ぎても履行に着手しないとき。
- (2) 契約の相手方がその責めに帰すべき理由により履行期限内に契約を履行しないとき又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 契約の相手方から契約解除の申出があり、その事由を正当と認めたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、契約の締結又は履行に関し不正な行為があったとき。

2 [略]

(契約解除の場合の権利の所属等)

第40条 前条の規定により契約を解除した場合において、物件の既納部分又は製造、修繕若しくは工事の既成部分で地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第234条の2第

第1項に規定する検査に合格したものがあるときは、契約の相手方と協議の上これを市の所有とし、これに相当する代価を支払うものとする。 2 [略]	1項に規定する検査に合格したものがあるときは、契約の相手方と協議の上これを市の所有とし、これに相当する代価を支払うものとする。 2 [略]
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市契約規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

さいたま市規則第45号

さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する
条例施行規則

さいたま市被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例施行規則（平成25年さいたま市規則第62号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例（令和元年さいたま市条例第35号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（被保護者等住居・生活サービス提供事業に係る届出）

第2条 条例第35条第1項及び第2項の規定による事業の開始の届出は、さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業開始届（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて提出することにより行わなければならない。

- (1) 事業者の履歴書等の経歴がわかる書類（法人にあっては、履歴事項全部証明書）
- (2) 届出をする日の属する年度の前3年度分の事業報告及び決算書類
- (3) 建物その他の設備の規模及び構造に関する調書（様式第2号）
- (4) 建物の外観、居室、設備等の写真
- (5) 建物の平面図
- (6) 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の履歴書及び資格を証明する書類
- (7) 運営規程
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 条例第35条第3項から第5項までの規定による届出事項の変更の届出は、さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業変更届（様式第3号）に当該変更に係る関係書類を添えて提出することにより行わなければならない。

3 条例第35条第6項の規定による事業の廃止の届出は、さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業廃止届（様式第4号）を提出することにより行わなければならない。

（身分証明書）

第3条 条例第45条第2項の規定による職員の携帯すべき証明書は、様式第5号のとおりとする。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業開始届

年 月 日

(宛先) さいたま市長

届出事業者

住 所

氏 名

印

[法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名]

さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業を開始するに当たり、さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例第 3 5 条第 1 項又は第 2 項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

1 施設の名称

ふりがな	
名 称	

2 事業者の氏名又は名称、住所又は主たる事務所の所在地、経歴及び資産状況

ふりがな	
(1) 氏名又は名称	
(2) 住所又は主たる事務所の所在地	
(3) 経歴及び資産状況	

※ 次の書類を添付すること。

- (1) 事業者の履歴書等の経歴がわかる書類 (法人にあっては、履歴事項全部証明書)
- (2) 届出をする日の属する年度の前 3 年度分の事業報告及び決算書類

3 定款その他の基本約款

別紙のとおり

4 建物その他の設備の規模及び構造

(1) 建築年月日 (2) 定員等 (3) 面積 (4) 使用設備の一覧	建物その他の設備の規模及び構造に関する調書（様式第2号）のとおり
---	----------------------------------

※ 建物の外観、居室、設備等の写真及び平面図を添付すること。

5 事業開始の年月日

年 月 日

6 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴

(1) 施設の管理者	
(2) 実務を担当する幹部職員	

※ 履歴書及び資格を証明する書類を添付すること。

7 福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法

※ 運営規程を添付すること。

備考 この届出書は、社会福祉法人が当該事業を開始したときは開始の日から1月以内に、それ以外の者が事業を開始しようとするときはその事業の開始前に、市長に提出してください。

様式第2号（第2条関係）

建物その他の設備の規模及び構造に関する調書

1 基本情報

(1) 施設名及び棟名		
(2) 施設所在地		
(3) 建築年月日	年	月 日
(4) 連絡先	施設	
	緊急時	
(5) 管理者（専任）		

2 規模及び構造

(1) 定員	人	
(2) 面積	敷地	m ²
	延床	m ²
(3) 構造	造 階建て	
	うち施設として使用する部分	階部分（全部 ・ 一部）

3 設備

設備名称	専用又は共用	設置場所、設置数等
(1) 居室		
(2) 炊事設備		
(3) 洗面所		
(4) 便所		

様式第3号（第2条関係）

さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業変更届

年 月 日

（宛先）さいたま市長

届出事業者

住 所

氏 名

印

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業について、届出事項に変更が生じたため、さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例第35条第3項、第4項又は第5項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

1 施設の名称

2 変更事項（変更する項目の番号に○をつけること。）

- (1) 施設の名称
- (2) 事業者の氏名又は名称、住所又は主たる事務所の所在地、経歴及び資産状況
- (3) 定款その他の基本約款
- (4) 建物その他の設備の規模及び構造
- (5) 事業開始の年月日
- (6) 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴
- (7) 福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法

3 変更内容

（変更前）

（変更後）

4 変更事由

5 変更年月日
年 月 日

備考 この届出書は、届出事項の変更から1月以内に市長に提出してください。ただし、社会福祉法人以外の者が2(4)、2(5)及び2(7)を変更しようとするときは、変更の日前にあらかじめ提出してください。

様式第4号（第2条関係）

さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業廃止届

年 月 日

（宛先）さいたま市長

届出事業者

住 所

氏 名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業を廃止したため、さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例第35条第6項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 施設の名称

2 廃止事由

3 廃止年月日

年 月 日

備考 この届出書は、当該事業の廃止の日から1月以内に市長に提出してください。

様式第5号（第3条関係）

（表）

身 分 証 明 書		第 号
<p>次の者は、さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例第45条第1項の規定による立入検査その他事業経営の状況の調査の権限を有する職員であることを証明する。</p>		
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">写 真</div>	所 属 職 名 氏 名	さいたま市長 印
年 月 日発行		

（裏）

<p>さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例（抜粋） （報告徴収、立入検査等） 第45条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又はその職員に、事業者の事務所その他の施設に立ち入り、施設、帳簿、書類等を検査させ、その他事業経営の状況を調査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査その他事業経営の状況の調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>

さいたま市規則第46号

さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例施行規則（平成27年さいたま市規則第70号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>（災害等において、保育の提供がなされない場合の利用者負担額）</u></p> <p><u>第6条</u> 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第58条第4号に定める事由に該当する月の利用者負担額は、当該月の利用者負担額に当該月の臨時休園等の日を除く開所日数を乗じて得た額に25を除して得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p><u>第7条</u> [略]</p> <p><u>第8条</u> [略]</p> <p><u>第9条</u> [略]</p> <p><u>第10条</u> [略]</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">[略]</div> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 [略] 2 教育・保育給付認定保護者等の市町村民税の所得割額は、子ども・子育て支援法施行規則第21条の2、第24条及び第28条の規定の例により算定するものとする。 	<p>第6条 [略]</p> <p>第7条 [略]</p> <p>第8条 [略]</p> <p>第9条 [略]</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">[略]</div> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 [略] 2 教育・保育給付認定保護者等の市町村民税の所得割額は、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第21条の2、第24条及び第28条の規定の例によ

3 [略]

り算定するものとする。
3 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後のさいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例施行規則の規定は、令和2年3月1日から適用する。

さいたま市規則第47号

さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例施行規則（平成20年さいたま市規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(条例第3条に規定する規則で定める妊婦健康診査)</p> <p>第3条 条例第3条に規定する規則で定める妊婦に係る健康診査（以下「妊婦健康診査」という。）は、別表に定める健診回の区分に応じた健康診査とする。</p> <p style="text-align: center;">(条例第4条に規定する規則で定める受診票)</p>	<p style="text-align: center;">(条例第3条に規定する規則で定める妊婦健康診査)</p> <p>第3条 条例第3条に規定する規則で定める妊婦に係る健康診査（以下「妊婦健康診査」という。）は、次の各号に掲げる健康診査又は検査とし、妊婦1人につき当該各号に定める回数を実施するものとする。</p> <p>(1) 健康診査 14回（原則として次に掲げるとおり受診するものとする。）</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 妊娠初期（妊娠4月までをいう。以下同じ。） 2回</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 妊娠中期（妊娠5月から妊娠7月までをいう。以下同じ。） 4回</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ 妊娠後期（妊娠8月から出産までをいう。以下同じ。） 8回</p> <p>(2) 健康診査（B群溶血性連鎖球菌検査） 1回（妊娠後期の妊婦で市長が定める時期の健康診査を受診するものに限る。）</p> <p>(3) 健康診査（子宮頸がん検診） 1回（原則として前号アに掲げる時期に受診するものとする。）</p> <p>(4) HIV抗体検査 1回（妊娠初期の妊婦で希望するものに限る。）</p> <p>(5) 超音波検査 4回</p> <p>(6) HTLV-1抗体検査 1回</p> <p>(7) 性器クラミジア検査 1回</p> <p>(8) 風疹抗体検査 1回（第1号アに掲げる時期の1回目の健康診査を受診する者に限る。）</p> <p style="text-align: center;">(条例第4条に規定する規則で定める受診票)</p>

第4条 条例第4条に規定する規則で定める受診票は、次に掲げるものとする。

- (1) 妊婦健康診査助成券（様式第1号）
- (2) 妊婦健康診査子宮頸がん検診助成券（様式第2号）
- (3) 妊婦健康診査H I V抗体検査助成券（様式第2号の2）
- (4) 妊婦健康診査H T L V—1抗体検査助成券（様式第3号）
- (5) 妊婦健康診査性器クラミジア検査助成券（様式第4号）

第4条 条例第4条に規定する規則で定める受診票は、次の各号に掲げる妊婦健康診査の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 健康診査 妊婦健康診査助成券（様式第1号）
- (2) 健康診査（子宮頸がん検診） 妊婦健康診査子宮頸がん検診助成券（様式第2号）
- (3) H I V抗体検査 妊婦健康診査H I V抗体検査助成券（様式第2号の2）
- (4) H T L V—1抗体検査 妊婦健康診査H T L V—1抗体検査助成券（様式第3号）
- (5) 性器クラミジア検査 妊婦健康診査性器クラミジア検査助成券（様式第4号）

附則の次に次の1表を加える。

別表（第3条関係）

健診回	健康診査	受診時期（原則）
第1回	基本的な妊婦健康診査	妊娠4か月まで（妊娠15週まで）
	血液検査（A B O血液型・R h血液型、不規則抗体、梅毒血清反応検査、血算、血糖）	
	風疹ウイルス抗体検査	
	B型肝炎（H B s）抗原検査	
	C型肝炎（H C V）抗体検査	
	H I V抗体検査	
	子宮頸がん検診（細胞診）	
第2回	基本的な妊婦健康診査	妊娠5か月から7か月まで（妊娠16週から妊娠27週まで）
第3回	基本的な妊婦健康診査	
	超音波検査	
第4回	基本的な妊婦健康診査	
第5回	基本的な妊婦健康診査	
第6回	基本的な妊婦健康診査	
	超音波検査	
	血液検査（血算・血糖）	
第7回	基本的な妊婦健康診査	妊娠8か月から（妊娠28週から）
第8回	基本的な妊婦健康診査	
第9回	基本的な妊婦健康診査	
第10回	基本的な妊婦健康診査	
	超音波検査	
	B群溶血性連鎖球菌（G B S）検査	
第11回	基本的な妊婦健康診査	
	ノンストレステストをはじめとする妊婦健康診査として必要な検査	

第12回	基本的な妊婦健康診査	妊娠30週頃まで
	超音波検査	
	血液検査（血算）	
第13回	基本的な妊婦健康診査	
第14回	基本的な妊婦健康診査	
	HTLV-1抗体検査	
	性器クラミジア検査	

備考

- 1 医師の判断により、既定の健診回と異なる健診回に変更して健康診査を受けることを妨げない。
- 2 基本的な妊婦健康診査の項目は、問診、診察、検査計測（子宮底長・腹囲・血圧・浮腫・尿化学検査・体重）及び保健指導とする。
- 3 多胎の妊婦においては、この表に定める健康診査に加えて、基本的な妊婦健康診査を5回実施することができる。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

さいたま市規則第48号

さいたま市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市国民健康保険税条例施行規則（平成14年さいたま市規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則	附 則
1～3 [略]	1～3 [略]
（東日本大震災に係る国民健康保険税の減免の特例）	（東日本大震災に係る国民健康保険税の減免の特例）
4 市長は、条例第24条第1項第1号の規定により東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災（以下この項において「大震災」という。）が生じた日に特定被災区域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。以下この項において同じ。）に住所を有していた納税義務者に係る国民健康保険税で平成23年3月1日から平成25年3月31日（次の表第1項第3号に掲げる世帯（平成25年度以前に指定を解除された緊急時避難準備区域及び特定避難勧奨地点（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第17条第12項の規定により設置された原子力災害現地対策本部長が、事故発生後1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定されるところとして特定した地点をいう。以下同じ。）に居住しているため避難を行った世帯、平成26年度に指定を解除された避難指示解除準備区域及び特定避難勧奨地点に居住しているため避難を行った世帯、平成27年度に指定を解除された避難指示解除準備区域に居住しているため避難を行った世帯、平成28年度及び平成29年4月1日に指定を解除された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に居住しているため避難を行った世帯並びに平成31年4月10日及び令和2年3月に指定を	4 市長は、条例第24条第1項第1号の規定により東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災（以下この項において「大震災」という。）が生じた日に特定被災区域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。以下この項において同じ。）に住所を有していた納税義務者に係る国民健康保険税で平成23年3月1日から平成25年3月31日（次の表第1項第3号に掲げる世帯（平成25年度以前に指定を解除された緊急時避難準備区域及び特定避難勧奨地点（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第17条第12項の規定により設置された原子力災害現地対策本部長が、事故発生後1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定されるところとして特定した地点をいう。以下同じ。）に居住しているため避難を行った世帯、平成26年度に指定を解除された避難指示解除準備区域及び特定避難勧奨地点に居住しているため避難を行った世帯、平成27年度に指定を解除された避難指示解除準備区域に居住しているため避難を行った世帯並びに平成28年度及び平成29年4月1日に指定を解除された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に居住しているため避難を行った世帯で、当該世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る

解除された居住制限区域、避難指示解除準備区域及び帰還困難区域に居住しているため避難を行った世帯で、当該世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る前年の国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額（以下「前年基準所得合算額」という。）が600万円を超えるものを除く。）に係るものにあつては、令和3年3月31日までの間に納期限が到来するもの（当該世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る前年基準所得合算額が600万円を超えるものにあつては、令和3年3月31日までに納期限が到来するものうち、令和2年4月分から9月分までに相当する月割算定額）を減免するときは、同表に定めるところにより減免するものとする。この場合において、同表の規定により計算した額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げた額を減額する額とする。

[略]

5 [略]

前年の国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額（以下「前年基準所得合算額」という。）が600万円を超えるものを除く。）に係るものにあつては、平成32年3月31日までの間に納期限が到来するものを減免するときは、同表に定めるところにより減免するものとする。この場合において、同表の規定により計算した額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げた額を減額する額とする。

[略]

5 [略]

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

さいたま市規則第49号

さいたま市環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市環境影響評価条例施行規則（平成17年さいたま市規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前				
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）				
事業の種類	対象事業の内容	事業が実施される区域の区分ごとの対象事業の要件			事業の種類	対象事業の内容	事業が実施される区域の区分ごとの対象事業の要件		
		事業が実施される	事業が実施される	事業が実施される			事業が実施される	事業が実施される	事業が実施される
		区域の全てがA地域にある場合	区域の全て又は一部がB地域にある場合（当該区域の一部がC地域にある場合を除く。）	区域の全て又は一部がC地域にある場合			区域の全てがA地域にある場合	区域の全て又は一部がB地域にある場合（当該区域の一部がC地域にある場合を除く。）	区域の全て又は一部がC地域にある場合
[略]					[略]				
8	[略]	ア 建築基準法施行令（昭和25年政令第33号）第2条第1項第6号の規定により算定した建築物の高さ（以下「最高高さ」という。）が60メートル	ア 最高高さが60メートル（特別の地域にあっては100メートル、 <u>都市再生特別地区に</u> あっては <u>180メートル</u> ）以上のもの	[略]	8	[略]	ア 建築基準法施行令（昭和25年政令第33号）第2条第1項第6号の規定により算定した建築物の高さ（以下「最高高さ」という。）が60メートル	ア 最高高さが60メートル（特別の地域にあっては100メートル）以上のもの	[略]

(特別の地域にあっては100メートル、都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第36条第1項に規定する都市再生特別地区(以下「都市再生特別地区」という。)にあっては180メートル)以上のもの

イ アに規定する建築物以外の建築物の建設であって、建築基準法施行令第2条第2項に規定する地盤面から当該建築物に設置される工作物の最高部までの高さ(以下「最高部までの高さ」)という。)が72メートル(特別の

イ アに規定する建築物以外の建築物の建設であって、最高部までの高さが72メートル(特別の地域にあっては112メートル、都市再生特別地区にあっては192メートル)以上のもの

(特別の地域にあっては100メートル)以上のもの

イ アに規定する建築物以外の建築物の建設であって、建築基準法施行令第2条第2項に規定する地盤面から当該建築物に設置される工作物の最高部までの高さ(以下「最高部までの高さ」)という。)が72メートル(特別の

イ アに規定する建築物以外の建築物の建設であって、最高部までの高さが72メートル(特別の地域にあっては112メートル)以上のもの

		地域にあ っては1 12メー トル、 <u>都 市再生特 別地区に あっては 192メ ートル</u> 以上のも の				地域にあ っては1 12メー トル) 以 上のもの			
9	[略]	建築基準法 施行令第2 条第1項第 4号(ただ し書を除く。)の規定に より算定し た延べ面積 (以下この 項において 「延べ面積 」という。)が5万平 方メートル (特別の地 域にあつて は10万平 方メートル、 <u>都市再生特 別地区にあ つては15 万平方メー トル</u>)以上 のもの	延べ面積が 3万平方メ ートル(特 別の地域に あつては1 0万平方メ ートル、 <u>都 市再生特別 地区にあつ ては15万 平方メート ル</u>)以上の もの	[略]	9	[略]	建築基準法 施行令第2 条第1項第 4号(ただ し書を除く。)の規定に より算定し た延べ面積 (以下この 項において 「延べ面積 」という。)が5万平 方メートル (特別の地 域にあつて は10万平 方メートル)以上のも の	延べ面積が 3万平方メ ートル(特 別の地域に あつては1 0万平方メ ートル)以 上のもの	[略]
		[略]				[略]			
		[略]				[略]			
備考	[略]				備考	[略]			

附 則

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

さいたま市規則第50号

さいたま市立高等看護学院学則の一部を改正する規則の制定について

さいたま市立高等看護学院学則（平成13年さいたま市規則第135号）の一部を改正する規則を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(入学金及び授業料の<u>減免</u>及び猶予)</p> <p>第24条 条例第9条各号の規定により入学金又は授業料の<u>減免</u>又は徴収の猶予を受けようとする学生は、<u>入学金授業料減免（猶予）願書</u>（様式第13号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定により願書の提出があつたときは、入学金又は授業料の<u>減免</u>又は徴収の猶予の可否を決定し、当該学生に対し、<u>入学金授業料減免（猶予）決定通知書</u>（様式第14号）により、その結果を通知するものとする。</p> <p>様式第13号（第24条関係）</p> <p style="text-align: center;"><u>入学金</u> <u>減免（猶予）願書</u> <u>授業料</u></p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">入学金 次のとおり <u>の減免（猶予）</u>を許可してください 授業料</p> <p>さるようお願いいたします。</p> <p>1 <u>減免（猶予）</u>の内容 [略]</p> <p>様式第14号（第24条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;"><u>入学金</u> <u>減免（猶予）決定通知書</u> <u>授業料</u></p> <p style="text-align: right;">入学金</p> <p>年 月 日付けで願いのあつた 授業料</p>	<p style="text-align: center;">(入学金及び授業料の<u>免除</u>及び猶予)</p> <p>第24条 条例第9条の規定により入学金又は授業料の<u>免除</u>又は徴収の猶予を受けようとする学生は、<u>入学金授業料免除（猶予）願書</u>（様式第13号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定により願書の提出があつたときは、入学金又は授業料の<u>免除</u>又は徴収の猶予の可否を決定し、当該学生に対し、<u>入学金授業料免除（猶予）決定通知書</u>（様式第14号）により、その結果を通知するものとする。</p> <p>様式第13号（第24条関係）</p> <p style="text-align: center;"><u>入学金</u> <u>免除（猶予）願書</u> <u>授業料</u></p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">入学金 次のとおり <u>の免除（猶予）</u>を許可してください 授業料</p> <p>さるようお願いいたします。</p> <p>1 <u>免除（猶予）</u>の内容 [略]</p> <p>様式第14号（第24条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;"><u>入学金</u> <u>免除（猶予）決定通知書</u> <u>授業料</u></p> <p style="text-align: right;">入学金</p> <p>年 月 日付けで願いのあつた 授業料</p>

の減免（猶予）については、次のとおり決定しましたので通知します。
[略]

の免除（猶予）については、次のとおり決定しましたので通知します。
[略]

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

さいたま市規則第51号

さいたま市医療法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市医療法施行細則（平成14年さいたま市規則第57号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前												
<p>様式第30号（第2条関係） 医療法人設立認可申請書</p> <p>[略]</p> <p>(宛先) さいたま市長</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 <u>開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の名称及び開設場所</u></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>4 <u>病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院以外の業務を併せて行う場合は、その業務の概要</u></td> <td></td> </tr> </table>	[略]		3 <u>開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の名称及び開設場所</u>	[略]	4 <u>病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院以外の業務を併せて行う場合は、その業務の概要</u>		<p>様式第30号（第2条関係） 医療法人設立認可申請書</p> <p>[略]</p> <p>(<u>あて先</u>) さいたま市長</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 <u>開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の名称及び開設場所</u></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>4 <u>病院、診療所又は介護老人保健施設以外の業務を併せて行う場合は、その業務の概要</u></td> <td></td> </tr> </table>	[略]		3 <u>開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の名称及び開設場所</u>	[略]	4 <u>病院、診療所又は介護老人保健施設以外の業務を併せて行う場合は、その業務の概要</u>	
[略]													
3 <u>開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の名称及び開設場所</u>	[略]												
4 <u>病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院以外の業務を併せて行う場合は、その業務の概要</u>													
[略]													
3 <u>開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の名称及び開設場所</u>	[略]												
4 <u>病院、診療所又は介護老人保健施設以外の業務を併せて行う場合は、その業務の概要</u>													
<p>様式第31号（第2条関係） 理事減員認可申請書</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>1 <u>開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の数</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </table>	1 <u>開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の数</u>		[略]		<p>様式第31号（第2条関係） 理事減員認可申請書</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>1 <u>開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の数</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </table>	1 <u>開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の数</u>		[略]					
1 <u>開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の数</u>													
[略]													
1 <u>開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の数</u>													
[略]													
<p>様式第33号（第2条関係） 管理者理事特例認可申請書</p> <p>[略]</p> <p><u>病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者の一部を理事に加えない場合の認可を受けたいので、医療法第46条の5第6項ただし書の規定により、次のとおり申請します。</u></p> <p>[略]</p>	<p>様式第33号（第2条関係） 管理者理事特例認可申請書</p> <p>[略]</p> <p><u>病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者の一部を理事に加えない場合の認可を受けたいので、医療法第46条の5第6項ただし書の規定により、次のとおり申請します。</u></p> <p>[略]</p>												

2 当該管理者の管理する病院、診療所、 <u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>	[略]
[略]	

様式第37号（第2条関係）

医療法人解散認可申請書

[略]

(宛先) さいたま市長

[略]

[略]	
2 開設している病院、診療所、 <u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>	[略]
3 病院、診療所、 <u>介護老人保健施設又は介護医療院</u> の開設以外の業務を行っている場合は、その業務の概要	
[略]	

様式第38号（第2条関係）

医療法人解散届

[略]

[略]	
2 開設している病院、診療所、 <u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>	[略]
3 病院、診療所、 <u>介護老人保健施設又は介護医療院</u> の開設以外の業務を行っている場合は、その業務の概要	
[略]	

様式第39号（第2条関係）

医療法人吸収合併認可申請書

[略]

[略]	
3 吸収合併後に存続する医療法人が開設しようとする病院、診療所、 <u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>	[略]

様式第40号（第2条関係）

医療法人新設合併認可申請書

[略]

[略]	
3 新設合併後に設立する医療法人が開設しようとする病院、診	[略]

2 当該管理者の管理する病院、診療所又は <u>介護老人保健施設</u>	[略]
[略]	

様式第37号（第2条関係）

医療法人解散認可申請書

[略]

(あて先) さいたま市長

[略]

[略]	
2 開設している病院、診療所又は <u>介護老人保健施設</u>	[略]
3 病院、診療所又は <u>介護老人保健施設</u> の開設以外の業務を行っている場合は、その業務の概要	
[略]	

様式第38号（第2条関係）

医療法人解散届

[略]

[略]	
2 開設している病院、診療所又は <u>介護老人保健施設</u>	[略]
3 病院、診療所又は <u>介護老人保健施設</u> の開設以外の業務を行っている場合は、その業務の概要	
[略]	

様式第39号（第2条関係）

医療法人吸収合併認可申請書

[略]

[略]	
3 吸収合併後に存続する医療法人が開設しようとする病院、診療所又は <u>介護老人保健施設</u>	[略]

様式第40号（第2条関係）

医療法人新設合併認可申請書

[略]

[略]	
3 新設合併後に設立する医療法人が開設しようとする病院、診	[略]

療所、 <u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>	
様式第41号（第2条関係） 医療法人吸収分割認可申請書	
[略]	
[略]	
3 吸収分割承継医療法人が開設しようとする病院、診療所、 <u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>	[略]
様式第42号（第2条関係） 医療法人新設分割認可申請書	
[略]	
[略]	
2 新設分割後に設立する医療法人が開設しようとする病院、診療所、 <u>介護老人保健施設又は介護医療院</u>	[略]

療所又は <u>介護老人保健施設</u>	
様式第41号（第2条関係） 医療法人吸収分割認可申請書	
[略]	
[略]	
3 吸収分割承継医療法人が開設しようとする病院、診療所又は <u>介護老人保健施設</u>	[略]
様式第42号（第2条関係） 医療法人新設分割認可申請書	
[略]	
[略]	
2 新設分割後に設立する医療法人が開設しようとする病院、診療所又は <u>介護老人保健施設</u>	[略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第52号

さいたま市健康増進法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市健康増進法施行細則（平成15年さいたま市規則第155号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
様式第2号（第3条関係） 給食開始（再開）届 [略] (宛先) さいたま市保健所長 [略]		様式第2号（第3条関係） 給食開始（再開）届 [略] (<u>あて先</u>) さいたま市保健所長 [略]	
[略]		[略]	
施設の種類の種類	1 学校 2 病院（許可病床数 床） 3 介護老人保健施設（入所定員 人 通所定員 人） 4 介護医療院（入所定員 人 通所定員 人） 5 老人福祉施設（入所定員 人 通所定員 人） 6 児童福祉施設 7 社会福祉施設 8 事業所 9 寄宿舍 10 矯正施設 11 自衛隊 12 一般給食センター 13 その他（ ）	施設の種類の種類	1 学校 2 病院（許可病床数 床） 3 介護老人保健施設（入所定員 人 通所定員 人） 4 老人福祉施設（入所定員 人 通所定員 人） 5 児童福祉施設 6 社会福祉施設 7 事業所 8 寄宿舍 9 矯正施設 10 自衛隊 11 一般給食センター 12 その他（ ）
[略]		[略]	
(添付書類) [略]		(添付書類) [略]	
注 別紙 [略]		注 別紙 [略]	
様式第7号（その3）（第7条関係）（表） 栄養管理報告書 [略] (宛先) さいたま市保健所長 [略]		様式第7号（その3）（第7条関係）（表） 栄養管理報告書 [略] (<u>あて先</u>) さいたま市保健所長 [略]	
[略]		[略]	
施設の種類の種類	介護老人保健施設・介護医療院・老人福祉施設・社会福祉施設	施設の種類の種類	介護老人保健施設・老人福祉施設・社会福祉施設

[略]

[略]

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

さいたま市規則第53号

さいたま市浄化槽法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市浄化槽施行細則（平成14年さいたま市規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(浄化槽の設置等の届出) 第3条 <u>浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令</u> （昭和60年厚生省・建設省令第1号。以下「省令」という。）第3条第1項又は第4条第1項の規定により市長に提出する届出書には、省令に定めるもののほか、さいたま市建築基準法施行細則（平成13年さいたま市規則第215号）第8条第1項第3号に規定する調書を添付しなければならない。	(浄化槽の設置等の届出) 第3条 <u>浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令</u> （昭和60年厚生省・建設省令第1号。以下「省令」という。）第3条第1項又は第4条第1項の規定により市長に提出する届出書には、省令に定めるもののほか、さいたま市建築基準法施行細則（平成13年さいたま市規則第215号）第8条第1項第3号に規定する調書を添付しなければならない。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

さいたま市規則第54号

さいたま市浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市浄化槽保守点検業者登録条例施行規則（平成14年さいたま市規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(登録申請)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>4 条例第3条第3項の更新の登録の申請の場合にあっては、前項各号に掲げる書類のほか、条例第10条第4項に規定する研修を修了したことを証する書類の写しを添付しなければならない。</u></p> <p><u>(浄化槽管理士に対する研修)</u></p> <p><u>第7条 条例第10条第4項に規定する規則で定める研修は、埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和60年埼玉県条例第44号）第9条の2第1項に規定する研修とする。</u></p> <p>(営業所の備付器具)</p> <p><u>第8条 条例第10条第5項に規定する規則で定める器具は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p><u>第9条 [略]</u></p> <p><u>第10条 [略]</u></p> <p><u>第11条 [略]</u></p> <p><u>第12条 [略]</u></p> <p><u>第13条 [略]</u></p> <p><u>第14条 [略]</u></p>	<p>(登録申請)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第7条 条例第10条第4項に規定する規則で定める器具は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>第8条 [略]</p> <p>第9条 [略]</p> <p>第10条 [略]</p> <p>第11条 [略]</p> <p>第12条 [略]</p> <p>第13条 [略]</p>

様式第10号 (第10条関係)

様式第11号 (第10条関係)

様式第12号 (第11条関係)

様式第13号 (第13条関係)

様式第10号 (第9条関係)

様式第11号 (第9条関係)

様式第12号 (第10条関係)

様式第13号 (第12条関係)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 さいたま市浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例（令和2年さいたま市条例第17号）附則第2項の適用を受ける者が、この規則の施行の日以後最初の更新の登録の申請を行う場合については、この規則による改正後のさいたま市浄化槽保守点検業者登録条例施行規則第3条第4項の規定は、適用しない。

3 この規定の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

さいたま市規則第55号

さいたま市立病院管理規則の一部を改正する規則

さいたま市立病院管理規則（平成13年さいたま市規則第145号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第2条 病院の業務を処理するため、次に掲げる部、課、室、係、科及びセンターを置く。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 診療部</p> <p>内科 消化器内科 <u>呼吸器内科</u> 脳神経内科 循環器内科 小児科 一般・血管外科 消化器外科 呼吸器外科 整形外科 脳神経外科 心臓血管外科 小児外科 皮膚科 形成外科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 歯科口腔外科 放射線診断科 放射線治療科 麻酔科 集中治療科 救急科 精神科 緩和ケア科 感染症科 周産期母子医療センター 腫瘍センター 薬剤科 中央放射線科 リハビリテーション科 中央検査科 臨床工学科 栄養科</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 病院の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>診療部</p> <p>内科 消化器内科 <u>呼吸器内科</u> 脳神経内科 循環器内科 小児科 一般・血管外科 消化器外科 呼吸器外科 整形外科 脳神経外科 心臓血管外科 小児外科 皮膚科 形成外科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 歯科口腔外科 放射線診断科 放射線治療科 麻酔科 集中治療科 救急科 精神科 緩和ケア科 感染症科</p> <p>(1)~(5) [略]</p> <p>[略]</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 病院の業務を処理するため、次に掲げる部、課、室、係、科及びセンターを置く。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 診療部</p> <p>内科 消化器内科 脳神経内科 循環器内科 小児科 一般・血管外科 消化器外科 呼吸器外科 整形外科 脳神経外科 心臓血管外科 小児外科 皮膚科 形成外科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 歯科口腔外科 放射線診断科 放射線治療科 麻酔科 集中治療科 救急科 精神科 緩和ケア科 感染症科 周産期母子医療センター 腫瘍センター 薬剤科 中央放射線科 リハビリテーション科 中央検査科 臨床工学科 栄養科</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 病院の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>診療部</p> <p>内科 消化器内科 脳神経内科 循環器内科 小児科 一般・血管外科 消化器外科 呼吸器外科 整形外科 脳神経外科 心臓血管外科 小児外科 皮膚科 形成外科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 歯科口腔外科 放射線診断科 放射線治療科 麻酔科 集中治療科 救急科 精神科 緩和ケア科 感染症科</p> <p>(1)~(5) [略]</p> <p>[略]</p>

(職員)

第5条 [略]

2～13 [略]

14 薬剤科及び栄養科に科長、中央放射線科、リハビリテーション科、中央検査科及び臨床工学科に技師長を置く。

15 薬剤科及び栄養科に副科長又は主査、中央放射線科、リハビリテーション科、中央検査科及び臨床工学科に副技師長又は主査、眼科、歯科口腔外科及び精神科に主査を置くことができる。

16～22 [略]

23 病院に、必要に応じて会計年度任用職員又は非常勤職員を置くことができる。

(職務)

第6条 [略]

2 [略]

3 副理事、次長、参事、副参事及び副看護部長は、上司の命を受け、担当事務を掌理し、その事務を処理するため所属職員を指揮監督する。

4 課長補佐は課長を、室長補佐は室長を、副科長は科長を、副技師長は技師長を、副看護師長及び臨床指導員は看護師長を補佐するとともに、上司の命を受け、担当事務を掌理し、その事務を処理するため所属職員を指揮監督する。

5～11 [略]

様式第2号(第8条関係) (その1)

誓約書

[略]

1 [略]

2 入院費等は、期日までにお支払いします。また、延滞した場合は患者又は連帯保証人が遅滞なくお支払い(連帯保証人にとっては、極度額30万円の範囲内に限る。)します。

3 [略]

[略]

(職員)

第5条 [略]

2～13 [略]

14 薬剤科、リハビリテーション科及び栄養科に部長又は科長、中央放射線科、中央検査科及び臨床工学科に技師長を置く。

15 薬剤科及び栄養科に副科長又は主査、中央放射線科、中央検査科及び臨床工学科に副技師長又は主査、リハビリテーション科に理学療法士長、理学療法副士長又は主査を置くことができる。

16～22 [略]

23 病院に、必要に応じて臨時職員又は非常勤職員を置くことができる。

(職務)

第6条 [略]

2 [略]

3 副理事、次長、参事、副参事、理学療法士長及び副看護部長は、上司の命を受け、担当事務を掌理し、その事務を処理するため所属職員を指揮監督する。

4 課長補佐は課長を、室長補佐は室長を、副科長は科長を、副技師長は技師長を、理学療法副士長は理学療法士長を、副看護師長及び臨床指導員は看護師長を補佐するとともに、上司の命を受け、担当事務を掌理し、その事務を処理するため所属職員を指揮監督する。

5～11 [略]

様式第2号(第8条関係)

誓約書

[略]

1 [略]

2 入院費等は、期日までにお支払いします。また、延滞した場合は患者又は連帯保証人が遅滞なくお支払いします。

3 [略]

[略]

様式第2号(その1)の次に次の1様式を加える。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

さいたま市規則第56号

さいたま市立病院看護師寮管理規則の一部を改正する規則

さいたま市立病院看護師寮管理規則（平成13年さいたま市規則第147号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(使用料) 第8条 寮の使用料は、月額 <u>1万円</u> とする。 2・3 [略]	(使用料) 第8条 寮の使用料は、月額 <u>7,400円</u> とする。 2・3 [略]

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

さいたま市規則第57号

さいたま市中高層建築物の建築及び大規模開発行為等に係る紛争の防止及び調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市中高層建築物の建築及び大規模開発行為等に係る紛争の防止及び調整に関する条例施行規則（平成21年さいたま市規則第71号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第2（第9条関係）			別表第2（第9条関係）		
事業	区域	場所	事業	区域	場所
[略]			[略]		
大規模開発行為等	[略]	都市局都市計画部都市計画課内	大規模開発行為等	[略]	都市局都市計画部開発調整課内

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

さいたま市規則第58号

さいたま市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市市営住宅条例施行規則（平成13年さいたま市規則第225号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(請書) 第7条 [略] <u>2 前項の請書は、緊急連絡先となる者が連署したものであるとはならない。</u></p> <p>(緊急連絡先の変更) <u>第9条 入居者は、第7条第2項の緊急連絡先となった者を変更する場合は、市営住宅緊急連絡先変更届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>様式第4号（第7条関係） [略] 市営住宅入居請書 [略] 1 [略] <u>2 緊急連絡先となる者は、入居者と連絡がとれないとき等に、市と入居者が連絡をとれるように調整することを承諾いたします。</u> [略] 緊急連絡先 住 所 フリガナ 氏 名 ㊟</p>	<p>(請書) 第7条 [略]</p> <p>(連帯保証人の変更) <u>第9条 入居者は、条例第14条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により連帯保証人の変更について市長の承認を受けようとするときは、市営住宅連帯保証人変更承認申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u> <u>(1) 連帯保証人の印鑑証明書</u> <u>(2) 連帯保証人の収入の額を証する書類</u> <u>2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、当該申請をした者に対し、市営住宅連帯保証人変更承認書（様式第7号）を交付するものとする。</u></p> <p>様式第4号（第7条関係） [略] 市営住宅入居請書 [略] 1 [略] <u>2 連帯保証人は、入居者に係る家賃その他の債務について、入居者と連帯して負担することを承諾いたします。</u> [略] 連帯保証人 住 所 フリガナ 氏 名 登録印</p>

入居者との関係
電話番号
勤務先名称
勤務先電話番号

入居者との関係
電話番号
勤務先名称
勤務先電話番号

備考 連帯保証人の印鑑証明書及び収入の額を証する書類を添付すること。

様式第6号（第9条関係）

[略]

市営住宅緊急連絡先変更届

入居者 [略]

住 所

旧緊急連絡先

氏 名

住 所

新緊急連絡先

氏 名

㊟

次のとおり緊急連絡先を変更したいので届け出ます。

1 [略]

2 新緊急連絡先の連絡先等

[略]
<u>入居者との関係</u>
[略]

様式第6号（第9条関係）

[略]

市営住宅連帯保証人変更承認申請書

入居権利者 [略]

住 所

旧連帯保証人

氏 名

住 所

新連帯保証人

氏 名

登録印

次のとおり連帯保証人を変更することについて承認を受けたいので、さいたま市市営住宅条例第14条第1項の規定により、関係書類を添付して申請します。

1 [略]

2 新連帯保証人の連絡先等

[略]
<u>入居権利者との関係</u>
[略]

備考 新連帯保証人の印鑑証明書及び収入の額を証する書類を添付すること。

様式第7号を次のように改める。

様式第7号 削除

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

さいたま市規則第59号

さいたま市市民住宅条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市市民住宅条例施行規則（平成13年さいたま市規則第226号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(請書) 第6条 [略] <u>2 前項の請書は、緊急連絡先となる者が連署したものでなくてはならない。</u></p> <p>(緊急連絡先の変更) <u>第7条 入居権利者は、前条第2項の緊急連絡先となった者を変更する場合は、市民住宅緊急連絡先変更届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>様式第4号（第6条関係） [略] 市民住宅入居請書 [略]</p>	<p>(請書等) 第6条 [略] <u>2 前項の請書には、条例第9条第1項第1号に規定する連帯保証人（次条において「連帯保証人」という。）の印鑑登録証明書及び所得の額を証する書類を添付しなければならない。</u></p> <p>(連帯保証人の要件等) <u>第7条 連帯保証人は、次の要件を備えている者でなければならない。</u> <ol style="list-style-type: none"> <u>(1) 能力者であること。</u> <u>(2) 独立の生計を営む者であること。</u> <u>(3) 確実な保証能力を有する者であること。</u> <u>2 入居権利者は、連帯保証人を変更しようとするとき又は連帯保証人が次の各号のいずれかに掲げる事項に該当したときは、新たに前項の要件を備えている連帯保証人を定めて市長の承認を受けなければならない。この場合において、当該入居権利者は、市民住宅連帯保証人変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。</u> <ol style="list-style-type: none"> <u>(1) 住所又は居所が不明となったとき。</u> <u>(2) 前項に定める要件を欠いたとき。</u> <u>(3) 死亡したとき。</u> <u>3 前条第2項の規定は、前項の市民住宅連帯保証人変更承認申請書について準用する。</u> <u>4 第2項の承認は、市民住宅連帯保証人変更承認書（様式第6号）を交付して行うものとする。</u></p> <p>様式第4号（第6条関係） [略] 市民住宅入居請書 [略]</p>

<p>緊急連絡先 氏名 ㊟</p> <p>電話番号</p> <p>入居権利者との関係</p> <p>勤務先名称</p> <p>勤務先電話番号</p> <p>市民住宅の入居については、次の条件を厳守し、誠実に履行することを誓約します。</p> <p>[略]</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 緊急連絡先となる者は、入居権利者と連絡がとれないとき等に、市と入居権利者が連絡をとれるように調整することを承諾します。</p>	<p>連帯保証人 氏名 登録印</p> <p>電話番号</p> <p>入居権利者との関係</p> <p>勤務先名称</p> <p>勤務先電話番号</p> <p>市民住宅の入居については、次の条件を厳守し、誠実に履行することを連帯保証人と連署の上、誓約します。</p> <p>[略]</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 連帯保証人は、家賃その他入居権利者の行為に基づくすべての債務を当該入居権利者と連帯して負担することを承諾します。</p> <p>備考 連帯保証人の印鑑登録証明書及び所得の額を証する書類を添付すること。</p>
--	--

様式第5号を次のように改める。

年 月 日

市民住宅緊急連絡先変更届

（宛先）さいたま市長

入居権利者 住 所 _____
氏 名 _____

旧緊急連絡先 住 所 _____
氏 名 _____

新緊急連絡先 住 所 _____
氏 名 _____ (印)

次のとおり緊急連絡先を変更したいので届け出ます。

1 変更理由

2 新緊急連絡先の連絡先等

フリガナ	
氏 名	
住 所	電話番号 ()
入居権利者との関係	
勤務先名称	電話番号 ()

様式第 6 号を次のように改める。

様式第 6 号 削除

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、さいたま市市民住宅条例第 7 条第 1 項の入居の承認を受けた者（以下「入居権利者」という。）又は入居権利者の地位の承継を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、市長の承認を受けることで、新たに連帯保証人を定めることを要しない。

(1) 連帯保証人の住所又は居所が不明となったとき。

(2) 連帯保証人が後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。

(3) 連帯保証人が失業その他の事由による保証能力の著しい減少又は喪失する状態に陥ったとき。

(4) 連帯保証人が死亡したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長がやむを得ない理由があると認めるとき。

さいたま市規則第60号

さいたま市改良住宅附属店舗管理規則の一部を改正する規則

さいたま市改良住宅附属店舗管理規則（平成13年さいたま市規則第227号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(店舗を使用できる者)</p> <p>第2条 店舗を使用できる者は、次の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p>(店舗を使用できる者)</p> <p>第2条 店舗を使用できる者は、次の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 市内に居住し、独立の生計を営み、かつ、家賃の支払能力のある連帯保証人がある者</u></p>
<p>(使用の手続)</p> <p>第5条 前条の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該承認のあった日から10日以内に次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) <u>緊急連絡先となる者が連署した店舗使用請書（様式第4号。以下「請書」という。）を提出すること。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(使用の手続)</p> <p>第5条 前条の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該承認のあった日から10日以内に次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) <u>第2条第4号の連帯保証人2人の連署する店舗使用請書（様式第4号。以下「請書」という。）を提出すること。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p><u>2 前項第1号の請書には、連帯保証人の印鑑証明書及び収入の額を証する書類を添付しなければならない。</u></p> <p>3 [略]</p>
<p>(緊急連絡先の変更)</p> <p><u>第6条 使用者は、前条第1項第1号の緊急連絡先となった者を変更する場合は、緊急連絡先変更届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。</u></p>	<p>(連帯保証人の変更)</p> <p><u>第6条 使用者は、連帯保証人を変更しようとするとき又は連帯保証人に次の各号のいずれかに該当する事実が発生したときは、速やかに新たな連帯保証人を定め、連帯保証人変更届（様式第5号。以下「変更届」という。）を市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 第2条第4号に規定する条件に該当しなくなったとき。</u></p> <p><u>(2) 住所又は居所が不明になったとき。</u></p>

様式第4号(第5条関係)
店舗使用請書

[略]
(宛先) さいたま市長
[略]
緊急連絡先 住所
フリガナ
氏名 ㊟
電話番号
使用者との関係

店舗の使用については、次の条件を厳守し、誠実に履行することを誓約します。

[略]
1・2 [略]

3 緊急連絡先となる者は、使用者と連絡がとれないとき等に、市と使用者が連絡をとれるように調整することを承諾します。

様式第5号(第6条関係)
緊急連絡先変更届

[略]
(宛先) さいたま市長
店舗の名称
店舗の番号 第 号
氏名

次のとおり店舗の緊急連絡先を変更したいので届け出ます。

1 新緊急連絡先 住所
フリガナ
氏名 ㊟
電話番号
使用者との関係

2 旧緊急連絡先 住所
氏名
電話番号
使用者との関係

3 [略]

(3) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
(4) 死亡したとき。

2 変更届には、新たな連帯保証人の連署する請書並びに前条第2項に規定する証明書及び書類を添付しなければならない。

様式第4号(第5条関係)
店舗使用請書

[略]
(あて先) さいたま市長
[略]
連帯保証人 住所
氏名 登録印
電話番号
使用者との関係
連帯保証人 住所
氏名 登録印
電話番号
使用者との関係

店舗の使用については、次の条件を厳守し、誠実に履行することを連帯保証人と連署の上、誓約します。

[略]
1・2 [略]

3 連帯保証人は、家賃その他使用者の行為に基づくすべての債務を、当該使用者と連帯して負担することを承諾します。

様式第5号(第6条関係)
連帯保証人変更届

[略]
(あて先) さいたま市長
店舗の名称
店舗の番号 第 号
氏名 印

次のとおり店舗の連帯保証人を変更したいので届け出ます。

1 新連帯保証人 住所
氏名 登録印
電話番号
使用者との関係

2 旧連帯保証人 住所
氏名 登録印
電話番号
使用者との関係

3 [略]

様式第6号（第7条関係）
店舗使用承継承認申請書

[略]

[略]	
備考	添付書類 1 承継の原因の事実を証する書類 2 申請者の住民票の写し、収入の額を証する書類及び納税証明書 3 店舗使用請書

様式第6号（第7条関係）
店舗使用承継承認申請書

[略]

[略]	
備考	添付書類 1 承継の原因の事実を証する書類 2 申請者の住民票の写し、収入の額を証する書類及び納税証明書 3 連帯保証人の連署する店舗使用請書

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日までに、さいたま市改良住宅附属店舗管理規則第4条の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）又は使用者の地位の承継を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、市長の承認を受けることで、新たに連帯保証人を定めることを要しない。
 - (1) 連帯保証人の住所又は居所が不明となったとき。
 - (2) 連帯保証人が後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
 - (3) 連帯保証人が失業その他の事由による保証能力の著しい減少又は喪失する状態に陥ったとき。
 - (4) 連帯保証人が死亡したとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長がやむを得ない理由があると認めるとき。

さいたま市規則第61号

さいたま市下水道排水設備指定工事店条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市下水道排水設備指定工事店条例施行規則（平成13年さいたま市規則第231号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(指定工事店の指定)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法人の場合は、<u>登記事項証明書</u>、定款の写し及び代表者に関する前号に定める書類</p> <p>(3)～(7) [略]</p> <p style="text-align: center;">(指定工事店の指定基準)</p> <p>第3条 条例第2条第2項に規定する指定基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア 工事業者（法人にあつては代表者）が、<u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u></p> <p>イ～エ [略]</p> <p>オ <u>工事業者（法人にあつては代表者）が、精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u></p> <p>カ 法人で、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者がある<u>もの</u></p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">(責任技術者の登録資格)</p>	<p style="text-align: center;">(指定工事店の指定)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法人の場合は、<u>商業登記簿謄本</u>、定款の写し及び代表者に関する前号に定める書類</p> <p>(3)～(7) [略]</p> <p style="text-align: center;">(指定工事店の指定基準)</p> <p>第3条 条例第2条第2項に規定する指定基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア 工事業者（法人にあつては代表者）が、<u>成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</u></p> <p>イ～エ [略]</p> <p>オ 法人で、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者がある<u>者</u></p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">(責任技術者の登録資格)</p>

第8条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) [略]

(3) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

3 責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該責任技術者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態になったときは、市長にその旨を届け出るものとする。

様式第1号（第2条、第5条関係）

下水道排水設備指定工事店指定（継続指定）申請書
[略]

[略]	
添付書類	1 個人の場合は、住民票記載事項証明書又は住民票の写し、履歴書及び <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないことを証する書類</u>
	2 法人の場合は、 <u>登記事項証明書</u> 、定款の写し及び代表者に関する前項に定める書類
	3～7 [略]

第8条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

(1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

(2) [略]

様式第1号（第2条、第5条関係）

下水道排水設備指定工事店指定（継続指定）申請書
[略]

[略]	
添付書類	1 個人の場合は、住民票記載事項証明書又は住民票の写し、履歴書及び <u>成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものに該当しないことを証する書類</u>
	2 法人の場合は、 <u>商業登記簿謄本</u> 、定款の写し及び代表者に関する前項に定める書類
	3～7 [略]

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

さいたま市規則第62号

さいたま市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市消防局の組織に関する規則（平成15年さいたま市規則第138号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 前条に規定する内部組織（係を除く。）の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>総務部</p> <p>消防総務課</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p><u>(7)</u> [略]</p> <p><u>(8)</u> [略]</p> <p><u>(9)</u> [略]</p> <p><u>(10)</u> [略]</p> <p><u>(11)</u> [略]</p> <p><u>(12)</u> [略]</p> <p><u>(13)</u> [略]</p> <p>[略]</p> <p>消防施設課</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 消防の用に供する施設の維持管理及び修繕に関すること。</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(5) 消防の用に供する施設の建設<u>及び改修</u>に関すること。</p> <p>[略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 前条に規定する内部組織（係を除く。）の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>総務部</p> <p>消防総務課</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p><u>(7) 局内の情報公開及び個人情報保護の総合調整に関すること。</u></p> <p><u>(8)</u> [略]</p> <p><u>(9)</u> [略]</p> <p><u>(10)</u> [略]</p> <p><u>(11)</u> [略]</p> <p><u>(12)</u> [略]</p> <p><u>(13)</u> [略]</p> <p><u>(14)</u> [略]</p> <p>[略]</p> <p>消防施設課</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 消防の用に供する施設の維持管理、<u>改修</u>及び修繕に関すること。</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(5) 消防の用に供する施設の建設に関すること。</p> <p>[略]</p> <p>2 [略]</p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

さいたま市規則第63号

さいたま市消防吏員服制規則の一部を改正する規則

さいたま市消防吏員服制規則（平成13年さいたま市規則第240号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
(1) 男性消防吏員の服制				(1) 男性消防吏員の服制			
品名	区分	摘要		品名	区分	摘要	
[略]				[略]			
冬服	[略]			冬服	[略]		
	ワイシャツ	色及び地質	<u>長袖の白色無地の織物とし、襟はレギュラーカラーとする。</u>		ワイシャツ	色及び地質	白色無地の織物とし、襟はレギュラーカラーとする。
[略]				[略]			
短靴	色及び地質	黒色の革製又は合成皮革製とし、 <u>先芯入りとする。</u>		短靴	色及び地質	黒色の革製又は合成皮革製とする。	
[略]				[略]			
(2) [略]				(2) [略]			
(3) 消防隊の服制				(3) 消防隊の服制			
品名	区分	摘要		品名	区分	摘要	
[略]				[略]			
靴	短靴	色及び地質	<u>男性消防吏員の服制の短靴と同様とする。</u>	靴	活動靴	色及び地質	<u>黒系色の革製又は合成皮革製とし、先芯入りとする。</u>
	編上靴	色及び地質	黒色の革及び布製とし、外側にファスナーを付け、先芯入り踏み抜き鋼板入りとする。		編上靴	色及び地質	黒色の革製とし、外側にファスナーを付け、先芯入り踏み抜き鋼板入りとする。
[略]				[略]			
防上	[略]			防上	[略]		
[略]				[略]			

火 服	衣	製式	<p>折襟とする。 所要の通気孔を開け、肩部に緩衝材を入れる。 前面を比翼仕立てとし、左右側方及び右胸部に各1個の蓋付きポケットを付ける。腰部に<u>墜落制止用器具</u>を付ける。 背面の上段に「さいたま市消防局」の文字を銀色で表示し、縁取りを黒色で表示する。下段に「Saitama City Fire Bureau」の文字を黒色で表示する。銀色表示は反射材とする。 形状は、図のとおりとする。</p>
		[略]	
[略]			

(4) 救急隊の服制

品名	区分	摘要
[略]		
靴	短靴	[略]
	編上靴	[略]

(5) 救助隊の服制

品名	区分	摘要
[略]		
靴	短靴	[略]
	編上靴	[略]

[略]

火 服	衣	製式	<p>折襟とする。 所要の通気孔を開け、肩部に緩衝材を入れる。 前面を比翼仕立てとし、左右側方及び右胸部に各1個の蓋付きポケットを付ける。腰部に<u>安全帯</u>を付ける。 背面の上段に「さいたま市消防局」の文字を銀色で表示し、縁取りを黒色で表示する。下段に「Saitama City Fire Bureau」の文字を黒色で表示する。銀色表示は反射材とする。 形状は、図のとおりとする。</p>
		[略]	
[略]			

(4) 救急隊の服制

品名	区分	摘要
[略]		
靴	活動靴	[略]
	編上靴	[略]
	長靴	色及び地質

(5) 救助隊の服制

品名	区分	摘要
[略]		
靴	活動靴	[略]
	編上靴	[略]
	長靴	色及び地質

[略]

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に使用しているこの規則による改正前のさいたま市消防吏員服制規則の規定に基づく男性消防吏員の短靴並びに消防隊、救急隊及び救助隊の活動靴、編上靴及び長靴については、この規則による改正後のさいたま市消防吏員服制規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた男性消防吏員の短靴並びに消防隊、救急隊及び救助隊の活動靴及び編上靴の使用期間は令和5年3月31日まで、消防隊、救急隊及び救助隊の長靴の使用期間は令和7年3月31日までとする。

さいたま市規則第64号

さいたま市消防吏員被服等の給与及び貸与に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市消防吏員被服等の給与及び貸与に関する規則（平成13年さいたま市規則第241号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前		
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）		
品名	使用期間	品名	使用期間	
[略]		[略]		
雨衣	[略]	雨衣	[略]	
[略]		活動靴	3年	
[略]		[略]		
<u>防火長靴</u>	[略]	<u>長靴</u>	[略]	
[略]		[略]		
<u>防火手袋</u>	[略]	<u>耐切創繊維手袋</u>	[略]	
[略]		[略]		
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）		
品名	貸与区分	品名	貸与区分	
装備品	[略]	[略]		
	特別高度救助隊章	[略]	特別高度救助隊章	[略]
	上級予防技術資格者章	個人	[略]	
[略]		[略]		
防火服	[略]	防火服	[略]	
	<u>墜落制止用器具</u>	[略]	<u>安全帯</u>	[略]
	[略]		[略]	
ズボン	[略]	ズボン	[略]	
[略]		防火長靴	個人	
[略]		[略]		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市消防吏員被服等の給与及び貸与に関する規則の規定に基づき給与されている活動靴、長靴及び耐切創繊維手袋並びに貸与されている安全帯の使用については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市消防吏員被服等の給与及び貸与に関する規則の規定に基づき貸与されている防火長靴については、この規則による改正後のさいたま市消防吏員被服等の給与及び貸与に関する規則の規定に基づき給与されたものとみなす。

さいたま市規則第65号

さいたま市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則（平成13年さいたま市規則第247号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(遵守事項)</p> <p>第16条 消防団員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 機械器具その他消防団の設備資材の維持管理は、<u>消防団長が別に定める基準に基づき行い、職務による場合のほか、これを使用しないこと。</u></p> <p>(10)～(15) [略]</p> <p>(消防団の文書簿冊)</p> <p>第17条 消防団には、次に掲げる文書及び簿冊を備え、常にこれを整理しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>消防団物品管理台帳</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p>	<p>(遵守事項)</p> <p>第16条 消防団員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 機械器具その他消防団の設備資材の維持管理に<u>努め</u>、職務による場合のほか、これを使用しないこと。</p> <p>(10)～(15) [略]</p> <p>(消防団の文書簿冊)</p> <p>第17条 消防団には、次に掲げる文書及び簿冊を備え、常にこれを整理しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>備品台帳</u></p> <p>(4) <u>給与品貸与品台帳</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

さいたま市規則第66号

さいたま市消防団員被服等の給与及び貸与に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市消防団員被服等の給与及び貸与に関する規則（平成13年さいたま市規則第249号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第2（第2条関係）		別表第2（第2条関係）	
品名	貸与区分	品名	貸与区分
[略]		[略]	
保安帽	<u>所属</u>	保安帽	<u>個人</u>
[略]		[略]	

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市消防団員被服等の給与及び貸与に関する規則の規定により貸与されている保安帽については、この規則による改正後のさいたま市消防団員被服等の給与及び貸与に関する規則の規定により貸与されたものとみなす。

さいたま市規則第67号

さいたま市災害救助基金管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第22条の規定により設置するさいたま市災害救助基金（以下「基金」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、法第29条の規定によるもののほか、次に掲げる費用の支弁の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(1) 法第21条第1項に規定する費用

(2) 法第27条に規定する基金の管理に要する費用

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第68号

さいたま市災害救助法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）の施行に関し、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和22年総理庁、厚生省、内務省、大蔵省、運輸省令第1号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(救助の程度、方法及び期間)

第2条 令第3条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間は、別に定める。

(物資の保管等に関する公用令書等)

第3条 省令第1条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公用令書（保管等）（様式第1号（その1）から様式第1号（その4）まで）
- (2) 公用変更令書（保管等）（様式第2号）
- (3) 公用取消令書（保管等）（様式第3号）

2 市長は、前項第1号の公用令書（保管等）を交付するときは、強制物件台帳（様式第4号）に登録するものとする。

3 市長は、第1項第2号の公用変更令書（保管等）又は同項第3号の公用取消令書（保管等）を交付したときは、強制物件台帳にその理由を詳細に記録し、公用変更令書（保管等）にあつては、これに併せて変更事項を記録するものとする。

(受領書)

第4条 前条第1項の各号に掲げる様式のいずれかの交付を受けた者は、その受領書に所要の事項を記入し、直ちにこれを市長に提出しなければならない。

(受領調書)

第5条 省令第2条第3項の受領調書（様式第5号）は、収用し、又は使用すべき物資の所有者又は権原に基づいて当該物資を占有する者の立会いの下に作成しなければならない。ただし、立会いができないことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(損失補償請求書)

第6条 省令第3条第1項に規定する損失補償請求書は、様式第6号とする。

2 市長は、前項の損失補償請求書の提出があったとき、及びこれに基づき損失の補償を行ったときは、所要の事項を強制物件台帳に記録するものとする。

(従事命令に関する公用令書等)

第7条 省令第4条に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、次に掲げるとおりとする。

(1) 公用令書(従事) (様式第7号)

(2) 公用取消令書(従事) (様式第8号)

2 市長は、前項第1号の公用令書(従事)を交付するときは、救助従事者台帳(様式第9号)にこれを登録するものとする。

3 市長は、第1項第2号の公用取消令書(従事)を交付したときは、救助従事者台帳に、その理由を詳細に記録して、これを抹消するものとする。

(準用)

第8条 第4条の規定は、前条第1項各号に掲げる様式のいずれかの交付を受けた者について準用する。

(救助の実施に従事できない場合の届出)

第9条 省令第4条第2項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して行なわなければならない。

(1) 負傷又は疾病により従事することができない場合 医師の診断書

(2) 天災その他避けることのできない事故により従事することができない場合 当該従事することができないことを証明するに足る書類

(実費弁償の程度)

第10条 令第5条の規定による実費弁償の程度は、別に定める。

(実費弁償請求書)

第11条 省令第5条に規定する実費弁償請求書は、様式第10号とする。

(立入検査証票)

第12条 法第10条第3項において準用する法第6条第4項の規定により当該職員が立入検査に当たり携帯しなければならない証票は、様式第11号とする。

(扶助金支給申請書等)

第13条 省令第6条第1項に規定する扶助金支給申請書は、様式第12号とする。

2 前項の扶助金支給申請書のうち、休業扶助金及び打切扶助金に係るものには、次に掲げる扶助金支給申請書の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 休業扶助金に係る扶助金支給申請書 医師の診断書及び負傷し、又は疾病にかかったため、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入を得ることができないことその他特に扶助金の支給を必要とする理由を詳細に記載した書類

(2) 打切扶助金に係る扶助金支給申請書 療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書

3 法第8条の規定により救助に関する業務に協力する者が、当該業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合において省令第6条第1項の規定により提出する扶助金支給申請書には、同条第2項及び前項各号に定めるもののほか、協力命令を発した旨の市長の証明書を添付しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(その1)(第3条関係)

公用令書番号 (保管)	第 号
----------------	-----

公 用 令 書 (保 管 等)

年 月 日

住 所 (所在地)

氏 名 (名 称)

さいたま市長



災害救助法第9条の規定に基づき、下記の物資の保管を命じます。

記

物 資 の 種 類	数 量	所 在 の 場 所	期 間

.....切 取 線.....

受 領 書

公用令書番号 (保管)	第 号
----------------	-----

年 月 日

(宛先) さいたま市長

住 所 (所在地)

氏 名 (名 称)



公用令書を受領しました。

様式第1号(その2)(第3条関係)

公用令書番号 (収用)	第 号
----------------	-----

公用令書(保管等)

年 月 日

住 所(所在地)

氏 名(名称)

さいたま市長



災害救助法第9条の規定に基づき、下記の物資を収用します。

記

物資の種類	数 量	所在の場所	引渡時期

.....切 取 線.....

受 領 書

公用令書番号 (収用)	第 号
----------------	-----

年 月 日

(宛先) さいたま市長

住 所(所在地)

氏 名(名称)



公用令書を受領しました。

様式第1号(その3)(第3条関係)

公用令書番号 (管理)	第 号
----------------	-----

公用令書(保管等)

年 月 日

住 所(所在地)

氏 名(名称)

さいたま市長



災害救助法第9条の規定に基づき、下記の施設を管理します。

記

施設の種類	名称	所在の場所	管理の範囲	期間

.....切取線.....

受 領 書

公用令書番号 (管理)	第 号
----------------	-----

年 月 日

(宛先)さいたま市長

住 所(所在地)

氏 名(名称)



公用令書を受領しました。

様式第1号(その4)(第3条関係)

公用令書番号 (使用)	第 号
----------------	-----

公 用 令 書 (保 管 等)

年 月 日

住 所 (所在地)

氏 名 (名 称)

さいたま市長



災害救助法第9条の規定に基づき、下記の土地、家屋又は物資を使用します。

記

区 分	種 類	数 量	所在の場所	範 囲	期 間	引 渡 時 期
土 地						
家 屋						
物 資						

.....切 取 線.....

受 領 書

公用令書番号 (使用)	第 号
----------------	-----

年 月 日

(宛先) さいたま市長

住 所 (所在地)

氏 名 (名 称)



公用令書を受領しました。

様式第2号（第3条関係）

公用変更令書 番	第	号
公用令書番号 及び年月日	第	号 年 月 日

公用変更令書（保管等）

年 月 日

住 所（所在地）

氏 名（名 称）

さいたま市長



災害救助法第9条の規定に基づく公用令書の命令事項を、下記のとおり変更したので、災害救助法施行規則第1条第4項の規定により、これを交付します。

記

物資の種類	数 量	所在の場所	期 間

（収用、管理又は使用の場合は、それぞれの公用令書の記に記載の欄を設けること。）

.....切 取 線.....

受 領 書

公用変更令書 番	第	号
公用令書番号 及び年月日	第	号 年 月 日

年 月 日

（宛先）さいたま市長

住 所（所在地）

氏 名（名 称）



公用変更令書を受領しました。

様式第3号（第3条関係）

公用取消令書 番	第	号
公用令書番号 及び年月日	第	号 年 月 日

公用取消令書（保管等）

年 月 日

住 所（所在地）

氏 名（名 称）

さいたま市長



災害救助法第9条の規定に基づく保管、収用、管理又は使用を必要としなくなったので、災害救助法施行規則第1条第5項の規定により、これを交付します。

-----切 取 線-----

受 領 書

公用取消令書 番	第	号
公用令書番号 及び年月日	第	号 年 月 日

年 月 日

（宛先）さいたま市長

住 所（所在地）

氏 名（名 称）



公用取消令書を受領しました。

様式第5号（第5条関係）

受 領 調 書

災害救助法第9条の規定によって収用(使用)する物資を下記のとおり受領しました。よって、受領調書を2通作成し、各1通所持するものとします。

年 月 日

さいたま市職員

受領者氏名



物資所有者(占有者)

立会人氏名



記

- 1 受領した救助実施市 さいたま市
- 2 受領した物資の種類及び数量
- 3 受領した年月日
- 4 受領した場所
- 5 その他必要事項

様式第6号(第6条関係)

公 番	用 令 書 号	第	号	
公 年	用 月 令 書 日	年	月	日

損 失 補 償 請 求 書

年 月 日

(宛先) さいたま市長

住 所 (所在地)

氏 名 (名 称)

㊞

請 求 額 円

内訳 損失補償額算出明細書及び受領調書写 別紙のとおり

上記金額を、下記の理由により請求します。

記

請求理由

様式第7号（第7条関係）

（表）

公用令書番号	第	号
--------	---	---

公 用 令 書 （ 従 事 ）

年 月 日

様

さいたま市長



災害救助法第7条の規定に基づき、次のとおり従事することを命じます。

氏 名 （ 名 称 ）	
職 業	
住 所 （ 所 在 地 ）	
従事すべき救助業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
出頭すべき日 時 及 び 場 所	

.....切 取 線.....

受 領 書

公用令書番号	第	号
--------	---	---

年 月 日

（宛先）さいたま市長

住 所（所在地）

氏 名（名 称）



公用令書を 午前・午後 時 分 に受領しました。

(裏)

注意事項

- 1 この公用令書の交付を受けた者は、これを携え、指定の日時及び場所に出頭し、担当の職員に届け出てください。
- 2 この公用令書の交付を受けた者が負傷、疾病等により指定の日時に出頭し難い場合には、医師の診断書（やむを得ない事情により医師の診断書を得られないときには、警察職員の証明書）を添え、さいたま市長に遅滞なく届け出てください。
- 3 この公用令書の交付を受けた者は、天災その他避けることのできない事故により指定の日時及び場所に出頭できない場合には、その理由を証明するに足る証明書を添え、さいたま市長に遅滞なく届け出てください。
- 4 この公用令書の交付を受けた者が命令に従わなかったときは、災害救助法第32条第1号の規定により、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられることがあります。

様式第8号(第7条関係)

公用取消令書 番 号	第 号
公用令書番号 及び年月日	第 年 月 日

公用取消令書(従事)

年 月 日

住 所(所在地)

氏 名(名 称)

さいたま市長



災害救助法第7条の規定に基づく従事命令は、従事させることが適当でないと認めましたので、災害救助法施行規則第4条第3項の規定により、これを交付します。

-----切 取 線-----

受 領 書

公用取消令書 番 号	第 号
公用令書番号 及び年月日	第 年 月 日

年 月 日

(宛先) さいたま市長

住 所(所在地)

氏 名(名 称)



公用取消令書を 午前・午後 時 分 に受領しました。

様式第9号（第7条関係）

公用令書番号	第	号
公用令書年月日	年	月 日

救 助 従 事 者 台 帳

住 所（所在地）

職 業

氏 名（名 称）

従事すべき救助業務					
従 事 す べ き 場 所					
従 事 す べ き 期 間					
出 頭 す べ き 場 所					
出 頭 す べ き 日 時					
公 用 令 書 取 消 理 由					
負傷し、疾病にかかり 、又は死亡した日時					
負傷し、疾病にかかり 、又は死亡した原因					
傷病名、傷病の程度及 び身体の状況					
備 考					
負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときに本人と親族関係にあった主な者の状況	氏 名	本人との続柄	生年月日	職 業	備 考
扶 助 金 欄	扶助金の種類	金 額	支給年月日	備 考	

様式第10号（第11条関係）

公 番	用 令 書 号	第	号
公 年	用 月 令 書 日	年	月 日

実 費 弁 償 請 求 書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

住 所（所在地）

職 業

氏 名（名 称）

㊞

請 求 額 円

内 訳 別紙明細書のとおり

災害救助法施行規則第5条の規定に基づき、下記事実によって、上記金額を請求します。

記

- 1 従事した業務
- 2 従事した期間
- 3 従事した場所

様式第11号（第12条関係）

立 入 検 査 証

（第1面）

立 入 検 査 証

（第2面）

第 号

所 属

職 名

氏 名

年 月 日交付

さいたま市長 印

（第3面）

災害救助法抜粋

（都道府県知事等の立入検査等）

第10条 前条第1項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を取用するため必要があるときは、都道府県知事等は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。

2 都道府県知事等は、前条第1項の規定により物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。

3 第6条第3項から第5項までの規定は、前2項の場合に準用する。

（指定行政機関の長等の立入検査等）

第6条 略

2 略

3 前2項の規定により立ち入る場合においては、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。

4 当該職員が第1項又は第2項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

5 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（第4面）

注 意

1 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

2 この証票は、年 月 日まで有効とする。

3 この証票は、有効期間が経過したとき又は不用になったときは、速やかに返還しなければならない。

様式第12号（第13条関係）

災害救助法による 療養・休業・障害 扶助金支給申請書
遺族・葬祭・打切

年 月 日

（宛先）さいたま市長

住 所（所在地）
氏 名（名称）



負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者の住所及び氏名					
負傷し、疾病にかかり、又は死亡した日時及び場所					
負傷、疾病又は死亡の原因					
傷病名、傷病の程度及び身体の状況					
公用令書番号					
負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときに本人と親族関係にあった主な者の状況	氏 名	本人との続柄	生年月日	職 業	備 考

注

さいたま市規則第69号

さいたま市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市国民健康保険条例施行規則（平成13年さいたま市規則第129号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>（傷病手当金の申請）</u> 第34条の2 条例附則第8項の規定により傷病手当金の支給を受けようとする者は、<u>傷病手当金支給申請書（様式第38号の2）を市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>（傷病手当金の支給決定等の通知）</u> 第34条の3 市長は、<u>傷病手当金の支給の可否を決定したときは、速やかに傷病手当金支給決定通知書（様式第38号の3）又は傷病手当金不支給決定通知書（様式第38号の4）により当該申請者に通知するものとする。</u></p>	

様式第38号の次に次の6様式を加える。

様式第38号の2 (その1) (第34条の2関係)

傷病手当金支給申請書 (世帯主記入用)

被 保 険 者 情 報	被保険者証 記号番号			世帯主氏名		
	(フリガナ)			生年月日	年	月 日
	氏 名			生年月日	年	月 日
	住 所					
振 込 先	金融機関 名称	銀行 ・ 金庫 ・ 信組 農協 ・ 漁協 その他 ()			本店 ・ 支店 出張所 ・ 本店営業部 本所 ・ 支所 その他 () <small>※ゆうちょ銀行の場合は、3桁の店番を記入</small>	
	預金別	普通 ・ 当座 その他 ()	口座番号			
	口座名義 (カタカナ)					
<p>上記のとおり申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>(宛先) さいたま市長</p> <p style="text-align: right;">世帯主 住所 氏名 電話番号 ㊟</p>						

【受取代理人の欄】 (世帯主以外の方が受領する場合は、記入が必要です。)

世帯主	上記申請の給付金について受領を下記の受任者に委任します。 年 月 日	
	氏名 ㊟	住所
受任者 (口座名義人)	〒	世帯主との関係
	(フリガナ)	
	氏 名 ㊟	

保 険 者 記 入 欄	支給決定額
	円

傷病手当金支給申請書（被保険者記入用）

被保険者氏名	
--------	--

症状が出た日	年 月 日	帰国者・接触者相談センター への相談日 ※相談した場合に記入	年 月 日 (時頃)
①医療機関の受診状況		1. 受診した 2. 受診していない	
(①で「受診した」と回答した場合) ②医療機関の受診日		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
(①で「受診していない」と回答した場合) ③症状（期間などを具体的に）			
④療養のために休んだ期間	年 月 日から 年 月 日まで	⑤左記期間のうち、勤務ができなかった日数 〔新型コロナウイルス感染症（発熱等の症状があり感染が疑われる場合を含む）によらない休暇や勤務予定がなかった日は除く。〕	日
⑥	上記の療養のために休んだ期間に 給与等の支払を受けましたか。 または、今後受けられますか。	1. はい 2. いいえ	
⑦	⑥で「はい」と回答した場合、その 給与等の額と、その報酬支払の 対象となった（なる）期間をご記 入ください。	年 月 日から 年 月 日まで	(給与等の額：円) □□□□□□□□

(上記①において「受診していない」と回答した場合は、下記の事業主記載欄について、事業主の証明が必要です。)

事業主記入欄	年 月 日
	上記③～⑦の内容については、当事業所において把握している内容と相違ないことを証明します。
	事業所所在地
	事業所名称
	事業主氏名
	㊞

様式第38号の2 (その2) (第34条の2関係)

担当者氏名		電話番号	
-------	--	------	--

様式第38号の2 (その3) (第34条の2関係)

傷病手当金支給申請書 (事業主記入用)

労務に服することができなかった期間を含む賃金計算期間の勤務状況及び賃金支払状況等をご記入ください。

被保険者氏名																			
①新型コロナウイルス感染症 (発熱等の症状があり感染が疑われる場合を含む) により、労務に服することができなかった期間の属する月における勤務状況 上記の事由による無給休暇の日数を×で表示してください。												左記の事由による 無給休暇の日数							
年 月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	日		
		16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			31
年 月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	日		
		16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			31
②新型コロナウイルス感染症 (発熱等の症状があり感染が疑われる場合を含む) により、労務に服することができなかった期間の属する月の直近3か月の勤務状況 【出勤は○】、【有給休暇は△】、【上記の事由による無給休暇は×】、【その他の休暇 (賃金が生じる) は＝】、【その他の休暇 (賃金が生じない) は/】でそれぞれ表示してください。												賃金が生じた日数の計 (○、△、＝ の計)							
年 月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	日		
		16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
年 月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	日		
		16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
年 月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	日		
		16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
事業主が証明するところ	②の期間に対して、賃金を支払いましたか?	1. はい		給与の種類	<input type="checkbox"/> 月給	<input type="checkbox"/> 時間給	賃金計算	締日				日							
		2. いいえ			<input type="checkbox"/> 日給	<input type="checkbox"/> 歩合給		支払日		1. 当月		2. 翌月		日					
②の期間の課税対象となる賃金支給状況をご記入ください。ただし、期末勤勉手当 (賞与) は除く。																			
支給した賃金内訳	期間 区分	単価 (円)		月 日 ~ 月 日 分			月 日 ~ 月 日 分			月 日 ~ 月 日 分									
				(A) 支給額 (円)			(B) 支給額 (円)			(C) 支給額 (円)									
	基本給	□□□□□□□□		□□□□□□□□			□□□□□□□□			□□□□□□□□									
	時給	□□□□□□□□		□□□□□□□□			□□□□□□□□			□□□□□□□□									
	手当	□□□□□□□□		□□□□□□□□			□□□□□□□□			□□□□□□□□									
	手当	□□□□□□□□		□□□□□□□□			□□□□□□□□			□□□□□□□□									
	手当	□□□□□□□□		□□□□□□□□			□□□□□□□□			□□□□□□□□									
	手当	□□□□□□□□		□□□□□□□□			□□□□□□□□			□□□□□□□□									
	現物給与	□□□□□□□□		□□□□□□□□			□□□□□□□□			□□□□□□□□									
計	□□□□□□□□		□□□□□□□□			□□□□□□□□			□□□□□□□□										
				賃金支給総額 (上記 (A) ~ (C) の合計)						□□□□□□□□ 円									
賃金計算方法 (欠勤控除計算方法等) についてご記入ください。																			
年 月 日																			
上記のとおり相違ないことを証明します。																			
事業所所在地																			
事業所名称																			
事業主氏名 ㊟																			
担当者氏名				電話番号															

傷病手当金支給申請書（医療機関記入用）

医療機関担当者が意見を記入するところ	患者氏名																													
	傷病名		初診日		年 月 日																									
	発病年月日		年 月 日		発病の原因																									
	労務不能と認められた期間		年 月 日から																											
			年 月 日まで																											
	うち、入院期間		年 月 日から		療養費用の種別		<input type="checkbox"/> 国保		<input type="checkbox"/> 公費（ ）																					
							<input type="checkbox"/> 自費		<input type="checkbox"/> その他																					
			年 月 日まで		転帰		<input type="checkbox"/> 治癒		<input type="checkbox"/> 中止																					
					<input type="checkbox"/> 繰越		<input type="checkbox"/> 転医																							
	診療日及び入院していた日を○で囲んでください。		年 月		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31															診療 実日数		日								
年 月			1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31															診療 実日数		日										
年 月			1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31															診療 実日数		日										
上記の期間中における「主たる症状及び経過」「治療内容、検査結果、療養指導」等（詳しく）																														
																								手術年月日		年 月 日				
																								退院年月日		年 月 日				
症状経過から見て従来職種について労務不能と認められた医学的な所見																														
																								年 月 日						
上記のとおり相違ありません。																														
医療機関の所在地																														
医療機関の名称																														
医師の氏名																								⑩		電話番号				

様式第38号の3（第34条の3関係）

年 月 日

様

さいたま市長



傷病手当金支給決定通知書

先に申請のありました傷病手当金については下記金額をお支払いすることに決定しましたので通知します。

- 1 被保険者氏名
- 2 被保険者証記号番号
- 3 決定年月日
- 4 支払年月日
- 5 支給金額

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に埼玉県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合においては、審査請求の裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第38号の4（第34条の3関係）

傷病手当金不支給決定通知書

年 月 日

様

さいたま市長



年 月 日付で申請のありました傷病手当金については、審査の結果、次の理由により支給しないことと決定しましたので通知します。

理由

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に埼玉県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合においては、審査請求の裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第70号

さいたま市優良宅地造成等認定規則の一部を改正する規則

さいたま市優良宅地造成等認定規則（平成13年さいたま市規則第229号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（優良宅地造成認定申請の手続）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項に規定する申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、第13条に規定する宅地の造成に係る申請にあっては、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）<u>第13条の3第9項第2号ロ及び第21条の19第10項第2号ロ</u>の規定による認定を受けたことを証する書類（前項の認定を受けようとする者が、土地区画整理組合との契約に基づき、土地区画整理組合に代わって土地区画整理事業の施行に関する事業を行う者である場合に限る。）</p> <p>(7) [略]</p> <p>3～6 [略]</p>	<p>（優良宅地造成認定申請の手続）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項に規定する申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、第13条に規定する宅地の造成に係る申請にあっては、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）<u>第13条の3第10項第2号ロ及び第21条の19第11項第2号ロ</u>の規定による認定を受けたことを証する書類（前項の認定を受けようとする者が、土地区画整理組合との契約に基づき、土地区画整理組合に代わって土地区画整理事業の施行に関する事業を行う者である場合に限る。）</p> <p>(7) [略]</p> <p>3～6 [略]</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第71号

さいたま市放課後児童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市放課後児童クラブ条例施行規則（平成13年さいたま市規則第121号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 1～3 [略] <u>（新型コロナウイルス感染症に係る指導料の減免の特例）</u> 4 <u>第4条の規定にかかわらず、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第8項の指定感染症のうち、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）により、市長がクラブを臨時に休業とした場合又は保護者に登室自粛を要請した場合の指導料の額は、第4条に規定する額から次項の規定により算出した額を減額するものとする。</u> 5 <u>減額する額は、第4条第1項に規定する指導料の額に、市長がクラブを臨時に休業とした期間又は保護者に登室自粛を要請した期間において入室児童が登室しなかった日数を乗じたものに、当該月の現日数から条例第4条の休業日を減じた日数を除して得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。</u>	附 則 1～3 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後のさいたま市放課後児童クラブ条例施行規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。

さいたま市規則第72号

さいたま市食肉中央卸売市場業務規程施行規則の一部を改正する規則

さいたま市食肉中央卸売市場業務規程施行規則（平成13年さいたま市規則第189号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第6章 [略]</p> <p>第7章 補則（第82条—<u>第84条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、さいたま市食肉中央卸売市場業務規程（平成13年さいたま市条例第237号。以下「業務規程」という。）<u>第88条</u>の規定に基づき、業務規程の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（臨時の開場及び休場の公表）</p> <p>第3条 市長は、業務規程第4条第2項の規定により臨時に開場又は休場をしようとするときは、その旨をインターネットの利用その他の適切な方法で公表しなければならない。</p> <p>（販売開始及び販売終了の時間）</p> <p>第4条 業務規程第5条第2項の規定により<u>さいたま市食肉中央卸売市場</u>（以下「市場」という。）の卸売業者が卸売のために行う販売開始及び販売終了の時間は、午後零時45分から午後5時までとする。ただし、特別の理由により市長の許可を受けたときは、この限りでない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>（許可の申請）</p> <p>第5条 業務規程第6条の3に規定する申請書は、</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第6章 [略]</p> <p>第7章 補則（第82条—<u>第85条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、さいたま市食肉中央卸売市場業務規程（平成13年さいたま市条例第237号。以下「業務規程」という。）<u>第93条</u>の規定に基づき、業務規程の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（臨時の開場及び休場の揭示）</p> <p>第3条 市長は、業務規程第4条第2項の規定により臨時に開場又は休場をしようとするときは、<u>さいたま市食肉中央卸売市場</u>（以下「市場」という。）<u>内</u>の見やすい場所に、その旨を揭示しなければならない。</p> <p>（販売開始及び販売終了の時間）</p> <p>第4条 業務規程第5条第2項の規定により<u>市場</u>の卸売業者が卸売のために行う販売開始及び販売終了の時間は、午後零時45分から午後5時までとする。ただし、特別の理由により市長の許可を受けたときは、この限りでない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>（誓約書）</p> <p>第5条 業務規程第9条第1項の誓約書は、誓約書</p>

(様式第1号)によらなければならない。

卸売業務許可申請書(様式第1号)とする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 定款

(2) 登記事項証明書

(3) 役員の履歴書及び戸籍抄本又はこれに代わる書面

(4) 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面

(5) 業務規程第6条の10に規定する事業報告書の例により作成した最近2年間における事業報告書

(6) 当該事業年度開始の日以後2年間における事業計画書

(7) 申請者が他の法人に対する支配関係(他の法人に対する関係で、次に掲げるものをいう。以下同じ。)を持っているときは、その法人の名称及び住所、その法人の総株主等(総株主、総社員又は総出資者をいう。以下同じ。)の議決権(株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成17年法律第86号)第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。)の数及び当該議決権の数のうち当該申請者が有する議決権の数、その法人に対する支配関係を持つに至った理由を記載した書面並びにその法人の定款、直前事業年度の貸借対照表及び損益計算書並びに当該事業年度の事業計画書

ア 申請者がその法人の総株主等の議決権の2分の1以上に相当する議決権を有する関係

イ 申請者の営む卸売の業務に従事しているか、又は従事していた者が役員の過半数又は代表する権限を有する役員の過半数を占める関係

ウ 申請者がその法人の総株主等の議決権の100分の10以上に相当する議決権を有し、かつ、その法人の事業活動の主要部分について継続的で緊密な関係を維持する関係(イに掲げるものを除く。)

(8) 申請者が業務規程第6条の4第2号又は第3号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面

(9) 申請の日前30日以内の日現在において作成した純資産額調書(様式第1号の2)

(純資産額の計算方法)

第5条の2 業務規程第6条の4第5号に規定する純資産額は、第1号に掲げる資産の額の合計額から第2号に掲げる負債の額の合計額を控除した額

とする。

(1) 資産

ア 現金

イ 預金（支払期日が1年以内に到来しない定期預金を除く。）

ウ 売掛金

エ 受取手形

オ 有価証券（カ、マ及びミに掲げるものを除く。）

カ 親会社株式

キ 商品

ク 貯蔵品

ケ 前渡金（コに掲げるものを除く。）

コ 荷主前渡金

サ 前払費用（1年以内に償却され費用となるものに限る。）

シ 未収収益

ス 立替金

セ 短期貸付金

ソ 未収金

タ 仮払金

チ アからタまでに掲げるもの以外の流動資産

ツ 建物

テ 構築物

ト 機械及び装置

ナ 船舶及び車両その他の陸上運搬具

ニ 工具、器具及び備品

ヌ 土地

ネ 建設仮勘定

ノ ツからネまでに掲げるもの以外の有形固定資産

ハ のれん

ヒ 借地権（地上権を含む。）

フ 電話加入権

ヘ 施設負担金

ホ ハからヘまでに掲げるもの以外の無形固定資産

マ 投資有価証券（ミに掲げるものを除く。）

ミ 子会社株式

ム 出資金（メに掲げるものを除く。）

メ 子会社出資金

モ 長期貸付金

ヤ 開設者預託保証金

ユ 定期預金（支払期日が1年以内に到来しないものに限る。）

ヨ 長期前払費用（サに掲げるものを除く。）

ラ 事業者保険料

リ マからラまでに掲げるもの以外の投資等

ル 創立費

レ 開業費

ロ 試験研究費
ワ 開発費
ヲ 新株発行費
ン ルからヲまでに掲げるもの以外の繰延資産

(2) 負債

ア 受託販売未払金
イ 買掛金
ウ 支払手形
エ 短期借入金
オ 未払金（カに掲げるものを除く。）
カ 未払税金
キ 未払費用
ク 前受金
ケ 預り金（ソに掲げるものを除く。）
コ 前受収益
サ 仮受金
シ 賞与引当金
ス アからシまでに掲げるもの以外の流動負債
セ 長期借入金
ソ 預り保証金
タ 退職給付引当金
チ セからタまでに掲げるもの以外の固定負債
ツ 引当金（シ、ス、タ及びチに掲げるものを除く。）

2 前項に規定する資産及び負債の額は、純資産額の計算を行う日（以下「計算日」という。）における帳簿価額により計算するものとする。ただし、資産にあってはその帳簿価額が当該資産を計算日において評価した額を超えるとき、負債にあってはその帳簿価額が当該負債を計算日において評価した額を下るときは、その評価した額により計算するものとする。

(純資産基準額)

第5条の3 業務規程第6条の4第5号に規定する純資産基準額は、別表第1に定めるとおりとする。

(純資産額が基準額以上になった旨の申出)

第5条の4 業務規程第6条の5第2項の規定による申出をしようとする者は、純資産額申出書（様式第1号の3）に申出の日前30日以内の日現在において作成した純資産額調書を添えて、市長に提出しなければならない。

(名称変更等の届出)

第5条の5 業務規程第6条の6の規定による届出は、名称変更等届出書（様式第1号の4）を市長に提出して行う。

(許可の取消し)

第5条の6 業務規程第6条の7の規定により許可を取り消したときは、卸売業務許可取消通知書（様式第1号の5）により通知するものとする。

(卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の認可申請)

第5条の7 業務規程第6条の8第1項の規定により卸売の業務に係る事業の譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けようとする者は、譲渡人及び譲受人が連署した卸売業務事業譲渡認可申請書（様式第1号の6）を市長に提出しなければならない。

2 第5条第2項の規定は、前項の申請書の添付書類について準用する。この場合において、同条第2項中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類並びに譲渡し及び譲受けに係る契約書の写し」と、同項第8号中「申請者」とあるのは「譲受人である申請者」と読み替えるものとする。

3 業務規程第6条の8第2項の規定により卸売業者である法人の合併について市長の認可を受けようとする者は、合併の当事者が連署した合併認可申請書（様式第1号の7）を市長に提出しなければならない。

4 第5条第2項の規定は、前項の申請書の添付書類について準用する。この場合において、同条第2項中「次に掲げる書類」とあるのは「当該申請者及び合併後存続する法人又は合併により設立される法人についての次に掲げる書類並びに合併に係る契約書の写し」と、同項第8号中「申請者」とあるのは「合併後存続する法人又は合併により設立される法人」と読み替えるものとする。

5 業務規程第6条の8第2項の規定により卸売業者である法人の分割について市長の認可を受けようとする者は、分割認可申請書（様式第1号の8）を市長に提出しなければならない。この場合において、分割の当事者が2以上あるときは、これらの者が当該申請書に連署しなければならない。

6 第5条第2項の規定は、前項の申請書の添付書類について準用する。この場合において、同条第2項中「次に掲げる書類」とあるのは「当該申請者及び分割により卸売の業務を承継する法人についての次に掲げる書類並びに分割に係る計画書又は契約書の写し」と、同項第8号中「申請者」とあるのは「分割により卸売の業務を承継する法人」と読み替えるものとする。

(誓約書)

第5条の8 業務規程第9条第1項の誓約書は、誓

約書（様式第1号の9）によらなければならない。

（標準品の規格）

第26条 業務規程第3条に規定する取引品目の標準品は、別表第2及び別表第3のとおりとする。

（上場の順位等）

第28条 [略]

2 [略]

3 卸売業者は、物品を上場するときは、別表第2及び別表第3に定める標準規格表に従って仕分けしなければならない。

4・5 [略]

第38条 削除

（標準品の規格）

第26条 業務規程第3条に規定する取引品目の標準品は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

（上場の順位等）

第28条 [略]

2 [略]

3 卸売業者は、物品を上場するときは、別表第1及び別表第2に定める標準規格表に従って仕分けなければならない。

4・5 [略]

（市場外にある物品の卸売の申請等）

第38条 業務規程第40条第2項に規定する申出書は、市場外指定場所申出書（様式第21号）とする。

2 業務規程第40条第3項の規定による届出は、市場外指定場所の指定解除届出書（様式第22号）とする。

3 業務規程第40条第4項に規定する承認申請書は、市場外取引承認申請書（様式第23号）とする。

4 卸売業者は、業務規程第40条第5項の規定により電子情報処理組織を使用する取引方法による卸売をしようとするときは、電子商取引（追加）承認申請書（様式第24号）を市長に提出しなければならない。

5 前項の規定による申請は、1年ごとに行うものとする。ただし、新たに売買取引に参加しようとする者があるときは、当該新たに参加しようとする者がある月に行わなければならない。

6 卸売業者は、業務規程第40条第6項第2号アに掲げる事項のほか、次に掲げる事項を提供しなければならない。

(1) と畜年月日

(2) 格付、規格及び等級

(3) 瑕疵

(4) 牛の取引にあつては、その性別

7 業務規程第40条第6項第2号イに規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 生鮮食料品名

(2) 原料又は材料

(3) 保存の方法

(4) 原産地

(5) 内容量

(6) 賞味期限

(受託物品の検査)

第41条 卸売業者は、業務規程第47条第1項の規定による検査員の確認を受けようとするときは、受託物品検査申請書（様式第27号）を提出しなければならない。

2 前項の検査は、当該受託物品の所在する場所又は画像等により、卸売業者立会いの上これを行い、検査を終了したときは、検査証（様式第28号）を交付する。

(卸売予定数量等の公表)

第49条 業務規程第53条第1項第3号に掲げる数量等について同項の規定による公表をするときは、これを合算して行うものとする。同条第2項第3号に掲げる数量等について同項の規定による公表をするときも同様とする。

第50条 市長は、業務規程第54条第1項及び第2項の規定による公表の全部又は一部を、卸売業者に代行させることができる。この場合において、同条第2項中「中値」とあるのは、「加重平均」と読み替えるものとする。

(売買仕切金の支払方法)

第54条の2 業務規程第55条第1項に規定する規則で定める方法は、口座振込により支払う方法とする。

(委託手数料の率の届出等)

第56条 業務規程第57条第1項の規定による届出は、委託手数料率届出書（様式第43号の2）に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 業務規程第6条の10に規定する事業報告書で直近のもの

(2)・(3)

2・3 [略]

(出荷奨励金の交付の届出)

第57条 業務規程第58条第1項の規定により出荷奨励金を交付しようとする卸売業者は、出荷奨励金（完納奨励金）交付届出書（様式第44号）に市長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

(受託物品の検査)

第41条 卸売業者は、業務規程第47条第1項及び第2項の規定による検査員の確認を受けようとするときは、受託物品検査申請書（様式第27号）を提出しなければならない。

2 電子商取引に係る受託物品に異状を認めるときは、画像等により確認することができる。ただし、市長の指定する検査員が画像等により検査することが困難である場合には、当該検査員の指示するところによるものとする。

3 前2項の検査は、当該受託物品の所在する場所又は画像等により、卸売業者立会いの上これを行い、検査を終了したときは、検査証（様式第28号）を交付する。

(卸売予定数量等の公表)

第49条 業務規程第53条第1項第3号及び第4号に掲げる数量等について同項の規定による公表をするときは、これを合算して行うものとする。同条第2項第3号及び第4号に掲げる数量等について同項の規定による公表をするときも同様とする。

第50条 市長は、業務規程第54条第1項の規定による揭示及び第2項の規定による公表の全部又は一部を、卸売業者に代行させることができる。この場合において、同条第2項中「中値」とあるのは、「加重平均」と読み替えるものとする。

(委託手数料の率の届出等)

第56条 業務規程第57条第1項の規定による届出は、委託手数料率届出書（様式第43号の2）に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 卸売市場法（昭和46年法律第35号）第28条に規定する事業報告書で直近のもの

(2)・(3) [略]

2・3 [略]

(出荷奨励金の交付承認申請)

第57条 業務規程第58条第1項の承認を受けようとする卸売業者は、出荷奨励金（完納奨励金）交付承認申請書（様式第44号）に市長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

2 前項の規定による届出は、毎年3月15日までに、その年の4月1日から、その翌年の3月31日までの分についてしなければならない。

3 第1項の届出をした卸売業者は、届出事項の内容を変更しようとするとき又は未届出事項について新たな届出をしようとするときは、内容変更予定日又は未届出事項実施予定日のそれぞれ15日前までに、出荷奨励金（完納奨励金）変更（未届出）届出書（様式第45号）を市長に提出しなければならない。

4 第1項の届出をした卸売業者が、届出事項の内容を廃止したときは、直ちに市長に届け出なければならない。

（買受代金の支払方法及び支払猶予の特約）

第58条 業務規程第59条第1項に規定する規則で定める方法は、現金により支払う方法又は口座振込により支払う方法とする。

2 業務規程第59条第2項の規定による届出は、支払猶予特約届出書（様式第46号）に、当該届出に係る特約の内容を示す書面の写しを添えて行うものとする。

3 [略]

4 [略]

（使用料）

第76条 業務規程第70条第2項の規定による市場使用料は、別表第4のとおりとする。

（検査）

第81条 業務規程第73条第1項の規定により検査のため卸売業者、出荷者、売買参加者、関連事業者その他の市場において取引を行う者（以下「卸売業者等」という。）の事務所その他の業務を行う場所に立ち入る時間は、市場開場日の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、卸売業者等の了解を得たときは、この限りでない。

2 業務規程第73条第1項の規定による卸売業者等に対して行う検査は、中央卸売市場検査規則（昭和46年農林省訓令第16号）に基づき国が行う検査実施要領の例によるものとする。

3 [略]

2 前項の規定による承認申請は、毎年3月15日までに、その年の4月1日から、その翌年の3月31日までの分についてしなければならない。

3 第1項の承認を受けた卸売業者は、承認事項の内容を変更しようとするとき又は未承認事項について新たな承認を受けようとするときは、内容変更予定日又は未承認事項実施予定日のそれぞれ15日前までに、出荷奨励金（完納奨励金）変更（未承認）承認申請書（様式第45号）を市長に提出しなければならない。

4 第1項の承認を受けた卸売業者は、承認事項の内容を廃止したときは、直ちに市長に届け出なければならない。

（支払猶予の特約）

第58条

業務規程第59条第2項の規定による届出は、支払猶予特約届出書（様式第46号）に、当該届出に係る特約の内容を示す書面の写しを添えて行うものとする。

2 [略]

3 [略]

（使用料）

第76条 業務規程第70条第2項の規定による市場使用料は、別表第3のとおりとする。

（検査）

第81条 業務規程第73条第1項の規定により検査のため卸売業者又は関連事業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入る時間は、市場開場日の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、卸売業者又は関連事業者の了解を得たときは、この限りでない。

2 業務規程第73条第1項の規定による卸売業者及び関連事業者に対して行う検査は、中央卸売市場検査規則（昭和46年農林省訓令第16号）に基づき国が行う検査実施要領の例によるものとする。

3 [略]

（報告）

第82条 卸売業者は、毎事業年度経過後90日以内に次の書類を作成して市長に提出しなければならない。

(1) 業務の状況

<p><u>第 8 2 条</u> [略]</p> <p>(改善措置)</p> <p><u>第 8 3 条</u> 卸売業者等は、業務規程第 7 4 条の規定により改善措置命令を受けたときは、その改善措置の方法及び結果等について市長に報告しなければならない。</p> <p><u>第 8 4 条</u> [略]</p> <p><u>別表第 2</u> (第 2 6 条、第 2 8 条関係) [略]</p> <p><u>別表第 3</u> (第 2 6 条、第 2 8 条関係) [略]</p> <p><u>別表第 4</u> (第 7 6 条関係) [略]</p>	<p><u>ア</u> 事業の概要</p> <p><u>イ</u> 総会及び取締役会等の決議事項等</p> <p><u>ウ</u> 内部組織に関する事項</p> <p><u>エ</u> 卸売業務の状況</p> <p><u>オ</u> 兼業業務等の状況</p> <p>(2) <u>経理の状況</u></p> <p><u>ア</u> 貸借対照表</p> <p><u>イ</u> 損益計算書</p> <p><u>ウ</u> 利益金処分書又は欠損金処理書</p> <p><u>エ</u> 貸借対照表及び損益計算書の内訳</p> <p><u>2</u> 前項に規定する決算期日は、あらかじめこれを市長に届け出なければならない。</p> <p><u>3</u> 第 1 項に規定する報告書は、卸売市場法施行規則(昭和 4 6 年農林省令第 5 2 号)第 1 7 条の規定を準用する。</p> <p><u>第 8 3 条</u> [略]</p> <p>(改善措置)</p> <p><u>第 8 4 条</u> 卸売業者及び関連事業者は、業務規程第 7 4 条の規定により改善措置命令を受けたときは、その改善措置の方法及び結果等について市長に報告しなければならない。</p> <p><u>第 8 5 条</u> [略]</p> <p><u>別表第 1</u> (第 2 6 条、第 2 8 条関係) [略]</p> <p><u>別表第 2</u> (第 2 6 条、第 2 8 条関係) [略]</p> <p><u>別表第 3</u> (第 7 6 条関係) [略]</p>
---	---

附則の次に次の 1 表を加える。

別表第1（第5条関係）

卸売業者の純資産基準額

卸売金額	純資産基準額
50億円未満	1,000万円
50億円以上100億円未満	2,200万円
100億円以上200億円未満	5,000万円
200億円以上300億円未満	9,000万円
300億円以上400億円未満	1億2,000万円
400億円以上500億円未満	1億5,000万円
500億円以上	2億円

様式第 1 号を様式第 1 号の 9 とし、同号の前に次の 8 様式を加える。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

（宛先）さいたま市長

住 所
氏名又は名称



卸 売 業 務 許 可 申 請 書

さいたま市食肉中央卸売市場における卸売業務の許可を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

資本金又は出資の額			
役 員 の 氏 名			
取 扱 品 目 の 部 類			

様式第1号の2（第5条関係）

年 月 日

（宛先）さいたま市長

住 所
氏名又は名称



純 資 産 額 調 書（ 年 月 日 現 在 ）

年 月 日現在の純資産額調書は次のとおりです。

科 目	帳 簿 価 額	評 価 額
	千円	千円
(1) 資産		
ア 現金		
イ 預金		
ウ 売掛金		
エ 受取手形		
オ 有価証券		
カ 親会社株式		
キ 商品		
ク 貯蔵品		
ケ 前渡金		
コ 荷主前渡金		
サ 前払費用		
シ 未収収益		
ス 立替金		
セ 短期貸付金		
ソ 未収金		
タ 仮払金		
チ その他流動資産 (貸倒引当金)		
ツ 建物		
テ 構築物		
ト 機械及び装置		
ナ 船舶及び車両その他の陸上 運搬具		
ニ 工具、器具及び備品		
ヌ 土地		
ネ 建設仮勘定		
ノ その他有形固定資産 (減価償却累計額)		
ハ のれん		
ヒ 借地権		
フ 電話加入権		
ヘ 施設負担金		
ホ その他無形固定資産		
マ 投資有価証券		
ミ 子会社株式		
ム 出資金		
メ 子会社出資金		

モ 長期貸付金		
ヤ 開設者預託保証金		
ユ 定期預金		
ヨ 長期前払費用		
ラ 事業者保険料		
リ その他投資等 (貸倒引当金)		
ル 創立費		
レ 開業費		
ロ 試験研究費		
ワ 開発費		
ヲ 新株発行費		
ン その他繰延資産		

科 目	帳 簿 価 額	評 価 額
	千円	千円
(2) 負債		
ア 受託販売未払金		
イ 買掛金		
ウ 支払手形		
エ 短期借入金		
オ 未払金		
カ 未払税金		
キ 未払費用		
ク 前受金		
ケ 預り金		
コ 前受収益		
サ 仮受金		
シ 賞与引当金		
ス その他流動負債		
セ 長期借入金		
ソ 預り保証金		
タ 退職給付引当金		
チ その他固定負債		
ツ 引当金 (シ、ス、タ、チを除く)		

純資産額 ((1) - (2))		
-----------------------	--	--

様式第1号の3（第5条の4関係）

年 月 日

（宛先）さいたま市長

卸売業者

㊟

純資産額申出書

純資産額がさいたま市食肉中央卸売市場業務規程施行規則第5条の3で定める基準額以上となりましたので、さいたま市食肉中央卸売市場業務規程第6条の5第2項の規定により、関係書類を添えて申し出ます。

様式第1号の4（第5条の5関係）

年 月 日

（宛先）さいたま市長

住 所
氏名又は名称



名称変更等届出書

さいたま市食肉中央卸売市場業務規程第6条の2の規定により許可を受けた

卸売の業務を〔 開始・休止・再開・廃止 〕
内容変更 〕しましたので、同業務規程第6条の6の規定に

より次のとおり届け出ます。

変更内容	変更前	変更後	理由

様式第1号の5（第5条の6関係）

第 号
年 月 日

卸売業者 様

さいたま市長

印

卸売業務許可取消通知書

さいたま市食肉中央卸売市場業務規程第6条の7第 項の規定により卸売業務の許可を取り消しましたので通知します。

取消しの理由

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第1号の6（第5条の7関係）

年 月 日

（宛先）さいたま市長

譲渡人住所

氏名又は名称 ㊟

譲受人住所

氏名又は名称 ㊟

卸売業務事業譲渡許可申請書

さいたま市食肉中央卸売市場業務規程第6条の8第1項の規定により、卸売業者の事業の譲渡し及び譲受けの認可を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

譲渡する事業に係る 取扱品目の部類	
譲渡し及び譲受けの 予定年月日	
譲渡し及び譲受けを 必要とする理由	

様式第1号の7（第5条の7関係）

年 月 日

（宛先）さいたま市長

住 所

氏名又は名称



合併認可申請書

さいたま市食肉中央卸売市場業務規程第6条の8第2項の規定により、卸売業者の合併の認可を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称及び住所並びに当該業務に係る取扱品目の部類	
合併の方法及び条件	
合併の予定年月日	
合併を必要とする理由	

様式第1号の8（第5条の7関係）

年 月 日

（宛先）さいたま市長

住 所

氏名又は名称



分割認可申請書

さいたま市食肉中央卸売市場業務規程第6条の8第2項の規定により、卸売業者の分割の認可を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

分割により市場における卸売業務を承継する法人の名称及び住所並びに当該業務に係る取扱品目の部類	
分割の方法及び条件	
分割の予定年月日	
分割を必要とする理由	

様式第21号から様式第24号までを次のように改める。

様式第21号から様式第24号まで 削除

様式第31号及び様式第32号を次のように改める。

様式第31号（第48条関係）

年 月 日

(宛先) さいたま市長

卸売業者



卸 売 予 定 数 量 報 告 書

さいたま市食肉中央卸売市場業務規程第52条第1項の規定により、次のとおり報告します。

卸 売 方 法	品 名	数 量					計
		埼玉	栃木	群馬	茨城	その他	
せり又は入札による卸売	牛						
	豚						
	計						
相 対 取 引 に よ る 卸 売	牛						
	豚						
	計						
売買参加者以外への卸売 ()入荷量が多い・品目又は品質が特殊 ()集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する卸売 ()新商品開発に必要な卸売	牛						
	豚						
	計						
	合 計						

様式第42号を次のように改める。

小計				
合計	頭数			

販売金額合計

適用税率	販売項目	税抜金額	消費税額	税込金額
販売金額合計				

控除金額合計

適用税率	控除金項目	税抜金額	消費税額	税込金額
控除金額合計				

扱者	責任者

差引仕切金額	
支払金額	

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前								
<p>様式第43号の2（第56条関係）</p> <p>[略]</p> <p>(宛先) さいたま市長</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">委託手数料率届出書</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">添付書類</td> <td> 1 卸売市場法施行規則第7条 <u>第1項に規定する直近の事業報告書</u> 2～4 [略] </td> </tr> </table>	[略]		添付書類	1 卸売市場法施行規則第7条 <u>第1項に規定する直近の事業報告書</u> 2～4 [略]	<p>様式第43号の2（第56条関係）</p> <p>[略]</p> <p>(あて先) さいたま市長</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">委託手数料率届出書</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">添付書類</td> <td> 1 卸売市場法第28条に規定 する直近の事業報告書 2～4 [略] </td> </tr> </table>	[略]		添付書類	1 卸売市場法第28条に規定 する直近の事業報告書 2～4 [略]
[略]									
添付書類	1 卸売市場法施行規則第7条 <u>第1項に規定する直近の事業報告書</u> 2～4 [略]								
[略]									
添付書類	1 卸売市場法第28条に規定 する直近の事業報告書 2～4 [略]								
<p>様式第44号（第57条、第60条関係）</p> <p>[略]</p> <p>(宛先) さいたま市長</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;"><u>出荷奨励金（完納奨励金）交付届出書</u></p> <p>さいたま市食肉中央卸売市場業務規程第58条（第61条）の規定により、<u>次のとおり届け出ます。</u></p> <p>1～11 [略]</p>	<p>様式第44号（第57条、第60条関係）</p> <p>[略]</p> <p>(あて先) さいたま市長</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;"><u>出荷奨励金（完納奨励金）交付承認申請書</u></p> <p>さいたま市食肉中央卸売市場業務規程第58条（第61条）の規定により、<u>出荷（完納）の奨励を目的とした奨励金交付の承認を申請します。</u></p> <p>1～11 [略]</p>								
<p>様式第45号（第57条、第60条関係）</p> <p>[略]</p> <p>(宛先) さいたま市長</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;"><u>出荷奨励金（完納奨励金）変更（未届出）届出書</u></p> <p>出荷奨励金（完納奨励金）について、次のとおり変更（未届出）の事項を届け出ます。</p> <p>[略]</p>	<p>様式第45号（第57条、第60条関係）</p> <p>[略]</p> <p>(あて先) さいたま市長</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;"><u>出荷奨励金（完納奨励金）変更（未承認）承認申請書</u></p> <p>出荷奨励金（完納奨励金）について、次のとおり変更（未承認）の事項の承認を申請します。</p> <p>[略]</p>								
<p>様式第53号（第81条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">立入検査身分証明書</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </table>	[略]	立入検査身分証明書	[略]		<p>様式第53号（第81条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">立入検査身分証明書</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> </table>	[略]	立入検査身分証明書	[略]	
[略]	立入検査身分証明書								
[略]									
[略]	立入検査身分証明書								
[略]									

上記の者は、さいたま市食肉中央卸売市場業務規程第73条の2の規定による立入検査に従事する職員であることを証明する。

[略]

[略]

様式第54号（第82条関係）

様式第55号（第82条関係）

様式第56号（第82条関係）

様式第57号（第82条関係）

様式第58号（第82条関係）

上記の者は、さいたま市食肉中央卸売市場業務規程第73条の規定による立入検査に従事する職員であることを証明する。

[略]

[略]

様式第54号（第83条関係）

様式第55号（第83条関係）

様式第56号（第83条関係）

様式第57号（第83条関係）

様式第58号（第83条関係）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年6月21日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市食肉中央卸売市場業務規程施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則による改正後のさいたま市食肉中央卸売市場業務規程施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この規則の施行の際現に改正前の規則様式第31号、様式第32号及び様式第54号から様式第58号までの規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

さいたま市規則第73号

さいたま市事務分掌規則の一部を改正する規則

さいたま市事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第86号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第6条 市民局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 市民局 [略] 区政推進部 (1)～(8) [略] (9) 区役所の住民基本台帳、戸籍、印鑑登録、中長期在留者、特別永住者及び個人番号カードの交付に係る事務の総合調整に関すること。 (10) [略]	第6条 市民局の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 市民局 [略] 区政推進部 (1)～(8) [略] (9) 区役所の住民基本台帳、戸籍、印鑑登録、中長期在留者、特別永住者 <u>並びに通知カード</u> 及び個人番号カードの交付に係る事務の総合調整に関すること。 (10) [略]

附 則

この規則は、令和2年5月25日から施行する。

さいたま市規則第74号

さいたま市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則

さいたま市区役所等事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第88号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第4条 区役所区民生活部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 区民生活部 [略] 区民課 (1)～(7) [略] (8) 個人番号カードの交付に関すること。 (9)～(27) [略]	第4条 区役所区民生活部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 区民生活部 [略] 区民課 (1)～(7) [略] (8) <u>通知カード及び</u> 個人番号カードの交付に関すること。 (9)～(27) [略]

附 則

この規則は、令和2年5月25日から施行する。

さいたま市規則第75号

さいたま市区役所の職員の兼務に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市区役所の職員の兼務に関する規則（平成15年さいたま市規則第94号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第2条 区役所及び支所において次に掲げる事務に従事する職員は、辞令を用いることなく、それぞれ他の区役所及び支所において同一の事務に従事する職員の職を兼ねるものとみなす。 (1)～(3) [略] (4) 個人番号カードの交付に関する事 こと。 (5)・(6) [略]	第2条 区役所及び支所において次に掲げる事務に従事する職員は、辞令を用いることなく、それぞれ他の区役所及び支所において同一の事務に従事する職員の職を兼ねるものとみなす。 (1)～(3) [略] (4) <u>通知カード及び</u> 個人番号カードの交付に関する事 こと。 (5)・(6) [略]

附 則

この規則は、令和2年5月25日から施行する。

さいたま市規則第76号

さいたま市障害者の利用に係る公の施設使用料等減免条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市障害者の利用に係る公の施設使用料等減免条例施行規則（平成13年さいたま市規則第115号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第2条、第4条関係）			別表（第2条、第4条関係）		
使用料等の名称	減額又は免除の区分及びその内容		使用料等の名称	減額又は免除の区分及びその内容	
	区分	内容		区分	内容
[略]			[略]		
さいたま市さいたま新都心バスターミナルの使用料等（ <u>駐車場</u> の使用料等に限る。）	[略]		さいたま市さいたま新都心バスターミナルの使用料等（ <u>バス駐車場</u> の使用料等に限る。）	[略]	
[略]			[略]		

附 則

この規則は、令和2年6月1日から施行する。

さいたま市規則第77号

さいたま市さいたま新都心バスターミナル条例施行規則

さいたま市さいたま新都心バスターミナル条例施行規則（令和元年さいたま市規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>（バスターミナルの使用の申請）</u></p> <p><u>第2条 条例第6条第1項の規定による使用の許可又は許可に係る事項の変更の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に定めるところにより申請書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 条例第3条第1号に規定するバスターミナル（以下「バスターミナル」という。）の使用の許可を受けようとする場合 さいたま新都心バスターミナル使用許可申請書（様式第1号）</u></p> <p><u>(2) バスターミナルの使用の許可に係る事項の変更の許可を受けようとする場合 さいたま新都心バスターミナル使用変更許可申請書（様式第2号）</u></p> <p><u>（バスターミナルの使用の許可）</u></p> <p><u>第3条 条例第6条第1項の規定による使用の許可又は許可に係る事項の変更の許可は、次に定めるところにより許可書を交付して行うものとする。</u></p> <p><u>(1) バスターミナルの使用の許可 さいたま新都心バスターミナル使用許可書（様式第3号）</u></p> <p><u>(2) バスターミナルの使用の許可に係る事項の変更の許可 さいたま新都心バスターミナル使用変更許可書（様式第4号）</u></p> <p><u>（使用料の納付）</u></p> <p><u>第4条 条例第8条の許可事業者は、市長が別に定める日までにその前月分のバスターミナルの使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p>	

(掲示物の掲示等)

第5条 条例第8条の許可事業者は、バスターミナル内に掲示物を掲示し、又は工作物を設置しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(駐車場の利用方法等)

第6条 条例第3条第2号の一般車駐車場又は同条第3号のバス駐車場を利用する者（以下「駐車場利用者」という。）は、自動車を入場させるときに駐車券の交付を受けなければならない。

第7条 [略]

第8条 [略]

第9条 [略]

第10条 [略]

(駐車場の利用方法等)

第2条 条例第3条第3号のバス駐車場を利用する者（以下「駐車場利用者」という。）は、自動車を入場させるときに駐車券の交付を受けなければならない。

第3条 [略]

第4条 [略]

第5条 [略]

第6条 [略]

附則の次に次の4様式を加える。

様式第1号（第2条関係）

さいたま新都心バスターミナル使用許可申請書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

住所
申請者
氏名

さいたま市さいたま新都心バスターミナル条例第6条第1項の規定によるバスターミナルの使用の許可を受けたいので、次のとおりバスターミナルの使用の許可を申請します。

使用期間	年 月 日 から 年 月 日まで
運行計画／ 運行系統	
乗入便数／ 使用予定台数	
添付書類	<input type="checkbox"/> 運行計画に係る書類 <input type="checkbox"/> その他

注

様式第2号（第2条関係）

さいたま新都心バスターミナル使用変更許可申請書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

住所
申請者
氏名

さいたま市さいたま新都心バスターミナル条例第6条第1項の規定の規定によるバスターミナルの使用の変更許可を受けたいので、次のとおり申請します。

許可番号及び許可年月日	第 号 年 月 日
変更内容	
変更理由	
添付書類	<input type="checkbox"/> 運行計画に係る書類 <input type="checkbox"/> その他

注

様式第3号（第3条関係）

さいたま新都心バスターミナル使用許可書

第 号
年 月 日

様

さいたま市長



年 月 日付けで申請のあったさいたま新都心バスターミナルの使用については、次のとおり許可します。

1 通行の許可

通行を許可する区間

起点：埼玉県さいたま市大宮区北袋町1丁目603番地1地先

終点：埼玉県さいたま市大宮区北袋町1丁目603番地1地先

キロ程：0.1km

2 停留所使用の許可

(1) 物件 停留所名 さいたま新都心バスターミナル

所在地 埼玉県さいたま市大宮区北袋町1丁目603番地1

(2) 期間 年 月 日から 年 月 日まで

※自動更新（可・否）

3 その他

様式第4号（第3条関係）

さいたま新都心バスターミナル使用変更許可書

第 号
年 月 日

様

さいたま市長



年 月 日付で申請のあったさいたま新都心バスターミナルの許可事項の
変更については、次のとおり許可します。

変更内容

附 則

この規則は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

さいたま市規則第78号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則（平成28年さいたま市規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成27年政令第318号）第1条第2項の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号） <u>第19条第1項</u> の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を定めるものとする。 [略]	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成27年政令第318号）第1条第2項の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号） <u>第15条第1項</u> の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を定めるものとする。 [略]

附 則

この規則は、令和2年6月1日から施行する。

さいたま市規則第79号

さいたま市岩槻人形博物館条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市岩槻人形博物館条例施行規則（令和2年さいたま市規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(観覧券等の交付等)	(観覧券等の交付等)
第2条 [略]	第2条 [略]
2・3 [略]	2・3 [略]
<u>4</u> 博物館が1月以上休館する場合において、当該休館期間の開始日が年間観覧券の有効期間内に存するときは、 <u>当該休館期間（その期間に1月未満の端数がある場合には、これを1月とする。）に相当する期間を、年間観覧券の有効期間に加えるものとする。</u>	
<u>5</u> [略]	<u>4</u> [略]
<u>6</u> [略]	<u>5</u> [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和2年3月2日から適用する。

さいたま市規則第80号

さいたま市大宮盆栽美術館条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市大宮盆栽美術館条例施行規則（平成22年さいたま市規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(観覧券の交付等) 第2条 [略] 2・3 [略] 4 年間観覧券の有効期間は、交付の日から起算して1年とする。 5 [略] 6 <u>美術館が1月以上休館する場合において、当該休館期間の開始日が年間観覧券の有効期間内に存するときは、当該休館期間（その期間に1月未満の端数がある場合には、これを1月とする。）に相当する期間を、年間観覧券の有効期間に加えるものとする。</u>	(観覧券の交付等) 第2条 [略] 2・3 [略] 4 <u>前項の</u> 年間観覧券の有効期間は、交付の日から起算して1年とする。 5 [略]

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後のさいたま市大宮盆栽美術館条例施行規則第2条第6項の規定は、令和2年3月2日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市大宮盆栽美術館条例施行規則第2条第6項の規定は、適用日以後に有効期間が満了する年間観覧券について適用し、適用日前に有効期間が満了した年間観覧券については、なお従前の例による。

さいたま市規則第 8 1 号

さいたま市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則

(さいたま市保健所長事務委任規則の一部改正)

第 1 条 さいたま市保健所長事務委任規則（平成 1 4 年さいたま市規則第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(食品衛生法等に関する委任事務)	(食品衛生法等に関する委任事務)
第 4 条 食品衛生法（昭和 2 2 年法律第 2 3 3 号。以下この条において「法」という。）、食品衛生法施行規則（昭和 2 3 年厚生省令第 2 3 号。以下この条において「省令」という。）及び食品衛生に関する条例（昭和 2 5 年埼玉県条例第 3 2 号）に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は次のとおりとする。	第 4 条 食品衛生法（昭和 2 2 年法律第 2 3 3 号。以下この条において「法」という。）、食品衛生法施行規則（昭和 2 3 年厚生省令第 2 3 号。以下この条において「省令」という。）及び食品衛生に関する条例（昭和 2 5 年埼玉県条例第 3 2 号）に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は次のとおりとする。
<u>(1) 法第 8 条第 1 項の規定による指定成分等含有食品に係る情報の届出の受理に関すること。</u>	
<u>(2)</u> [略]	(1) [略]
<u>(3)</u> [略]	(2) [略]
<u>(4)</u> [略]	(3) [略]
<u>(5)</u> [略]	(4) [略]
<u>(6)</u> [略]	(5) [略]
<u>(7)</u> [略]	(6) [略]
<u>(8)</u> [略]	(7) [略]
<u>(9)</u> [略]	(8) [略]
<u>(10)</u> [略]	(9) [略]
<u>(11)</u> [略]	(10) [略]
<u>(12)</u> [略]	(11) [略]
<u>(13)</u> [略]	(12) [略]
<u>(14)</u> [略]	(13) [略]
<u>(15)</u> [略]	(14) [略]
<u>(16)</u> [略]	(15) [略]
<u>(17)</u> [略]	(16) [略]
<u>(18)</u> [略]	(17) [略]
<u>(19)</u> [略]	(18) [略]

<p>(20) [略] (21) [略]</p>	<p>(19) [略] (20) [略]</p>
<p>(農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に関する委任事務)</p> <p>第35条 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下この条において「法」という。）に関する事務（保健福祉局保健部食肉衛生検査所が行うものを除く。）のうち、保健所長に委任する事務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 法第15条第2項の規定による輸出証明書の発行に関すること。</p> <p>(2) 法第17条第2項の規定による適合施設の認定に関すること。</p> <p>(3) 法第17条第4項の規定による適合施設が認定要件に適合していることの確認に関すること。</p> <p>(4) 法第17条第5項の規定による改善指示及び認定の取消しに関すること。</p> <p>(5) 法第38条第2項の規定による報告の徴収、物件の提出の指示、立入調査及び質問に関すること。</p> <p>(6) 法第38条第5項の規定による輸出証明書の発行及び適合施設の認定の取消しに関すること。</p>	<p>第35条 削除</p>

第2条 さいたま市保健所長事務委任規則の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(食品衛生法等に関する委任事務)</p> <p>第4条 食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下この条において「法」という。）、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下この条において「省令」という。）及び食品衛生に関する条例（昭和25年埼玉県条例第32号）に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 法第55条の規定による営業の許可に関すること。</p>	<p>(食品衛生法等に関する委任事務)</p> <p>第4条 食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下この条において「法」という。）、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下この条において「省令」という。）及び食品衛生に関する条例（昭和25年埼玉県条例第32号）に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 法第52条の規定による営業の許可に関すること。</p>

<p>(7) <u>法第56条第2項</u>（<u>法第57条第2項</u>において準用する場合を含む。）の規定による許可営業者の地位の承継の届出の受理に関すること。</p> <p>(8) <u>法第57条第1項</u>の規定による営業の届出の受理に関すること。</p> <p>(9) <u>法第58条第1項</u>の規定による食品等の回収に係る届出の受理に関すること。</p> <p>(10) <u>法第59条</u>（<u>法第68条第3項</u>において準用する場合を含む。）の規定による廃棄又は必要な処置の命令に関すること（卸売市場に係るものを除く。）。</p> <p>(11) <u>法第60条</u>（<u>法第68条第3項</u>において準用する場合を含む。）の規定による営業の許可の取消し等に関すること。</p> <p>(12) <u>法第61条</u>（<u>法第68条第3項</u>において準用する場合を含む。）の規定による整備改善の命令及び営業の許可の取消し等に関すること。</p> <p>(13) <u>法第64条第1項及び第2項</u>の規定による死体解剖の実施等に関すること。</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) <u>省令第71条の2</u>の規定による廃業の届出の受理に関すること。</p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) [略]</p> <p>(19) [略]</p> <p>(20) [略]</p> <p>(21) [略]</p> <p>(22) [略]</p> <p>(23) [略]</p> <p>(24) [略]</p>	<p>(7) <u>法第53条第2項</u>の規定による許可営業者の地位の承継の届出の受理に関すること。</p> <p>(8) <u>法第54条</u>（<u>法第62条第3項</u>において準用する場合を含む。）の規定による廃棄又は必要な処置の命令に関すること（卸売市場に係るものを除く。）。</p> <p>(9) <u>法第55条</u>（<u>法第62条第3項</u>において準用する場合を含む。）の規定による営業の許可の取消し等に関すること。</p> <p>(10) <u>法第56条</u>（<u>法第62条第3項</u>において準用する場合を含む。）の規定による整備改善の命令及び営業の許可の取消し等に関すること。</p> <p>(11) <u>法第59条第1項及び第2項</u>の規定による死体解剖の実施等に関すること。</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) [略]</p> <p>(19) [略]</p> <p>(20) [略]</p> <p>(21) [略]</p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中第35条の改正 公布の日
- (2) 第1条中第4条の改正 令和2年6月1日
- (3) 第2条の規定 令和3年6月1日

(準備行為)

2 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）附則第9条の規定による届出の受理は、第2条の規定の施行の日前においても、同条の規定による

改正後のさいたま市保健所長事務委任規則第4条第8号の規定の例により行うことができる。

さいたま市規則第82号

さいたま市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市食品衛生法施行細則（平成14年さいたま市規則第68号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
	<p style="text-align: center;"><u>（簡易な飲食店営業等の管理運営の基準）</u></p> <p><u>第2条 条例別表第1の1(3)の規則で定める管理運営の基準は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 施設の様子が一定していない営業にあつては、著しく不潔と認められる場所で営業しないこと。</u></p> <p><u>(2) 施設及びその周辺は、毎日清掃し、衛生上支障がないように保持すること。</u></p> <p><u>(3) 手洗い設備には、手指等の消毒液等を備え、常に使用できる状態にしておくこと。</u></p> <p><u>(4) 食品、添加物、器具又は容器包装（以下「食品等」という。）は、常に衛生的に取り扱うこと。</u></p> <p><u>(5) 使用する水の管理は、次に定めるところによること。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>ア 水道水以外の水を使用する場合は、その使用する水が、衛生試験機関で飲用に適する水と認められ、かつ、滅菌装置が正常に作動している給水設備から供給される水であることを確認すること。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>イ 貯水式給水タンクを使用する場合は、当該タンク内を十分に洗浄し、常に清潔で衛生的に保つこと。</u></p> <p><u>(6) 廃棄物の処理は、次に定めるところによること。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>ア 廃棄物容器は、汚液及び汚臭が漏れないよう適正に管理するとともに、定期的に洗浄すること。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>イ 廃棄物の処理は、適正に行うこと。</u></p> <p><u>(7) 便所は、清潔にし、定期的に殺虫及び消毒すること。</u></p>

(営業許可書の交付)

第2条 さいたま市保健所条例(平成13年さいたま市条例第309号)の規定により設置された保健所の長(以下「保健所長」という。)は、法第52条第1項又は食品衛生に関する条例第2条第1項の規定による営業の許可をしたときは、当該営業許可申請者に対し、営業許可書(様式第1号又は様式第1号の2)を交付するものとする。

(食品等の製造又は加工の営業の届出事項等)

第3条 条例第3条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(5) [略]

(6) 食品衛生責任者の氏名、生年月日及び資格の種類

(7)～(10) [略]

2 条例第3条第2項に規定する規則で定める事項は、前項第1号、第2号、第4号、第6号、第9号又は第10号に掲げるとおりとする。

(給食施設の届出事項等)

第4条 条例第5条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(6) [略]

(7) 食品衛生責任者の氏名、生年月日及び資格の種類

(8)・(9) [略]

2 条例第5条第2項に規定する規則で定める事項は、前項第1号、第2号、第7号、第8号又は第9号に掲げるとおりとする。

(食品衛生責任者の届出事項等)

第5条 条例第6条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(5) [略]

(6) 食品衛生責任者の資格の種類

(8) さいたま市保健所条例(平成13年さいたま市条例第309号)の規定により設置された保健所の長(以下「保健所長」という。)から健康診断を受けるべき旨の指示があったときは、従業者に健康診断を受けさせること。

(9) 従業者に、清潔な服装で取扱作業に従事させること。

(営業許可書の交付)

第3条 保健所長は、法第52条第1項又は食品衛生に関する条例第2条第1項の規定による営業の許可をしたときは、当該営業許可申請者に対し、営業許可書(様式第1号又は様式第1号の2)を交付するものとする。

(食品等の製造又は加工の営業の届出事項等)

第4条 条例第4条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(5) [略]

(6) 食品衛生責任者の氏名、生年月日及び条例別表第1の6(6)アからオまでに掲げる資格

(7)～(10) [略]

2 条例第4条第2項に規定する規則で定める事項は、前項第1号、第2号、第4号、第6号、第9号又は第10号に掲げるとおりとする。

(給食施設の届出事項等)

第5条 条例第6条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(6) [略]

(7) 食品衛生責任者の氏名、生年月日及び条例別表第1の6(6)アからオまでに掲げる資格

(8)・(9) [略]

2 条例第6条第2項に規定する規則で定める事項は、前項第1号、第2号、第7号、第8号又は第9号に掲げるとおりとする。

(食品衛生責任者の届出事項等)

第6条 条例第7条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(5) [略]

(6) 食品衛生責任者が次のいずれかに該当する場合にあっては、その旨

ア 法第48条第6項各号のいずれかに該当する者

イ 栄養士、調理師又は製菓衛生師

(食品衛生監視員による食品等の移動の停止命令)

第6条 食品衛生監視員は、営業者が法第6条、第10条から第12条まで、第13条第2項若しくは第3項、第16条、第18条第2項若しくは第3項又は第20条の規定に違反していると認め、かつ、食品衛生上の危害を除去するため緊急を要するときは、法第54条の規定により、その営業者に対し、期間を定めて食品、添加物、器具又は容器包装の移動の停止を命じることができる。

第7条 [略]

様式第1号 (第2条関係)

様式第1号の2 (第2条関係)

様式第2号 (第7条関係)

様式第3号 (第7条関係)

様式第4号 (第7条関係)

様式第5号 (第7条関係)

様式第6号 (第7条関係)

様式第7号 (第7条関係)

様式第8号 (第7条関係)

様式第9号 (第7条関係)

様式第10号 (第7条関係)

様式第11号 (第7条関係)

様式第12号 (第7条関係)

様式第13号 (第7条関係)
営業許可相続承継届

[略]

ウ 市長の指定した養成講習会の課程を修了した者

エ アからウまでに掲げるもののほか、これと同等以上の知識を有する者

(食品衛生監視員による食品等の移動の停止命令)

第7条 食品衛生監視員は、営業者が法第6条、第9条、第10条、第11条第2項、第16条、第18条第2項又は第20条の規定に違反していると認め、かつ、食品衛生上の危害を除去するため緊急を要するときは、法第54条の規定により、その営業者に対し、期間を定めて食品、添加物、器具又は容器包装の移動の停止を命じることができる。

第8条 [略]

様式第1号 (第3条関係)

様式第1号の2 (第3条関係)

様式第2号 (第8条関係)

様式第3号 (第8条関係)

様式第4号 (第8条関係)

様式第5号 (第8条関係)

様式第6号 (第8条関係)

様式第7号 (第8条関係)

様式第8号 (第8条関係)

様式第9号 (第8条関係)

様式第10号 (第8条関係)

様式第11号 (第8条関係)

様式第12号 (第8条関係)

様式第13号 (第8条関係)
営業許可相続承継届

[略]

備考 次の書類を添付すること。

- 1 戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書の写し
- 2 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により許可営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書の写し
- 3 [略]

様式第14号 (第7条関係)

営業許可合併承継届

[略]

備考 次の書類を添付すること。

- 1 合併前存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書の写し
- 2 [略]

様式第15号 (第7条関係)

営業許可分割承継届

[略]

備考 次の書類を添付すること。

- 1 分割により営業を承継した法人の登記事項証明書の写し
- 2 [略]

様式第16号 (第7条関係)

様式第17号 (第7条関係)

様式第18号 (第7条関係)

様式第19号 (第7条関係) (表)

様式第19号 (第7条関係) (裏)

様式第20号 (第7条関係)

様式第21号 (第7条関係)

様式第22号 (第7条関係)

様式第23号 (第7条関係)

様式第24号 (第7条関係)

様式第25号 (第7条関係)

備考 次の書類を添付すること。

- 1 戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書
- 2 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により許可営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- 3 [略]

様式第14号 (第8条関係)

営業許可合併承継届

[略]

備考 次の書類を添付すること。

- 1 合併前存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書
- 2 [略]

様式第15号 (第8条関係)

営業許可分割承継届

[略]

備考 次の書類を添付すること。

- 1 分割により営業を承継した法人の登記事項証明書
- 2 [略]

様式第16号 (第8条関係)

様式第17号 (第8条関係)

様式第18号 (第8条関係)

様式第19号 (第8条関係) (表)

様式第19号 (第8条関係) (裏)

様式第20号 (第8条関係)

様式第21号 (第8条関係)

様式第22号 (第8条関係)

様式第23号 (第8条関係)

様式第24号 (第8条関係)

様式第25号 (第8条関係)

様式第 26 号 (第 7 条関係)	様式第 26 号 (第 8 条関係)
様式第 27 号 (第 7 条関係)	様式第 27 号 (第 8 条関係)
様式第 28 号 (第 7 条関係)	様式第 28 号 (第 8 条関係)
様式第 29 号 (第 7 条関係)	様式第 29 号 (第 8 条関係)
様式第 30 号 (第 7 条関係)	様式第 30 号 (第 8 条関係)
様式第 31 号 (第 7 条関係)	様式第 31 号 (第 8 条関係)
様式第 32 号 (第 7 条関係)	様式第 32 号 (第 8 条関係)
様式第 33 号 (第 7 条関係)	様式第 33 号 (第 8 条関係)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。ただし、様式第 13 号から様式第 15 号までの改正（「第 8 条関係」を「第 7 条関係」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号）第 1 条の規定による改正後の食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 50 条の 2 第 2 項に規定する公衆衛生上必要な措置については、令和 3 年 5 月 31 日までの間は、この規則による改正前のさいたま市食品衛生法施行細則第 2 条の基準によることとする。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市食品衛生法施行細則の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。